



エネルギー政策と競争法 ～公正取引委員会「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」の検証～

池野, 友徳

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2021-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7661号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007661>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士學位論文

エネルギー政策と競争法

～公正取引委員会「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」の検証～

神戸大学大学院法学研究科

専攻：法学政治学専攻

指導教員：泉水 文雄

学籍番号：166J113J

氏名：池野 友徳

提出年月日：令和2年1月10日

論文要旨

本稿は、公正取引委員会が2017年6月28日に公表した、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」(「LNG 報告書」)が、LNG 売買契約において伝統的な取引条件である仕向地条項や Take or Pay 条項に独占禁止法上の懸念を示したことに對し、十分に検討されていない点があるのではないかと、我が国のエネルギー政策を推進する道具として、独占禁止法が使用されているのではないかとという観点から、検討を加えたものである。

第1章では、LNG 報告書の概要を第1節から第5節にかけて振り返るとともに、第6節でその結論に對し、次の点をより詳細に検討すべき課題として挙げた。

- ① 産油ガス国の国益や国家主権についての検討。
- ② 各地域別の価格水準と仕向地制限との関係。
- ③ 公正取引委員会の実施した計量経済学的な分析に對する考察。
- ④ 商品の範囲についての検討(重質・軽質・超軽質、期間契約とスポット契約)。
- ⑤ 市場の地理的範囲についての検討(調達先と価格水準)。
- ⑥ 商品範囲、地理的範囲の検討を踏まえた市場画定の検討(アジア市場と世界市場)。
- ⑦ 市場画定の検討を踏まえた市場閉鎖効果の検討。
- ⑧ 市場閉鎖効果と販売価格維持効果の関係。
- ⑨ Take or Pay 条項の独占禁止法上の評価、意義づけ。
- ⑩ 個別条項と契約全体のバランスの関係。
- ⑪ 今後の公正取引委員会の対応、とるべき選択肢についての検討。
- ⑫ LNG 報告書そのものが、政府のエネルギー政策、産業政策に基づくものではなかったかという点。
- ⑬ 報告から3年が経過した、報告書の影響と現在の状況。

第2章では、欧米の先例を基に、上記①の点を検討した。まず、第2節で、Scott Looper 弁護士の論文を参考に、米国反トラスト法と OPEC の関係を通して、米国におけるエネルギー政策と国家主権、反トラスト法との関係を検討した。米国では、ホームズ原則によって、国際礼讓を考慮し、外国主権に大きな影響を与える場合には、シャーマン法違反の例外を認めてきた。そのため、米国議会では、OPEC に対するシャーマン法の適用を可能とする法案が度々提出されてきたが、一度も成立していない。トランプ大統領の登場により、OPEC に対するシャーマン法適用が実現する可能性が出てきたが、今のところ、その機会が近いとは思われない。第3節では、EU における国家主権と競争法との関係を検討した。

欧州委員会は域内の電力・天然ガス市場の競争促進のために競争法を利用してきた。天然ガス取引分野では、契約条項の事件調査を実施し、これまで正式決定1件と和解6件を行っている。さらに、2018年にGazpromと新たな合意を結んだほか、Qatar Petroleumに対する調査も開始している。しかし、正式決定を行ったGDF/ENI/ENEL事件では、競争法違反の決定を下しながら制裁金を課さないという決定を行ったことについて、主権国家・NOC（国営石油会社）に対する競争法適用は、通常とは異なる制約要因及び判断要素が強く影響しているのではないかとの批判がある。このように、エネルギー政策と国家主権には切り離しがたい関係があり、米国やEUは立法・司法・行政の三権を挙げて取り組んでいたが、LNG報告書においては十分に検討されていないことを確認した。

第3章では、我が国独占禁止法の観点から、上記②から⑩の点を検討した。まず、第1節で仕向地制限について検討した。商品の範囲について、期間契約のフォーミュラに基づく価格と、スポット契約の足元のマーケットによる価格という、価格の違いによって範囲を画定したのであれば、北米、欧州、アジアという市場間での価格格差を考慮すべきという点を指摘し、市場の地理的範囲では、実際の取引量から、日本のスポット契約市場に世界市場と呼べる広がりがあるかについて疑問を投げかけた。仕向地制限の競争制限効果については、DES条件の契約が7割超を占めることから、FOB契約での仕向地制限の市場閉鎖効果判断が可能なかどうか、また、日本市場を含むアジア市場での供給者による競争が激しくなっていることから、日本市場からの転売がどの程度市場に影響を与えるものなのか、疑問を提示した。そして、これらを正しく判断するには、日本市場におけるLNG取引について述べるだけでは不十分であり、アジア市場、世界市場における、パイプライン・ガスをも含んだ天然ガス全体の取引実態について調査する必要があることを示した。仕向地制限の価格維持効果についても、LNG報告書は、複数の供給者による並行的な非価格制限行為の累積によって市場閉鎖効果（のおそれ）が生じると、価格維持効果（のおそれ）も生じるとするが、実際のLNG取引価格決定のメカニズムから、供給者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるか否かの判断が困難であることを指摘した。そして、仕向地制限には、個別の要因から価格形成方式が異なって成立してきた北米、欧州、アジアの各市場において、適切な価格設定を行うという機能があることを指摘し、異なる市場で異なる取引価格フォーミュラを採用する法的判断が下されたケースとして、Gas NaturalとAtlantic LNGの仲裁事例を紹介した。こうした仕向地制限の果たす取引上の必要性は、LNGプロジェクトの投資回収を

より確実とし、他の LNG プロジェクトが立ち上がりやすくなることで、競争促進効果を生じると積極的に評価することもできる。第 2 節では、利益分配条項の必要性・合理性について、仕向地制限に一定の合理性があるという立場から、複数の供給者がそれぞれ並行的に仕向地条項並びに利益配分条項を要求していることにより、需要者にとって著しく不利益と考えられる供給者の要請を受け入れざるを得ないような場合に独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用の問題）となると整理した。第 3 節では、Take or Pay 条項について、優越ガイドラインの 4 要件に照らして検討した。Take or Pay 条項は LNG 売買契約では一般的な条項であるため、取引先変更の可能性と、海外からの LNG を輸入せざるを得ないという取引の必要性が問題となる。しかし、供給者、需要者がともに巨額な先行投資を要求され、限られたプレーヤーしかいない LNG 取引市場では、供給者も需要者に拘束される。どちらのバーゲニングパワーが高まるかは市場の状況によって決まるので、市場の理解が優越的地位にあることの総合判断において重要である。また、LNG 報告書が正当化事由としている初期投資の回収について、優越ガイドラインの需要者の合理的な範囲を超えた負担という基準は供給者の事情とは無関係であり、競争促進効果に配慮するとすれば、初期投資回収後の Take or Pay 条項の効力にも、一定の配慮を示すべきことを指摘した。さらに、優越的地位の濫用の公正競争阻害性（自由競争の基盤侵害）について、自由かつ自主的判断が阻害され、真の「意思」が抑圧されている状況かどうかという主観的要素も考慮されるべきと指摘し、LNG 取引においても、供給者と需要者が相互にギブ・アンド・テイクの関係にあり、一部だけを切り出して断片的に経済合理性の欠缺を問題視することは、全体として合理的な継続的取引自体を消滅させてしまうことになりかねないとの批判が当てはまることを検証した。また、太陽電池グレードポリシリコンの事案を取り上げ、どのような場合に、独占禁止法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなると認めるのか、どのような請求であれば本来我が国の専属管轄に服すべき程国家的関心の強いものと言えるのか、将来の紛争に向けての課題を指摘した。第 4 節では、今後の課題として、国営の供給者に対して課徴金を課す場合の懸念と、一定の取引分野としてアジア市場、世界市場を画定していることへの、効果主義の適用範囲をめぐる懸念について検討した。また、欧州事例との対比により、公正取引委員会が、LNG 報告書という形で今後の対応を供給者、需要者に委ねてしまうのではなく、欧州委員会が和解で調査を終了したように、警告という形で是正を求めていることが、議論の深まりを妨げている可能性について言及した。

さらに、LNG 報告書に政策目的達成の意図があったとすると、行政の流れの中で、どのように位置づけることができるのか、第4章で、⑫と⑬の点について検討した。第1節では、LNG 報告書が挙げる調査の背景が、まさしく日本のエネルギー政策そのものであることを指摘し、第2節では、2004年の中東経済研究所による「石油市場の国際的な取引慣行に係わる基礎的調査」が、原油市場において LNG 報告書と同様の結論を出しているにもかかわらず、何らのアクションもとられていないことは、政策的なものではないかと指摘した。そして、第3節において、我が国エネルギー基本計画の変遷を振り返り、第4節で、日本経済再生本部の問題提起が経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会によって議論され、その成果が「LNG 戦略」、エネルギー基本計画へと取り込まれていったことを確認した。そして、LNG 報告書を、政府のエネルギー政策の抜本的見直しに端を発した、経済産業省主導のエネルギーコスト削減の具体的な施策として位置づけることが可能になることを論じた。しかし、国の政策課題の優先順位はその時々々の時代背景や経済環境によって変わりうる。一方で、LNG 報告書を受けて、仕向地条項の緩和・撤廃に向けた動きが徐々に進んでいるとされながら、実際に合意されているのは DES 条件の取引が多いように見受けられる。

以上のような検討の結果、LNG 報告書には、十分に検討されていない点があり、また、我が国のエネルギー政策を推進する道具として、独占禁止法が使用されている疑いがある、という結論に至った。LNG 報告書の内容に沿った取引が増えていると言われるが、市場の競争が促進されたという実感はない。一方で、エネルギー市場への政策的介入は、実務に対しての影響も大きい。今後の政策的運用に際しては、想定される効果を踏まえて、よりバランス感のある、慎重な運用を期待するものである。

なお、本稿で十分論じきれなかった点として、次の三点を挙げた。第一は市場の捉え方について、世界的にはパイプライン・ガス取引が主流であり、天然ガスの世界市場から出発することで、LNG 報告書の議論の限界を示すという点、第二は LNG の取引価格について、アジア市場では需要地の市場価格を反映して決めるメカニズムや物理的システムが成立していない市場での価格というものをどう考えるかという点、第三は日本国内での最低引取量未達に伴う違約金について、近時の他国判例により、石油、天然ガス取引や日本の裁判所判断への影響検討という点である。LNG 報告書の結論に疑問を投げかけるだけでなく、さらに、検討を進めることとしたい。

以上

エネルギー政策と競争法

～公正取引委員会「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」の検証～

目次

序章 はじめに.....	1
第1章 LNG 報告書概要.....	3
第1節 調査開始の経緯.....	3
第2節 LNG 報告書の構成と「第1章 調査趣旨等」.....	4
第3節 「第2章 天然ガス」.....	4
第4節 「第3章 LNG 売買契約」.....	5
1. 契約期間	
2. 契約数量	
3. 引渡条件	
4. 仕向地条項	
5. 利益配分条項	
6. 取引価格	
7. 実証分析	
第5節 「第4章 LNG 取引における公正な競争の確保」.....	12
第6節 小括.....	16
第2章 国際法から見た LNG 報告書.....	20
第1節 はじめに.....	20
第2節 米国における国家主権と反トラスト法.....	20
1. OPEC	
2. 米国反トラスト法と OPEC	
3. 米国議会の動き	
4. トランプ政権と NOPEC 法	
5. 日本における主権免除	
6. TPP と主権免除	
第3節 EU における国家主権と競争法.....	41
1. EU のエネルギー政策	
2. GDF/ENI/ENEL 事件 (Case No. 38662)	

3. アルジェリアに対する競争法調査	
4. Gazprom に対する競争法調査	
5. Qatar Petroleum に対する競争法調査	
第4節 小括.....	49
第3章 独占禁止法から見た LNG 報告書.....	51
第1節 仕向地制限.....	51
1. 商品の範囲	
2. 仕向地制限	
第2節 利益分配条項.....	69
1. 利益分配条項の競争制限効果	
2. 利益分配条項の必要性・合理性	
第3節 Take or Pay 条項.....	70
1. 優越的地位の認定	
2. 濫用行為（不利益行為）	
3. 公正競争阻害性（自由競争の基盤侵害）	
4. 仕向地制限との関係	
5. 太陽電池グレードポリシリコンの事案との類似性	
6. 電力・ガス取引監視等委員会での議論	
第4節 今後の課題.....	80
1. 今後の対応	
2. 域外適用	
3. 欧州との比較	
第5節 小括.....	84
第4章 エネルギー政策から見た LNG 報告書.....	85
第1節 はじめに.....	85
第2節 原油市場との対比.....	86
第3節 エネルギー基本計画.....	88
1. 第1次エネルギー基本計画（2003年10月閣議決定）	
2. 第2次エネルギー基本計画（第一回改訂）（2007年3月閣議決定）	
3. 第3次エネルギー基本計画（第二回改訂）（2010年6月閣議決定）	

4. 第4次エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）	
5. 第5次エネルギー計画（2018年7月閣議決定）	
第4節 LNG市場戦略.....	94
第5節 小括.....	96
終章 まとめ	98
参考文献・資料.....	104

序章 はじめに

公正取引委員会は、2017年6月28日に、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」（以下「LNG報告書」という。）¹を公表し、次の通り指摘した。

- FOB (Free On Board) 条件では、仕向地条項を規定することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。
- DES (Delivered Ex Ship) 条件では、仕向地条項を規定すること及び仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや一定の必要性・合理性のある条件を定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、同意を拒否する場合、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。また、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。
- 仕向地制限に関連し、仕向地変更に同意する際の利益配分条項についても同様の懸念があるほか、Take or Pay 条項についても、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上で Take or Pay 条項を課すことは、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

しかし、LNG報告書には、以下のような疑問、懸念がある。

第一に、仕向地条項は液化天然ガス（以下「LNG」という。）輸入契約特有のものではなく、原油輸入契約においても用いられており、これまで独占禁止法上疑問が呈されたことはないと考えられる。

第二に、Take or Pay 条項についても、どのような場合が「売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合」（優越的地位）に当たるのかの説明がないため、趣旨が明確ではない。仕向地条項を撤廃した際に、LNGの引取義務を厳格にされないよう、先回りした議論をしているようにも思われる。

¹ 公正取引委員会事務総局「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」（平 29）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1_files/170628_4.pdf : 最終アクセス 2020.1.4)

第三に、我が国のエネルギー政策を推進する道具として、独占禁止法が使用されているのではないかという懸念がある。

本稿²では、まず、第1章で、LNG 報告書の概要を振り返り、問題となりうる箇所を摘出する。

第2章では、摘出されたポイントについて、米国や欧州の先例を参考に、国際法の側面から検討を加える。

第3章では、同じく我が国独占禁止法の側面から検討を加える。

第4章では、我が国エネルギー政策の観点から LNG 報告書の位置づけを試みる。

² なお、本稿に示された所見はすべて筆者個人の見解であり、筆者の所属するいかなる組織の公式的な立場、見解を示すものではない。

第1章 LNG 報告書概要

第1節 調査開始の経緯

調査開始の経緯について、LNG 報告書は、第一に国内需要者の状況を挙げる。すなわち、①東日本大震災後に停止していた原子力発電所の再稼働及び今後の全面自由化に伴う国内需給の多様化に伴う国内需給の緩和、及び、②電力小売市場及びガス小売市場の全面自由化に伴う国内需給の見通しの不透明化により、LNG の余剰発生を見込んでいるものの、供給者の仕向け地制限等により、LNG の余剰を再販売することを妨げることを、国内需要者が懸念しているという。また、第二に、政府が仕向け地制限の撤廃等を働きかけるという閣議決定を挙げる。そして、このような状況を踏まえ、LNG の取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行、契約条件などの有無等を明らかにするため調査を実施することとした、と述べる³。

このことは、調査の出発点に、国内需要者の懸念に対応すること、及び政府のエネルギー政策があったことを明確に示している。一方、担当官解説によれば、「独占禁止法は、競争者を保護するものではなく、競争を保護するものである。本報告書は、国内需要者が LNG を再販売できないこと自体を問題視するという産業政策的な立場をとるものではない。」とし、また、政府の仕向け地制限の撤廃等の働きかけに対しても、「これらの閣議決定や取組は、本件調査の直接的な契機ではない。」としている⁴。しかしながら、公正取引委員会が、40年ぶりに独占禁止法第40条に基づく報告命令を実施したことは、並々ならぬ意志を持って臨んだことを示すものと言えよう⁵。

³ LNG 報告書 1 頁

⁴ 牟田和弥ほか「『液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書』の概要について」公正取引 803 号 (2017) 54 頁脚注 2) 及び 1)。なお、本稿には、「本文中の報告書本体に記載のない部分は筆者の個人的見解である」旨の記載がある。

⁵ 独占禁止法第 40 条は、「公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。」と定め、第 94 条の 2 において、「第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。」と定める。

40 条調査について、中島秀夫事務総長（当時）は、平成 29 年 6 月 28 日の事務総長会見において、「昨今、いろいろな契約の中に秘密条項がありまして、特にこの LNG の実態調査におきましては、相手方の事業者側から任意では出せないということが寄せられたものですから、この 40 条を使わせていただくというふう考えたものです。過去、別に消極的であったつもりはありませんが、幸いなことに任意調査ということで、実態調査に必要な情報は得ら

第2節 LNG 報告書の構成と「第1章 調査趣旨等」

LNG 報告書は、第1章から第4章の4章立てであり、前述の調査趣旨、調査方法等を述べた「第1章 調査趣旨等」が2頁、「第2章 天然ガス」が80頁、「第3章 LNG 売買契約」が74頁、「第4章 LNG 取引における公正な競争の確保」が18頁の総頁数174頁の構成となっている。

第3節 「第2章 天然ガス」

第2章は、天然ガスの組成、種類（在来型、非在来型）、熱量、用途といった天然ガスの性質に始まり、上流分野の資源開発（Exploration and Production : E&P）から下流分野の液化（liquefaction）、輸送（transportation）及び販売（marketing）に至る天然ガス事業全般、天然ガス・LNG 価格の決定方式や、世界及び日本の需給状況等について、詳細に記述している。特に注目されるのは、天然ガス事業、とりわけ開発段階や LNG プロジェクトにおける国家の関与について、報告書が正確に認識していることである⁶。また、世界の天然ガス確認埋蔵量が、石油・天然ガス資源に対する国家統制の強い国々に賦存していること⁷、及び、そうした国々の売主と日本の需要者との LNG 契約数量が全体の過半であることを同時に指摘している⁸。

また、天然ガス価格について、「北米域内取引、欧州向け取引、アジア向け取引において大きく傾向が異なる」ことが指摘されているし⁹、それぞれの価格指標が大きく異なる水準にあることも指摘されている¹⁰。そのため、「LNG の平均輸入価格は、欧州とアジアで大きく異なる傾向がみられる」¹¹とする一方、「LNG のスポット取引価格は、2014 年以前の

れてきましたので、あえてこの40条を使うまでもなかった」と答えている

(https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h29/apr_jun/kaikenkiroku170628.html : 最終アクセス 2020.1.4) が、それだけ本調査の意義が大きいと公正取引委員会が考えたということではないか。

⁶ 例えば、鉱区取得（LNG 報告書 12-14 頁）、LNG プロジェクトにおける国家裨益（National Interest）（同 33 頁）、LNG プロジェクトや取引における産油国国营石油会社（National Oil Company。以下「NOC」という。）の関与に関する記述（同 34-40 頁）など。

⁷ LNG 報告書 54 頁表 3

⁸ LNG 報告書 81 頁表 18

⁹ LNG 報告書 42 頁

¹⁰ LNG 報告書 47 頁

¹¹ LNG 報告書 49 頁

原油価格高騰期において、特に東アジアの需要が多いこともあり、地域に応じた価格差が存在した。しかし、2015年以降の原油価格下落期において、新規プロジェクトの稼働や短期的な需要の拡大により、スポット取引が増大した結果、現在、スポット取引価格の水準は世界的に同一となっている¹²。

LNG購入価格について興味深いのは、参考として記述された「日本の需要者のLNG購入価格について」とする囲み記事である¹³。ここでは、「日本の需要者が長期契約により輸入するLNGは、基本的に石油価格連動方式であり、価格指標としてJCC価格を採用している¹⁴」ので、2011年から2015年にかけて日本輸入LNG平均価格(Japan LNG Cocktail。以下「JLC価格」という。)¹⁵が高価格であったのは、2000年代後半の原油価格高騰によるものであると指摘しつつ、「石油価格連動方式は市場価格連動方式よりも常に価格が高くなるものではなく、契約当事者のいずれかにとって常に有利又は不利に働くものではない」し、「日本を含むアジアにおいて石油価格連動方式が採用された理由としては、欧米のように天然ガスパイプライン網や地下貯蔵設備が存在しておらず、天然ガス市場価格に基づく価格指標が存在しないという歴史的経緯が大きい」と的確に指摘している¹⁶。

このように、LNG報告書は、第2章にそのおよそ半分を使って、現在の天然ガス・LNGをめぐる市場環境を適切に描き出していると言える。

第4節 「第3章 LNG売買契約」

第3章は、LNG売買契約について、調査の核心をなす部分である。その概要を記す。

1. 契約期間

(1) 世界のLNGの大部分は、長期契約により取引されている¹⁷。

(2) 期間契約においては、通常、契約数量、引渡条件、仕向地(輸送先)、取引価格、LNG

¹² LNG報告書 50頁

¹³ LNG報告書 51-53頁

¹⁴ 「JCC価格」とは、日本輸入原油平均価格(Japan Crude Cocktail)のことで、財務省が貿易統計において月次公表している。LNG報告書 46頁参照。

¹⁵ 財務省が貿易統計において月次公表している。LNG報告書 46頁参照。

¹⁶ なお、日本においてもアジアにおいても、使用されている石油価格は日本における石油の市場価格(輸入価格)であって、LNGが石油の代替燃料として輸入された経緯によっていることは注意が必要である。

¹⁷ LNG報告書においては、カーゴ単位(LNG船1隻に積載するLNGの総量を1カーゴという。)又は1年未満の契約をスポット契約、1年以上4年未満の契約を短期契約、4年以上10年未満の契約を中期契約、10年以上の契約を長期契約という。LNG報告書 83頁参照。

の熱量、責任範囲等の契約条件を定める売買契約書（Sales and Purchase Agreement : SPA）を締結している。

- (3) 日本の大規模需要者は、一般に、多数の供給者と、日本の小規模需要者は、一般に、1社又は数社程度の供給者と長期契約を締結している。
- (4) 日本における LNG 輸入の年間調達数量の総量は、従来、長期契約が約 9 割を占めていたが、現在は、長期契約が約 8 割、中期及び短期契約が約 1 割、スポット契約が約 1 割を占めている。

2. 契約数量

期間契約においては、通常、1年間当たりの契約当事者の取引数量を「年間契約数量」（Annual Contract Quantity : ACQ）として規定しており、売主と買主には年間契約数量の供給義務と引取義務がそれぞれ課されている。

2-1. 調達数量と契約数量の比較

長期契約のほとんど全期間において、年間調達数量の総量が年間契約数量の総量を下回っている。この差は、需要者が削減許容量の活用等により、当該年の LNG の引取数量を削減しているか、又は、需要者が仕向地変更により、他の買主へ転売しているためとみられる。今後、日本の天然ガス消費量が減少すると見込まれており、年間調達数量を年間契約数量が超過する程度が大きくなり、対応が可能な範囲を超えて余剰 LNG が発生することが懸念されている。

2-2. 共同調達の契約数量

従来、長期契約においては、複数の日本の需要者がコンソーシアムを結成して共同調達を行うことが一般的であったが、近年、共同調達の契約数量は大きく減少している。電力小売市場及びガス小売市場の全面自由化により、それぞれの需要者が、競争相手となっているためとみられる。他方、複数の需要者が戦略的な連携を行うことにより購買力を向上させている事例もみられる。

2-3. 数量弾力条項

- (1) 期間契約においては、通常、年間契約数量のうち一定の範囲について、一定の条件の下、買主が引取数量を増減させることができる（「数量弾力条項」）。数量弾力条項は、多くの場合、削減許容量（Downward Quantity Tolerance : DQT）及び増加許容量（Upward Quantity Tolerance : UQT）を別個に規定している。実際に削減できる割合は、契約期間全体で年間平均 5%未満となる。

- (2) 期間契約においては、数量弾力条項に基づき買主が年間契約数量を増減した後の年間最低引取義務数量について、買主の現実の引取数量が不足する場合、買主が当該不足分の代金全額を支払う義務を負うとする「Take or Pay 条項」を規定している。

2-4. Take or Pay 条項

- (1) Take or Pay 条項は、需要者による安定的な代金全額の支払を保証するもので、一般に、巨額の初期投資と融資を必要とする LNG プロジェクトにおいては、最終投資決定 (FID) の重要な要素となる。また、Take or Pay 条項に基づき、実際には引き取らない数量の代金を支払った場合、買主は、当該数量を後年度に引き取る権利を有するとする「Make Up 条項」を規定している場合も多い。
- (2) Take or Pay 条項については、需要者からは、初期投資回収後の必要性についての疑問や、リスクを全て買主に転嫁する一方的な条項であり、売主や金融機関も公平にリスクを分担すべきであるとの意見がある半面、供給者からは、Take or Pay 条項なしでは、初期投資回収の不確実性が増加し、新規プロジェクトの抑制につながるという意見や、初期投資回収後も、出荷基地の維持や原料ガスの生産量を維持するためにガス田開発等への追加投資が必要であり、また、プロジェクトへの投資リターンを保証するためにも、Take or Pay 条項は必要であるという意見、数量弾力条項の削減許容量を拡大すること等を含め、あくまで契約当事者において交渉すべきことであるという意見がある。

2-5. Deliver or Pay 条項

期間契約においては、年間取引数量について売主に供給義務が発生するところ、この供給義務数量について、売主の現実の供給数量が不足する場合、売主が一定の補償義務を負うとする「Deliver or Pay 条項」を規定している場合がある。

2-6. 不可抗力条項

不可抗力 (force majeure) とは、当事者の支配・管理可能性のない外部原因による債務不履行の免責事由をいい、災害、戦乱・動乱等が代表例である。LNG 取引の期間契約においては、通常、不可抗力による引取義務数量又は供給義務数量に対する現実の数量不足は Take or Pay 条項や Deliver or Pay 条項の対象とはならない。実際の不可抗力条項の適用例として、イエメン、エジプト、アンゴラの事例がある。

3. 引渡条件

国際的な LNG 売買契約のほとんど全ては、国際商業会議所 (International

Chamber of Commerce : ICC) 策定のインコタームズ (international commercial terms : Incoterms) 規則分類における DES 条件又は FOB 条件を採用している。

3-1. DES 条件

DES 条件とは、物品の引渡地点を輸入国の仕向港 (destination port) とする揚地渡しの取引条件をいう。売主は、仕向港まで物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。LNG 船から受入基地へと LNG が移動する際、配管フランジを通過した時点で引渡しが行なわれたものとする。

3-2. FOB 条件

FOB 条件とは、物品の引渡地点を輸出国の船積港 (shipment port) とする積地渡しの取引条件をいう。買主は、船積港から物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。出荷基地から LNG 船へと LNG が移動する際、配管フランジを通過した時点で引渡しが行なわれたものとする。

3-3. 期間契約における引渡条件

(1) 長期契約における引渡条件別の年間契約数量の割合は、直近 5 年間、DES 条件が 7 割程度、FOB 条件が 3 割程度である。DES 条件が多い理由は、①需要者に LNG 輸送に係る技術的知見がなかったこと、②供給国における造船・海運業を育成するという政府方針、③供給国の自社管理の LNG 船を有効活用したいという意向、④供給者が自社の年間配船計画を最適化したいという意向等がある。

(2) 近年、新規の長期契約では FOB 条件が増加する傾向がみられ、FOB 条件の年間契約数量は、2025 年には過半となる見込みである。需要者に、①輸送費、保険料等を自ら管理してコスト削減できること、②出港後のスケジュールを管理できること、③LNG の再販売が容易であること等のメリットがあるためであるが、DES 条件にも LNG 船の維持・管理コストを要しないというメリットがあるため、需要者も DES 条件と FOB 条件をバランスよく採用していきたい意向である。

(3) 短期・中期契約は、現在、全て DES 条件である。

4. 仕向地条項

(1) 「仕向地条項」(destination clauses) とは、契約書において、仕向地すなわち LNG 船の目的地を、一定の範囲に指定している条項をいう。DES 条件の契約においては、引渡地点が受入基地であり、仕向地条項は必要不可欠な条項である。

(2) FOB 条件の契約においては、引渡地点が出荷基地であり、出荷基地からの輸送責

任を買主が負うことから、仕向地条項は必要不可欠な条項とはいえないが、FOB 条件の長期契約も大部分は仕向地条項を規定している。

- (3) 仕向地条項の必要性について、①売主の安定的な操業のため、LNG 船の往復予定を変更したくないこと、②売主の初期投資回収の必要性及び収益性維持の必要性から、買主が再販売により自らと競合することを制限し、再販売先市場の値崩れを防止したいことの二点があると考えられるが、需要者からは、原子力発電所の再稼働、電力小売市場・ガス小売市場の自由化等により、今後の LNG の需要変動予測が困難であり、長期契約の仕向地柔軟性を確保する必要性があるという意見がある。
- (4) また、LNG の国内需要の拡大が見込めない中、収益目的での仕向地変更による再販売等を柔軟に行えるようにしたいという意見や、仕向地制限の緩和により、バーター取引や配船調整を円滑に行えるようになれば、輸送能力の有効活用につながり、輸送コストの削減や新規の LNG 取引の実現につながるとの意見もある。
- (5) 需要者は、安全上の理由による仕向地制限には理解を示す一方、DES 条件であっても、その他の理由によって、売主が仕向地変更の希望に対する同意を留保することには合理性がないと考えている。特に、売主の他の顧客への再販売のための仕向地変更を認めない条項・運用は、買主が LNG 市場で売主と競合することを妨害する意図が明白であるとの意見もある。
- (6) FOB 条件における仕向地制限については、船積港を出港後の輸送責任は買主にあり、通常、出荷基地の引渡時点で LNG の所有権も移転しているため、仕向地制限には合理性がないとする意見、仕向地変更後の受入基地名の通知義務等が規定されていれば、買主の再販売先の情報が売主に伝わるといった不利益が生じるおそれがあるといった意見がある。
- (7) 仕向地条項と取引価格との関係について、仕向地制限の緩和を認める条件として、売主が取引価格の引上げや利益分配条項の追加を要求してきた事例があったという意見や、仕向地制限があっても、取引価格が安ければ契約したいという意見がある。
- (8) 仕向地制限に関する供給者の認識・意見では、第三者への再販売を前提としなくとも持続的に LNG を購入する能力がある買主の必要性や、LNG サプライチェーン

全体への影響の懸念とともに、産ガス国¹⁸政府には、国益を最大化した販売価格の設定がなされるべきで、買主が利益目的で再販売することは好ましくないという意向があるという指摘や、産ガス国政府による輸出規制や、日本の輸出信用機関がプロジェクトファイナンスに参画している場合、日本裨益の観点から、当該プロジェクトの LNG の一定数量は日本に輸入されることが前提となっている等の指摘がある。

- (9) また、LNG の販売価格は、特定の仕向地に輸送することを前提とした様々なコスト（輸送費、BOG¹⁹発生による損失等）及びリスクを考慮し、北米、欧州、アジアでの異なる価格水準を踏まえ、その市場で競争力のある価格を設定しているため、買主が自らの利益のために、仕向地を変更して第三者に再販売することは不公平である、という意見、FOB 条件でも、LNG 船に生じた海難事故、受入基地の災害等の事情について、買主が不可抗力を主張できる場合があるため、仕向地条項だけが削除されると、買主から不可抗力を主張されるリスクが一方的に高まるという意見、仕向地条項は、独立した条項として定められているのではなく、他の契約条項等を含めた契約全体のパッケージとして合意されているので、仕向地制限を緩和するのであれば、契約書全体における契約当事者の契約関係、リスク負担のバランスを保つため、買主は、より高い価格を支払うか、又は、その他の契約条件において（例えば買主の削減許容量を減少など）売主に代償を支払う必要があるとの意見もある。

5. 利益配分条項

- (1) 買主が第三者に LNG を再販売した場合の公平性を保つため、「利益配分条項」(profit share clauses)により、買主が取得した利益の一部を売主に分配することを義務付ける場合がある。需要者からは、買主が再販売先を探し、コストも負担するにもかかわらず、売主に利益の分配を要求されること自体が不当である、再販売利益の分配を義務付けられることで採算の合わない取引となるおそれがある、再販売利益の算定方法が契約上不明確、売主から再販売利益の算定に必要な情報の提供を求められるなどの結果、再販売の機会も失われる等の意見がある。

¹⁸ 「産ガス国」は、「産油国」が石油を産出する国であるのと同様、天然ガスを産出する国を指す。LNG 報告書 33, 39 頁ほか参照。

¹⁹ BOG は Boil Off Gas の略称で、LNG から、輸送中又は貯蔵中に、外部からの自然入熱等により一部が気化した天然ガスをいう。LNG 報告書 20 頁参照。

(2) 供給者からは、仕向地制限に関するものと同様、LNG の販売価格は、特定の市場や買主の取引条件に応じたものであり、買主が仕向地変更により再販売を行い、利益を得るのであれば、その一部は売主に分配すべきという考えや、再販売利益の分配要求は、産ガス国政府の、販売価格は国家収入が最大化されるように設定されるべきという意向によるものとの考え方等がある。

6. 取引価格

(1) 取引価格については、LNG 価格は天然ガスの需給に応じて変動することが望ましいが、現時点で直ちに日本の需給を反映した価格指標が成立するわけではないこと、石油価格連動方式と市場価格連動方式のいずれかの指標が優れているというものではないので、複数の価格指標によるポートフォリオを組むことが望ましいこと、長期契約における価格の見直し規定については一長一短で、需要者に有利になるケースも供給者に有利になるケースも考えられること、LNG 調達価格の価格差は国や事業者の交渉力の差というより、LNG を購入するタイミングにより生じていること、現在は石油価格連動方式であっても十分安価に調達することができ、あえて市場価格連動方式を採用したいとは考えていないこと、等の意見がある。

(2) 供給者からは、天然ガス市場は未だ地域性が強く、特定の市場（アジア、欧州、米国）で採用されている価格指標を基に価格を算定していること、LNG の大規模な取引単位（カーゴ単位）では現物が頻繁に取引されないため、適正な価格指標を形成することが難しいこと、日本においてはパイプライン網が整備されておらず、各地域における需要者は、活発にスポット取引を実施するよりも期間契約による安定供給の確保が課題となっており、再出荷を積極的に行うという機運にも乏しいため、日本における価格指標の形成は難しい面もあること、等が指摘されている。

7. 実証分析

7-1. 契約条件が取引価格に与えている影響等

(1) 公正取引委員会は、期間契約において、仕向地柔軟性や数量柔軟性を含む契約条件が取引価格に与えている影響と仕向地柔軟性が数量柔軟性に与えている影響について、計量経済学的な分析を行っている。

(2) その理由については、一部の供給者から、「仕向地条項は、独立した条項として定められているのではなく、他の契約条項等を含めた契約全体のパッケージとして合意されている。仕向地制限を緩和するのであれば、契約書全体における契約当事者の

契約関係のバランスを保つため、買主は、より高い価格を支払うか、又は、その他の契約条件において売主に代償を支払う必要がある。」という指摘があったこと、他方、別の供給者から、「契約内容は、配船計画の最適化、仕向地柔軟性、数量柔軟性、価格競争力等の要素を総合考慮しているため、仕向地制限を緩和するたびに取引価格が上がることにはならない。」という指摘があったことを挙げている。

(3) 分析の結果、FOB 条件より輸送費などが上乗せされた DES 条件の方が取引価格は高いという当然の結果は確認されたが、仕向地柔軟性や利益分配条項、削減許容量、Take or Pay 条項、Deliver or Pay 条項などのその他条件と取引価格の間には、有意な関係は認められなかった。但し、増加許容量が大きい（買主に有利な）方が取引価格は高く、増加許容量が小さい（買主に不利な）方が取引価格は低いという有意な関係が見られた。

7-2. 仕向地変更条項の有無が利益分配条項の有無に与えている影響

一部の供給者から、DES 条件の場合、再販売利益の分配によるインセンティブがあれば、売主が仕向地変更に同意する可能性は高くなるという指摘がみられるため、国内外の仕向地変更条項の有無が国内外の利益分配条項の有無に与えている影響について、計量経済学的な分析を行ったところ、国外仕向地変更条項を規定している契約の多くは、利益分配条項を規定していることがわかった。

第5節 「第4章 LNG 取引における公正な競争の確保」

第4章は、調査を踏まえ、公正取引委員会がその競争政策上の考え方を述べた部分である。判決に例えるなら、第3章に示された客観的な事実と、需要者、供給者双方の言い分を踏まえた裁判所の考え方を示す部分に相当する。

競争政策上の考え方を示すに先立って、商品の範囲が示される。まず、天然ガスは、熱量に応じて、一般に、重質ガス、軽質ガス及び超軽質ガスの3種類に区分できるところ、いずれも、主な用途は発電用、産業用及び民生用であり、用途による区別はないとする。次に、アジアにおいては、歴史的に重質ガスの利用が進められた経緯があるため、軽質 LNG や超軽質 LNG の受入可能な数量や頻度に制約があるものの、多くの日本の需要者は、取引価格、仕向地柔軟性等の取引条件次第で軽質 LNG も積極的に購入するとしており、重質 LNG、軽質 LNG 及び超軽質 LNG の間には、受入可能性の程度に差はあるものの、一定程度の代替性は存在すると考えられるとする。

さらに、LNG 売買契約は、一定の契約期間を定めた期間契約とカーゴ単位のスポット契約に大別され、日本の需要者は、その需要を基本的に一定数量の期間契約で満たしているものの、需給変動への対応や、予測しない需要の増加に対応するためカーゴ単位のスポット契約を締結している。このため、期間契約とスポット契約の間には、基本的に代替性は存在しないと考えられるとする。

以上を踏まえ、商品の範囲は、期間契約の LNG（以下「期間契約市場」という。）とスポット契約の LNG（以下「スポット契約市場」という。）とすることができるとする。

続いて、市場の地理的範囲が示される。その地理的性格から、アジアの需要者は、主に、中東、東南アジア、豪州等から期間契約により LNG を調達しており、その価格決定方式も共通で主に石油価格（JCC 価格）連動方式を採用しているほか、価格水準にも大きな差異はないとする。他方、スポット契約については、裁定取引による利益が見込める場合や、急な需要に対応する場合、カーゴ単位の取引が行われているため、輸送距離は重要な要素ではあるものの、世界の供給者と需要者の間で LNG のスポット取引が行われているとする。また、スポット取引の価格水準は、2014 年までの原油価格高騰時においては欧州とアジアで異なるものの、2015 年以降の原油価格下落時においては世界的に同一水準となっているとする。

以上を踏まえ、期間契約市場における地理的範囲については、日本を含むアジアの需要者を対象とする中東、東南アジア、豪州等の供給者による LNG 販売市場（以下「アジア市場」という。）とし、スポット契約市場における地理的範囲については、世界の需要者を対象とする世界の供給者による LNG 販売市場（以下「世界市場」という。）とすることができる。そして、本報告書においては、主に、期間契約市場のうち日本向けの仕向地制限が、①期間契約市場（アジア市場）及び②スポット契約市場（世界市場）における競争に与えている影響を検討するとしている。

続いて、仕向地制限、利益分配条項、Take or Pay 条項に関する考え方が示される。

仕向地制限については、日本の需要者は、期間契約において購入する LNG を輸送する LNG 船の目的地を自由に設定・変更することについて、一定の制限（仕向地制限）を受けしており、事実上、日本の需要者が LNG を他の需要者等に対し、期間契約又はスポット契約により再販売することを制限しているものとする。これにより、日本の需要者が、期間契約の売主である供給者の競争者として期間契約市場（アジア市場）に参入する機会を排除し若しくは当該市場で取引する機会を減少させ、又は、供給者若しくはトレーダーの競

争者としてスポット契約市場（世界市場）に参入する機会を排除し若しくは当該市場で取引する機会を減少させるような状態をもたらすおそれ（以下「市場閉鎖効果」という。）が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるとする。

特に FOB 条件の契約においては、通常、出荷基地の引渡時点で LNG の所有権、危険負担等が売主から買主へと移転する。したがって、FOB 条件の契約においては、仕向地制限は、既に買主に所有権、危険負担等が移転した LNG について、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を制限するものであることから、仕向地条項を定めた上で仕向地変更を制限することに、通常、合理性は認められないとする。

LNG 報告書は、FOB 条件の期間契約を有している供給者からの、LNG の販売価格は、特定の仕向地に輸送することを前提とした様々なコスト（輸送費、BOG 発生による損失等）及びリスクを考慮し、北米、欧州、アジアで異なる価格水準を踏まえ、その地域の市場において競争力のある価格を決定しているため、適切な価格設定を行うためには、FOB 条件でも仕向地条項を規定することが必要であり、その上で仕向地変更を制限することが合理的であるという指摘について、一定の合理性は認められるとしながら、この議論は、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時には成り立たないこと、また、実証分析を実施した結果、仕向地柔軟性（仕向地条項の有無、仕向地条項の範囲、仕向地変更条項の有無、仕向地変更の条件）と取引価格の間には、有意な関係が認められなかったことから、結局、通常、FOB 条件の期間契約において、仕向地条項を規定すること自体、必要性があるとまではいえず、合理性があるともいい難いとした。

DES 条件の契約においては、引渡地点は仕向港の受入基地であり、仕向港までの輸送責任等を売主が負うことから、仕向地条項が引渡地点を定める条項であるという意味において、仕向地条項は必要不可欠な条項であるとされた。しかしながら、売主が同意すれば仕向地の変更は可能であり、その同意の条件に、「⑤『買主の操業上の理由（需要量の減少、受入基地の貯蔵タンクの受入可能容量の不足等）による変更の場合に限定すること』、⑥『買主の商業上の理由（裁定取引により利益を得たいなど）による変更でないこと』、⑦『売主の他の顧客への再販売のための変更でないこと』、⑧『売主が変更先の受入基地を保有・管理する第三者に直接販売すること』²⁰といった競争制限的な条件を課すことが問題となる。

²⁰ LNG 報告書 166 頁注 142

DES 条件の契約においても、供給者からは、LNG の販売価格は、特定の仕向地に輸送することを前提とした様々なコスト（輸送費、BOG 発生による損失等）及びリスクを考慮し、北米、欧州、アジアで異なる価格水準を踏まえ、その地域の市場において競争力のある価格を決定しているため、そのような特定の仕向地を前提とした価格決定をしているにもかかわらず、買主が自らの利益のために、仕向地を変更して第三者に再販売することは不公平であるという指摘について、一定の合理性は認められるとしながら、この議論は、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時には成り立たないとされた。また、実証分析を実施した結果、仕向地柔軟性（仕向地条項の有無、仕向地条項の範囲、仕向地変更条項の有無、仕向地変更の条件）と取引価格の間には、有意な関係が認められなかったとされている。

利益分配条項について、FOB 条件の契約では、仕向地制限することに合理性はないとしているので、同様に利益分配条項を規定することは、通常、合理性がないと考えられ、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強いとする。

DES 条件の場合、買主の希望する仕向地変更により、売主に生じる定量化が困難なリスクについて、事前に利益の分配方法を定めることで、迅速かつ円滑な解決を図るという考え方にも、一定の合理性は認められるとする。ただし、再販売の実現に対する売主の具体的な貢献の如何にかかわらず売主への分配割合を高くすることや、再販売「利益」として売上総利益を用いることによって、合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、売主が買主に対し、利益構造やコスト構造の開示を要求することにより買主の再販売を妨げる効果を有する場合は、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがあるとし、一定の範囲内での利益配分条項を容認している。

次に、Take or Pay 条項についてであるが、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上で Take or Pay 条項を課すことは、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがあるとする。

最後に、今後の対応として、LNG の売主が、本報告書を踏まえ、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないこと、また、再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要であると指摘し、LNG 買主においては、期間契約市場及びスポット契約市場の競争が促進されることで、LNG 調達コストの低減が実現した場合、電気料金や都市ガス料金に適正に反映し、消費者利益の向上を図ることを期待

するとした。そして、公正取引委員会としては、引き続き、LNG に関する取引の動向を注視していくとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していくとして、LNG 報告書を締めくくっている。

第6節 小括

LNG 報告書の結論は、以下のとおりである。

FOB 条件の契約において、仕向地条項を規定することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。

DES 条件の契約において、仕向地条項を規定すること及び仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや一定の必要性・合理性のある条件を定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、同意を拒否する場合、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。また、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。

FOB 条件の契約において、利益分配条項を規定することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。

DES 条件の契約において、利益分配条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、①合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、②買主の利益構造やコスト構造の開示を要求することにより再販売を妨げる効果を有する場合には、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。

Take or Pay 条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上で Take or Pay 条項を課すことは、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

しかしながら、LNG 報告書には、より詳細に検討すべき点があると考えられる。それらを挙げると以下のようなものがある。

- ① 産ガス国の国益や国家主権についての検討。

第3節に記述の通り、LNG 報告書は産ガス国と LNG 取引との関係を十分に理解し

ており、また、第4節4.(8)のような産ガス国政府の意向を承知してはいるが、産ガス国の国益や国家主権との関係については言及しておらず、検討の必要がある。

② 各地域別の価格水準と仕向地制限との関係。

第3節に記述したLNG報告書の、日本におけるLNG価格にかかる歴史的経緯に関する認識や、第4節4.(9)にみられる供給者側の意見から、各地域別の価格水準と仕向地制限と関係には、さらに検討すべき点があると考ええる。

③ 公正取引委員会の実施した計量経済学的な分析に対する考察。

この分析については結論のみが記されており詳細は明らかではないが、別の解釈もありうるのではないかという点を検討する。

④ 商品の範囲についての検討（重質・軽質・超軽質、期間契約とスポット契約）。

⑤ 市場の地理的範囲についての検討（調達先と価格水準）。

⑥ 商品範囲、地理的範囲の検討を踏まえた市場画定の検討（アジア市場と世界市場）。

LNG報告書の市場画定には、いくつかの点で疑問がある。一例を挙げれば、LNGのスポット輸出入取引は世界全体で実施されているとしている点である。実際に、欧州、アルジェリア、エジプト、赤道ギニア、トリニダード・トバゴ等から日本や韓国への輸出、及び、東南アジアや豪州から中東やメキシコへの輸出は確かに実施されているが、その量は少量であることが、LNG報告書に記載されている²¹。スポット契約市場における地理的範囲を世界市場とする根拠はLNG報告書には示されていない。検討の必要があると考ええる。

⑦ 市場画定の検討を踏まえた市場閉鎖効果の検討。

仕向地制限の合理性に関し、FOB条件の契約においては、船積港を出港後の輸送責任等は買主にあることから、売主にとって必要なことは、買主の運用するLNG船が次回の荷積みのために出荷基地に到着するスケジュールに遅延が発生しないことの担保であって、仕向地条項を規定し、その上で仕向地変更を制限すること自体が必要とまではいえないとする点は合意できるが、適切な価格設定を行う観点についての議論は不十分である。

また、第4節4.(9)にみられる供給者側の意見に一定の合理性を認めつつ、新規契約締結時や契約期間満了後の契約にはこの議論がなぜ成り立たないのか、また、実

²¹ LNG報告書62頁

証分析の結果がどの程度根拠となりうるのか疑問である。

⑧ 市場閉鎖効果と販売価格維持効果の関係。

LNG 報告書は、仕向地制限によって市場閉鎖効果が生じる場合は、再販売先の市場価格よりも低い価格による再販売が制限されることから、仕向地制限を行っている LNG の期間契約の売主である供給者の期間契約市場（アジア市場）又はスポット契約市場（世界市場）における販売価格を維持する効果も生じるものと考えられるとするが、再販売先の市場価格が常に日本の需要者の契約価格を上回っているとは限らず、むしろ、JLC 価格や東アジアのスポット取引価格が他の地域を上回っていたことが歴史的に顕著であったことを考えれば²²、抽象的な議論に留まっているように考えられる。

⑨ Take or Pay 条項の独占禁止法上の評価、意義づけ。

LNG 報告書の結論は唐突感があり、説明が不十分である。注記によれば、買主が LNG 引取不足を生じた場合の支払義務を定める Take or Pay 条項を規定しているのに対し、売主が LNG 供給不足を生じた場合の補償義務を定める Deliver or Pay 条項は必ずしも規定しておらず、規定している場合も、Take or Pay 条項に比べて補償の限度が低く、非対象であるとみられていること²³、買主が、Take or Pay 条項の発動を避けようと余剰となる LNG を他の需要者等に再販売しようとしても、仕向地制限及び利益分配条項により再販売が制限されている場合があること²⁴、が背景となっていると思われるが、より詳細な検討が必要である。そもそも Take or Pay 条項は、「当時者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」（民法第 555 条）という売買契約の基本であって、これを独占禁止法上の問題とすることについて検討の必要がある。

⑩ 個別条項と契約全体のバランスの関係。

優越的地位の濫用における、私法と公法のバランスについて検討したい。

⑪ 今後の公正取引委員会の対応、とるべき選択肢についての検討。

独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していくということが可能なの

²² LNG 報告書 50 頁

²³ LNG 報告書 173 頁 注 147

²⁴ LNG 報告書 173 頁 注 148

か、検討したい。

- ⑫ LNG 報告書そのものが、政府のエネルギー政策、産業政策に基づくものではなかったかという点。

LNG 報告書の出発点に、国のエネルギー政策があったことは第 1 節で触れたとおりである。

- ⑬ 報告から 2 年半が経過した、報告書の影響と現在の状況。

①については第 2 章で、②から⑪については第 3 章で、⑫と⑬の点については第 4 章で、個々に検討する。

第2章 国際法から見た LNG 報告書

第1節 はじめに

第1章で、産ガス国政府には、販売価格は国家収入が最大化されるように設定されるべきという意向があるとのコメントが寄せられていたことに触れた。しかし、LNG 報告書では、結局、国家主権の問題に触れずに結論を出している。

一方、LNG 報告書によれば、2016年4月1日時点で日本の需要者が締結している LNG 売買契約数量のうち、売主として最大のシェアを占めているのは Malaysia LNG であり、次に大きなシェアを占めているのは Qatargas である²⁵。両社のシェアを合わせると、契約数量全体の 1/3 超を産ガス国の国営石油会社（National Oil Company。以下「NOC」という。）の子会社が占めていることになる。さらに、ロシアの Sakhalin Energy Investment, アブダビ液化ガス会社, Brunei LNG, インドネシアの Pertamina, Oman LNG などの、NOC 及びその子会社、政府が 50%以上出資している会社を加えると、その合計契約数量は全体のおよそ 6 割となる。産ガス国政府の国家財政の一定部分を天然ガスの販売収入が占めていることを考えると、国家主権との関係という観点からも検討する必要があるのではないか。

本章では、国際法、国家主権と、国内法である競争法、反トラスト法との関係を、米国や EU の例を取り上げて検討する。

第2節 米国における国家主権と反トラスト法

米国におけるエネルギー政策と反トラスト法との関係について、石油輸出国機構 (OPEC) に関する米国反トラスト法上のこれまでの議論を振り返り、我が国独占禁止法の議論にどのような示唆が得られるか検討する。

1. OPEC

OPEC (The Organization of the Petroleum Exporting Countries) は 1960 年 9 月に開かれたバグダッド総会で結成された。原加盟国は、イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、ベネズエラの 5 か国である。その後、カタール (1961 年)、リビア (1962 年)、

²⁵ LNG 報告書 81 頁 表 18

アラブ首長国連邦 (UAE) (1967年)²⁶, アルジェリア (1969年), ナイジェリア (1971年), エクアドル (1973年)²⁷, ガボン (1975年)²⁸, アンゴラ (2007年), 赤道ギニア (2017年), コンゴ共和国 (2018年) が参加し, インドネシアの加盟, 脱退, カタールの脱退を経て, 2019年12月現在加盟国は14か国である²⁹。本部は設立当初はスイスのジュネーブに置かれていたが, 1965年9月, オーストリアのウィーンへ移動した³⁰。

OPEC 設立の当初の目的は, 原油価格のコントロールを石油会社から産油国政府が奪取することであった。1959年2月, 国際石油資本 (メジャーズ) が関係産油国政府の了承なく一方的に中東原油価格を引き下げたことに反発し, アラブ連盟は, 同年4月, 第1回アラブ石油会議 (於: カイロ) で, 原油価格改訂につき石油会社の産油国政府に対する事前協議を求める決議を採択した。しかし, 1960年8月, メジャーズが原油価格を一方的に再値下げしたことが OPEC 結成の引き金となった。「価格操作は石油各社にとっては合法的な契約上の権利の問題であったが, 国家にとっては主権に関する重要な問題であった」。歳入を原油販売に依存する国家にとって, 「それは国家安全保障に関する問題, かつ国家のプライドに関する問題」³¹であった。

興味深いのは, この1960年8月の中東原油公示価格引き下げの主要な原因の一つが, 強制的な輸入割り当てを課すという1959年3月の米国政府の決定であったことである。米国政府は国内の石油価格の値崩れを防ぐため, 輸入先をカナダに限ることで, 「實際上, 中東原油向け市場を閉鎖した。したがって, 中東原油は他の地域への販路を求めて競争を激化させ, 価格に対して競争圧力をもたらした」³²のである。これが中東原油公示価格の引き下げにつながったのであり, OPEC 成立の要因の一つには, 米国のエネルギー政策があったのである。

メジャーズに対するバーゲニングパワーを強化するために設立された OPEC であった

²⁶ 加盟当時はアブダビ。

²⁷ 1993年1月にメンバーシップが停止されたが, 2007年11月に復帰。

²⁸ 1995年1月に脱退したが, 2016年7月に再加盟。

²⁹ インドネシアは1962年に加盟したが, 2009年1月に一時脱退, 2016年1月に再加盟したものの, 2016年11月の総会において減産不参加によりメンバーシップが再度停止されている。カタールは2019年1月脱退した。

³⁰ https://www.opec.org/opec_web/en/about_us/24.htm : 最終アクセス 2020.1.4

³¹ イアン・スキート著 (奥田英雄訳) 『OPEC (1960年~1986年) - その価格と政治』 (石油評論社, 1990) 3頁

³² スキート・前掲注 35)28頁

が、実はメジャーズの力はすでに失われつつあった。このことは、以下のように説明されている。

「1960年代中に価格管理という役割は、妥当な需給バランスを維持する石油各社の能力を通じて行使されたが、次の理由から次第に困難となった。

- ・ 石油市場における演技者³³の数が増加したこと。
- ・ 必要とされる協議的なものを禁止することを目的とする独占禁止法の存在（一方、OPECは各国政府からなるグループとして協議した）。
- ・ 産油諸国政府の政治力の増大。
- ・ 石油会社の株式保有立場の弱体化。

結局のところ、上記の最後の二つの要素の組合せが、石油各社に残っていた価格管理役割を維持する能力を打ち砕いた。多年にわたって、産油諸国政府から会社側は活力ある交渉相手として認められていたが、政府が自分たちの力が増大したことを知るにつれて、会社側はそれに対抗しうる力を身につけることができなかった。」³⁴

こうして原油価格管理の舞台に躍り出た OPEC であったが、本来、「自国の天然資源の開発と価格設定に対する民族的支配を制限していた従来の拘束体制の変更を求めて」おり、「それは利権方式に体现されていた経済的植民地主義に対する民族的抵抗であった。」「したがって、OPEC は本来において政治的産物であった。」³⁵

その性質を、政治的組織とみるか、経済的組織とみるかによって、OPEC に対する評価は大きく変わってくる。後述するように、OPEC を後者とみて各国競争法上の主体とみるにあたっては、前者ではないというハードルをクリアする必要がある。米国では、外国の国家主権にすら米国反トラスト法を優越させようと試みが度々行われてきており、また、国際的にも「私法的ないし業務管理的な行為」は法廷地の民事裁判権から免除されないという制限免除主義が主流になっている³⁶。

2. 米国反トラスト法と OPEC

³³ “players”の訳と思われるが、「(市場への) 参加者」と訳す方が適切と思われる。

³⁴ スキート・前掲注 35)139 頁

³⁵ スキート・前掲注 35)319-320 頁

³⁶ 中谷和弘『ロースクール国際法読本』（信山社、2013）86 頁

米国反トラスト法と OPEC の関係について、Scott Looper 弁護士の論文³⁷をもとに記述する。

2-1. 米国反トラスト法と域外適用

米国において、カルテルを禁止しているのはシャーマン法である³⁸。1909年、アメリカン・バナナ事件³⁹において、米国最高裁オリバー・ホームズ判事は二つの原則を明らかにした。

- ① 米国法は、米国の法域外、かつ他国の法域内で行われた行為には及ばないこと。
- ② 米国裁判所は、外国主権国家の行為の適法性を判断することは許されないこと。

しかしながら、1945年のアルコア事件⁴⁰では、厳格な属地主義ではなく、管轄権を拡大する判例原則として効果主義が打ち出された。効果主義は、行為自体は外国で行われても、その効果が国内に及ぶ場合には国内法を適用できるとするものである。効果主義の原則は、1993年のハートフォード火災保険事件⁴¹において最高裁により確立された。効果理論は1982年に制定された the Foreign Trade Antitrust Improvement Act (“FTAIA”) において次の通り成文化された。

「以下の条件がない限り、シャーマン法は外国との商業…における行為に適用されない。

(1) かかる行為がアメリカ商業に直接的 (direct), 実質的 (substantial), かつ、合理的に予見可能な (reasonably foreseeable) 効果を及ぼすこと、及び、(2) かかる効果がシャーマン法の規定に基づく請求の原因となること。」⁴²

では、ホームズ原則の②についてはどうか。米国司法省・連邦取引員会のガイドライン⁴³によれば、米国反トラスト法の適用に際しては、国際礼讓を考慮し、外国の主権に大きな

³⁷ Scott Looper, “NOPEC Goes Bananas: Thwarting Congress Attempt to Extend U.S. Antitrust Law’s Extraterritorial Reach”, Houston Journal of International Law Vol. 32:2, (2010) 281-332 頁 (<http://www.hjil.org/articles/hjil-32-2-looper.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4)。Looper 弁護士は論文執筆当時米国 Dewey & LeBoeuf LLP の Associate であったが、現在は Baker Botts LLP の Senior Associate である (<http://www.bakerbotts.com/people/l/looper-scott#0> : 最終アクセス 2020.1.4)。

³⁸ The Sherman Act (1890)

³⁹ Am. Banana Co. v. United Fruit Co., 213 U.S. 347 (1909)

⁴⁰ United States v. Aluminum Co. of America, 148 F.2d 416 (2d Cir. 1945)

⁴¹ Hartford Fire Insurance Co. v. California et al., 509 U.S. 764 (1993)

⁴² 和訳は松下満雄「アメリカ反トラスト法の最近の動向と域外適用」(2012)による。

(<https://www.koutori-kyokai.or.jp/description/research/2012/201207gaikoku.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4)

⁴³ “ANTITRUST GUIDELINES FOR INTERNATIONAL ENFORCEMENT AND

影響を与えるかどうかを考慮するとしている⁴⁴。その結果、外国法によってシャーマン法に違反することが要求される場合には、シャーマン法違反の例外を認めてきたことが指摘されている。すなわち、民間企業と外国国家間の外国法域における合法的な契約については消極的であったということである。これによって司法省は、外国主権国家の行為に挑戦するのは、大統領の外交政策のみであることを明らかにしているというのである⁴⁵。

2-2. 米国における OPEC 及び加盟国等に対する訴訟

米国における OPEC 及びその加盟国に対する訴訟（私訴）は 2 件、その他に加盟国の国有企業に対する訴訟が複数件ある。

(1) 国際機械工・航空宇宙労働者組合（IAM）事件⁴⁶

1978 年、米国の非営利労働団体「国際機械工・航空宇宙労働者組合」は OPEC と 13 の加盟国を、その価格協定がクレイトン法とシャーマン法 1 条に違反しているとして訴えた。本件は、まず、カルフォルニア州の地方裁判所で審議され、連邦裁判所に控訴された。

原告は、価格協定は商業的行為であり、the Foreign Sovereign Immunities Act (“FSIA”) of 1976 に定める主権免除の例外事由であると主張した。地裁はこれを認めず、加盟国が原油生産を規制することは、主権的行為であると判断して裁判管轄を否定した。

控訴審で原告は、FSIA は行為の意図ではなく行為そのものをもって判断することを命じていると主張したが、裁判所は加盟国の意図は、加盟国が原油収入に依存しているという事実と切り離して考慮することはできないとし、加盟国の決定は主権免除の法理によって守られ、裁判管轄の有無にかかわらず、シャーマン法による救済は適当ではないとした。

(2) Prewitt (Prewitt Enterprises, Inc.) 事件⁴⁷

Prewitt はアラバマ州のガソリンスタンドのオーナー会社で、同じく OPEC の価格協定

COOPERATION” Issued by the: U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE and FEDERAL TRADE COMMISSION, January 13, 2017

(<https://www.justice.gov/atr/internationalguidelines/download> : 最終アクセス 2020.1.4)

(「米国反トラスト法国際執行ガイドライン」)

⁴⁴ 「米国反トラスト法国際執行ガイドライン」 4.1 条

⁴⁵ Looper・前掲注 41)300 頁。「米国反トラスト法国際執行ガイドライン」 4.2.2 条は、米国法に抵触する外国法の規制を受けるとき、外国の国家主権によって米国の独占禁止法に違反する行為を強要される場合には、裁判所は米国の独占禁止法の適用に対する限定的な抗弁を認めるとする。

⁴⁶ International Association of Machinists & Aerospace Workers (“IAM”) v. OPEC: 477 F. Supp. (C.D. Cal. 1979) , affd on other grounds, 649 F.2d (9th Cir. 1981) , cert. denied, 455 U.S. 1163 (1982)

⁴⁷ Prewitt Enters, 353 F. 3d. 916 (2003)

がシャーマン法 1 条に違反するとして 2001 年に訴えた。裁判所は、Prewitt の要請により、国際書留郵便で召喚状と訴状をウィーンの OPEC 本部に郵送し、書面は「受領」されたが、OPEC 事務総長はいかなる措置も講じないこととした。裁判所は、OPEC が欠席のまま、OPEC、その加盟国、および OPEC 以外のメンバー（ノルウェー、メキシコ、ロシア、オマーン）による原油価格に関する共謀を認定し、価格協定差し止めの命令を下した。裁判所の命令のコピーが OPEC 加盟国の各米国大使館に届けられた後、OPEC は欠席判決の申立てを行うとともに、送達の不備などを理由に Prewitt の訴えを却下するよう求めた。

連邦民事訴訟法第 4 条 (F) は、外国への送達について、連邦法に別段の定めがない限り、以下によると定める。

(1) 裁判上及び裁判外の文書の外国における送達に関するハーグ条約などの国際合意による送達。

(2) 国際合意がない場合、または国際合意が他の手段を認めているが特定していない場合：

(A) 管轄裁判所のある国の法で定められている送達、

(B) 嘱託書や要請書に対する外国当局の命令、または、

(C) 当該国の法律で禁止されていない限り、

(i) 召喚状と訴状のコピーの直接手渡し、または

(ii) 書記官が個人に宛てて送信し、受取署名を必要とする郵送、または、

(3) 国際合意によって禁止されていない他の手段による裁判所の命令。

裁判所は、Prewitt が上記 (C) (ii) による送達を行ったことは認めたが、OPEC に対する送達は、OPEC が本部を置くオーストリア法によって認められていないとした。なぜなら、オーストリア＝OPEC 本部協定⁴⁸の第 5 条 (2) によって、法的送達手続きは、「事務総長によって承認された条件の下、明示の同意によるほかは、(OPEC) 本部において行うことはできない」とされており、この協定が、オーストリア内閣の決議とオーストリア官

⁴⁸ AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF AUSTRIA AND THE ORGANIZATION OF THE PETROLEUM EXPORTING COUNTRIES REGARDING THE HEADQUARTERS OF THE ORGANIZATION OF THE PETROLEUM EXPORTING COUNTRIES (1974) (https://ilmc.univie.ac.at/uploads/media/HQ_Agreement_OPEC_-_Austria.pdf : 最終アクセス 2020.1.4)

報に掲載されることにより、オーストリア法の一部となっていると認定したからである。よって、Prewitt の郵送による送達は認められず、OPEC の同意がなければ送達が完了しないため、裁判所は、OPEC による訴えの却下を求める申し立てを認めた。すなわち、現行法制下では、オーストリア法の保護のもと、米国の裁判所は OPEC に対する私訴を受け付けることはできないことになる⁴⁹。

(3) 加盟国の国有企業に対する訴訟

裁判所が OPEC 及び加盟国への裁判管轄を否定していることから、米国内において活動している加盟国国有企業を被告とする訴訟が複数提起された。訴えられたのは、ベネズエラ国営石油会社 PTVSA⁵⁰、同社関連会社 CITGO⁵¹、サウジアラビア国営石油会社サウジアラムコ⁵²である。すべての訴訟でシャーマン法 1 条違反が問われ、2007 年 12 月、すべての裁判が事前準備手続きのために統合された⁵³。

裁判所は、「米国における石油精製製品の価格決定を引き起こしたとされる行為は、原油の生産レベルを制限し、相互に同じ制限を行うこと合意するという、外国石油生産国の決定である」とし、「被告（会社）に起因する行為は、共謀に参加している外国主権に原油の生産を制限させたり、米国の石油精製製品の価格決定を引き起こしたりして」はおらず、むしろ、被告各社は、「(1) 自国の領土で生産された原油を購入し、(2) OPEC に米国市場に関する情報提供による技術支援を提供し、(3) その経営陣に OPEC 会議と戦略的計画の取り組みに参加させることによって、共謀に参加している外国主権を手助けしているに過ぎない」とした。

そして、「原油を含む領土の境界内で生産される天然資源の生産レベルに関する外国主権の決定は、その決定が一方的な審議の結果であるか、他者との協議の結果であるかにかかわらず、主権行為である。」とし、主権の対外行為の法理によって保護され、また、こうした合意は「純粋に商業的（行為）」とは言えないから、商業的行為の例外も適用されないと

⁴⁹ Looper・前掲注 41)306 頁参照。

⁵⁰ S-Mart Petroleum, Inc. v. Petroleos de Venezuela, S.A., No. 1:07-1179 (D.D.C) (後に取り下げ), Countywide Petroleum Co. v. Petroleos de Venezuela, S.A., No. 1:07-1632 (N.D. Ohio)

⁵¹ Spectrum Stores, Inc. v. Citgo Petroleum Corp., No. 4:06-3569 (S.D. Tex.), John Gokey v. CITGO Petroleum Corporation, No. 3:08cv1095 (N.D. Tex)

⁵² Fast Break Foods, LLC v. Saudi Arabian Oil Co., No. 1:06-6594 (N.D. Ill), Green Oil Co. v. Saudi Arabian Oil Co., No. 1:07-3617 (N.D. I II), Central Ohio Energy, Inc. v. Saudi Arabian Oil Co., No. 1:07-6462 (N.D. Ill)

⁵³ 649 F. Supp. 2d 572 (2009)

した。

さらに、裁判所は、「原告の主張は、自国の領土内にある原油の生産を制限するという主権国家の決定に異議を唱えている」ものであり、「正当化できない政治的問題を提起した」とし、裁判所は行政府との分権に関する合衆国憲法第 3 条の要請に鑑み、「外国主権による原油生産の決定の合法性を判断することを裁判所に要求する請求の判決は、外国主権による原油生産に関連する問題を政府間交渉で解決するという長年の外交政策のため、行政府に対する敬意の欠如を表明することになる」とし、また、「米国は、原油の安定供給を国家安全保障の重要な要素として維持することの重要性を長い間認識してきた。米国政府は、産油国に対する独占禁止法による制裁を求めることを決して選択せず、代わりに、協力と建設的な外交政策を追求することを断固として選択してきた。」「本判決は、数十年にわたって行政府によって育まれた長年の外交関係の運営を混乱させる恐れがあるだけでなく、外交を行うための行政府の憲法上の責任を損なう恐れがある。」として、裁判所は、そうした「外交政策のデリケートな領域に立ち入るべきではない。」と結論付けた。

以上のように、現行法制下では、米国国内での国有企業に対する OPEC の生産制限に関する反トラスト法による訴訟もできないことになる⁵⁴。

3. 米国議会の動き

裁判所がシャーマン法の適用を否定しているため、議会では OPEC に対するシャーマン法の適用を可能にするための法案が提出されている。

(1) Oil Price Reduction Act of 2000 (“OPRA”) ⁵⁵

OPEC 加盟国が価格協定を行っているとは認定された場合、大統領に当該国との外交関係を見直すことを命ずる法案である。下院では承認されたが、上院外交委員会で廃案となった。

(2) Foreign Trust Busting Act (“FTBA”) ⁵⁶

OPEC の反トラスト法違反のような外国主権国家による不法な財産権の侵害事件の審議

⁵⁴ Looper・前掲注 41)308 頁参照。なお、米国が離脱した環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）国有企業章 17.5 条 1, 国有企業に対する民事事件に関し裁判所の管轄を認めるべきとの規定については、本節 6. 「TPP と主権免除」の中で論ずる。

⁵⁵ H.R.3822 (<https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/3822> : 最終アクセス 2020.1.4)

⁵⁶ H.R.4731 (<https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/4731> : 最終アクセス 2020.1.4)

において、米国裁判所に主権免除の適用を禁じる法案である。2000年に下院に提出されたが、賛同を得られず廃案となった。

(3) International Energy Fair Pricing Act of 2000 (“IEFPA”) ⁵⁷

OPRA同様、大統領にOPEC加盟国への支援打ち切りを命ずる法案であったが、賛同を得られず下院で廃案となった。

(4) The NOPEC Bill (“NOPEC”)

「石油の生産および輸出に関するカルテル禁止法」すなわちNOPEC法案もたびたび提出された。その数は1999年から2009年の10年で17回にも及ぶ⁵⁸。その多くが審議途中で廃案となっているが、このうち、H.R.2264は、2007年5月下院において賛成345、反対72の多数をもって承認されている⁵⁹。その後上院で廃案となったが、これには、ブッシ

⁵⁷ H.R.4732 (<https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/4732> : 最終アクセス 2020.1.4)

⁵⁸ Looper・前掲注41)311頁。但し、本文中では16回となっているところ、同頁注164では、以下の17の法案を挙げている。特に法案名を記しているものはNOPEC法案と同様の条項を法案中に含むものである(いずれも最終アクセス2020.1.4)。

- ① H.R.5241 (2000) (<https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/5241>),
- ② S.2778 (2000) (<https://www.congress.gov/bill/106th-congress/senate-bill/2778>),
- ③ S.665 (2001) (<https://www.congress.gov/bill/107th-congress/senate-bill/665>)
- ④ H.R.4106 (2004) (<https://www.congress.gov/bill/108th-congress/house-bill/4106>),
- ⑤ S.2270 (2004) (<https://www.congress.gov/bill/108th-congress/senate-bill/2270>),
- ⑥ H.R.5279 - Oil and Gas Industry Antitrust Act of 2006 (<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/house-bill/5279>),
- ⑦ S.2557 - Oil and Gas Industry Antitrust Act of 2006 (<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/senate-bill/2557>),
- ⑧ H.R.695 (2005) (<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/house-bill/695>),
- ⑨ S.555 (2005) (<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/senate-bill/555>),
- ⑩ H.R.2950 - Renewable Fuels, Consumer Protection, and Energy Efficiency Act of 2007 (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/2950>),
- ⑪ S.3044 - Consumer-First Energy Act of 2008 (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/3044>),
- ⑫ S.2991 - Consumer-First Energy Act of 2008 (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/2991>),
- ⑬ H.R.6653 - Consumer Energy Relief Act of 2008 (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/6653>),
- ⑭ H.R.6074 - Gas Price Relief for Consumers Act of 2008 (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/6074>),
- ⑮ S.879 (2007) (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/879>),
- ⑯ H.R.2264 (2007) (<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/2264>),
- ⑰ S.204 (2009) (<https://www.congress.gov/bill/111th-congress/senate-bill/204>)

⁵⁹ “H.R. 2264 — 110th Congress: No Oil Producing and Exporting Cartels Act of 2007.” (<https://www.govtrack.us/congress/bills/110/hr2264> : 最終アクセス 2020.1.4)

トランプ大統領(当時)が上院を通過しても拒否権を発動する意向を示したからだとされる⁶⁰ ⁶¹。

また、H.R.6074 - Gas Price Relief for Consumers Act of 2008 は、2008年5月下院において賛成324、反対84の多数をもって承認されたが、上院で廃案となった。

NOPEC 法案が目指すところはシャーマン法を修正し、主権免除を否定して OPEC 加盟国をシャーマン法違反に問えるようにすること、並びに FSIA を修正して OPEC 加盟国のシャーマン法違反を新たな FSIA の例外とすることである。今後、NOPEC 法案が上院を通過し、トランプ大統領が署名する事態となった場合、OPEC 加盟国はシャーマン法違反に問われることとなるのだろうか。

Looper 弁護士は否定的である。

OPEC 加盟国を NOPEC 法違反に問うためには、OPEC 加盟国の行為が、FTAIA の要件と同様に、「米国国内の石油、天然ガス、石油製品の市場、供給、価格、流通に、直接的 (direct)、実質的 (substantial)、かつ、合理的に予見可能な (reasonably foreseeable) 効果を及ぼすこと」を証明しなくてはならない。

OPEC 加盟国国有企業が米国国内において活動していることそのこと自体は NOPEC 法に違反しない。OPEC の行為は主として原油の生産制限である。米国国内での加盟国国有企業の活動は、それに何ら関係がない。また、OPEC が、米国外で、世界市場を念頭に行った行為が結果として米国内に影響を及ぼすこと (spillover) は、直接的もしくは実質的な効果を及ぼしているとは言えない⁶²。

⁶⁰ “NOPEC (‘No Oil Producing and Exporting Cartels Act’): A Presidential Issue and a Test of Political Integrity”, 09/10/2012 05:06 am ET Updated Nov 09, 2012

(<https://www.huffpost.com/entry/nopec-no-oil-producing-an-b-1869803> : 最終アクセス 2020.1.4) , “Senate OKs plan to sue OPEC for price-fixing”, 06/20/2007

(<https://www.reuters.com/article/us-usa-energy-senate-ope/senate-oks-plan-to-sue-ope-for-price-fixing-idUSN1919767120070619> : 最終アクセス 2020.1.4)

⁶¹ 米国において、法案は議員によっていずれかの議院に提出されなくてはならず、法案の成立には両院の可決が必要である。その後、大統領が署名すれば法律として成立する。すなわち大統領に拒否権が認められている。拒否権が発動された場合でも、両院がそれぞれ3分の2で再可決すれば法律として成立する(松井茂記『アメリカ憲法入門〔第8番〕 外国入門双書』(有斐閣, 2018) 55頁)。

⁶² この主張は、シェール革命(LNG報告書7頁参照)による石油の増産に伴って、米国が今やサウジアラビアを抜いて世界最大の産油国となった今日の状況を踏まえれば

(<https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=37053> : 最終アクセス 2020.1.4)、より強固になったといえる。今日の原油価格は、米国のWTI、欧州の北海ブレント、アジアのドバイの各指標原油によって決まるが、それぞれの価格自体は現物、先物のマーケットによって決定されており、OPECによる減産合意や加盟国それぞれによる輸出価格の決定は、市場価

このように、Looper 弁護士は NOPEC 法によって OPEC 加盟国が提訴されても、裁判所は NOPEC 法を厳格に解釈し、訴えを認めないという。その根拠は合衆国憲法が定める権力分立原則⁶³にあり、裁判所が OPEC の違法性を問うことは、これまで OPEC 加盟国との長きにわたって外交折衝に当たってきた執行府⁶⁴を軽んじること (disrespect) であり、国際的な安全保障や国際情勢への懸念は、OPEC 加盟国の法を裁くことによってではなく、大統領の政治的決定によって解決すべきものであるからという。

しかしながら、2018 年 6 月に最高裁が下したトランプ大統領による「入国禁止令」への判断を考慮すると、それが執行府命令 (大統領命令) への合憲判断であったという違いはあるものの、最高裁が NOPEC 法を大統領の外交権の範囲内として認める可能性は少なくないように思われる。さらに、その場合、OPEC の産油制限の効果が、米国市場に直接かつ実質的な効果を及ぼしているとは判断する余地もありうるのである⁶⁵。

先の「入国禁止令」への合憲判断は、最高裁判事の 5 : 4 の評決によりかろうじて成立した。米国連邦最高裁は、かつて、ルーズベルト大統領のとったニュー・ディール政策を

格を決定するための一要素にしか過ぎない。

なお、2012 年のポタシュ事件における控訴裁判所判決 (Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F.3d 845 (7th Cir. 2012)(en banc)(<https://www.leagle.com/decision/infco20120627147> : 最終アクセス 2019.1.4)) は、ポタシュ (カリウムを主体とする化学品で肥料などに用いられる) の米国輸入価格が、ブラジル、インドおよび中国に対して交渉された価格がほぼ直ちに米国の輸入価格に反映されていたことから、主要な製造販売業者のカルテルによる「直接的」効果が米国市場に及んでいると判示したが、OPEC については、原油価格形成の仕組みが全く異なり、同じ結果にはならないと考える。ポタシュ事件については、経済産業省「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査報告書」(2016)

(<https://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603002/20160603002-1.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 51-53 頁も参照。

⁶³ しかし、権力分立原則の意味は明確ではなく、しばしば裁判所でその意味するところが争われ、最高裁も、権力の分離を重視する機能主義的理解と、機能的な抑制と均衡を重視する機能主義的理解の間を揺れ動いているという (松井・前掲注 65)38 頁)。

⁶⁴ 米国では大統領が司るのは「執行権」であり「行政権」ではない。また、この執行権が何を意味するかは明確ではない。それは、法律の執行の重要な部分が、大統領や執行府ではなく、連邦議会が創立した独立委員会などの「行政機関」によって行われていることにもみられる (松井・前掲注 65)64 頁)。

⁶⁵ 戦争権限の行使や外交関係に関する問題に裁判所は口出しすることは著しく消極的ではあるが、エルサレムに生まれた人の出身国表記をイスラエルとした連邦法にもかかわらず、国務省がエルサレムの帰属について特定の立場をとらないとの方針に従って表記を拒否しこれが争われた事例 (Zivotofsky v. Clinton, 566 U.S. 189 (2012)) では、下級審は政治問題と判断したのに際し、最高裁は、訴訟の焦点はこの連邦法の合憲性であり、この問題を執行府にゆだねた規定は存在しないと判断した (松井・前掲注 65)200 頁)。

違憲と判断するなど、連邦による権限行使に極めて消極的な態度をとっていた。その後、最高裁は姿勢を変更し、ニュー・ディール政策のような社会経済立法を合憲とするよう立場を改めた。「このことは、国民によって選挙されていない裁判官が、選挙された代表者によって構成された議会の判断を恣意的に覆すことの危険性を明らかにし、それ以後のアメリカ憲法の展開に決定的な影響を与えた。」⁶⁶

その後の最高裁は、判事の構成によって司法消極主義と司法積極主義がせめぎあいがら現在に至っている⁶⁷。「入国禁止令」で合憲判断を下したのは、ロバーツ首席裁判官、トーマス、アリトー、ゴースチ、ケネディ裁判官であり、異議を唱えたのはギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン、ソトマイヤー裁判官である。ロバーツ、トーマス、アリトー、ゴースチは保守派、ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン、ソトマイヤーはリベラル派とされており、中間派のケネディがキャスティングボードを握っているという⁶⁸。2018年10月6日、引退したケネディに替わってトランプ氏の推薦するブレット・キャバニーが判事となり、保守派が優勢となった⁶⁹。保守派が多数派になったことで、より司法消極主義になることが予想される。

4. トランプ政権と NOPEC 法

米国のトランプ米大統領は、2018年5月8日、欧米など6カ国とイランが結んだ核合意から離脱すると表明した。さらに、各国に対し、イラン原油の輸入を11月からすべて停止するよう要請した。これを受けて原油先物価格は上昇、WTIは6月25日の68.08\$から26日の70.53\$へと2\$超上昇し、約1か月ぶりに1バレル当たり70\$台を回復した。

これに対し、トランプ大統領は同年6月30日のツイートで、サウジアラビアのサルマ

⁶⁶ 松井・前掲注 65)16-18 頁

⁶⁷ 現在の米国憲法学では、問題は積極主義か消極主義かではなく、最高裁が憲法判断を行う際に何を基準に判断すべきかだという見解が有力になっているという。そして、その基準をどこに求めるのか意見は一致しておらず、様々な見解が提唱されているため、果たしてこれで十分な客観性があるのか、なぜそのような価値の執行を裁判所に許すことが民主主義原理に照らして正当化されるのかが問題であるという（松井・前掲注 65)108 頁）。

⁶⁸ 松井・前掲注 65)27 頁

⁶⁹ 2018年12月21日、ギンズバーグ判事が肺の悪性腫瘍の摘出を受けたと連邦最高裁が公表した（https://www.supremecourt.gov/publicinfo/press/pressreleases/pr_12-21-18：最終アクセス 2020.1.4）。85歳と高齢の同判事が引退することとなれば、トランプ大統領が3人目の判事を指名し、圧倒的過半数を保守派で固められるようになるが、2019年8月23日のプレスリリースによれば、判事は8月に3週間に及ぶ放射線治療を終え、これ以上の治療は必要ないとのことである（https://www.supremecourt.gov/publicinfo/press/pressreleases/pr_08-23-19：最終アクセス 2020.1.4）。

ン国王に原油の増産を依頼し、最大日量 200 万バレルの増産に合意したことを明らかにしたが、市場の反応は薄かった⁷⁰。そこで、トランプ大統領は、7月4日、ガソリン価格を吊り上げているとして OPEC を再び非難し、加盟国に価格引き下げに向けた一段の対応を求めた⁷¹。

一方、2018年5月22日、米国議会にシャーマン法修正法案 (H. R. 5904) が提出された。この法案は、“No Oil Producing and Exporting Cartels Act of 2018” もしくは NOPEC 法と称され、米国政府が OPEC をカルテルとして訴えることを許すものである。トランプ大統領は、就任以前の 2011 年、著書の中で、現在は OPEC を訴えることは難しいが、これを正すには、議会に NOPEC 法案を採択させ、大統領に署名させることだ、と述べている⁷²。NOPEC 法案の成立の可能性は、過去最高に高まっているとされる。

しかしながら、NOPEC 法案の目指すところと、現在のイランをめぐる米国政府の動きに矛盾はないのだろうか。

H. R. 5904 はこう規定する⁷³。

「外国国家、その機関や代理人が、集団、もしくは外国国家、その機関や代理人、または個人と共同して、カルテルや組織、会社、共同行為者として、以下のことを行うことは違法であり、シャーマン法違反である。

- (1) 石油、天然ガス、その他石油製品の生産、流通を制限すること
- (2) 石油、天然ガス、その他石油製品の価格を設定し維持すること
- (3) 石油、天然ガス、その他石油製品の貿易を抑制するための措置をとること

但し、そのような行為、提携、共同行為が、米国国内の石油、天然ガス、石油製品の市場、供給、価格、流通に、直接的 (direct)、実質的 (substantial)、かつ、合理的に予見可能な (reasonably foreseeable) 効果を及ぼす場合に限る。」

⁷⁰ <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/1013023608040513537> : 最終アクセス 2020.1.4

⁷¹ <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/1014611307427966976> : 最終アクセス 2020.1.4

その後も、トランプ大統領は、2018年9月20日、11月12日、12月5日、2019年2月25日、3月28日に、原油価格は高過ぎるとして、OPEC を批判する投稿をしている。

⁷² ドナルド・トランプ著 (岩下 慶一訳) 『タフな米国を取り戻せ: アメリカを再び偉大な国家にするために』 (筑摩書房, 2017) 31-32 頁, (原著 “Time to get tough” by Donald J. Trump (2011))

⁷³ <https://www.congress.gov/115/bills/hr5904/BILLS-115hr5904ih.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4

米国のイランに対する経済制裁は米国単独の行為ではその目的を達しえない。米国政府は2018年11月にイラン産原油の取引を制裁対象としたが、日本や中国、韓国、台湾、インドなど8カ国・地域については、6ヶ月間の期間限定で輸入継続を認める特例措置を講じていた。その後、2019年4月にこの特例措置を5月で打ち切り、延長はしないと発表した。石油元売り各社はそれまでにイラン原油の輸入を停止し、サウジアラビアなどの代替先からの調達に切り替えていたため、供給面での大きな影響は出なかった。

仮にNOPEC法案が法律化されOPECがシャーマン法違反に問われることとなっても、OPECが解散したり、産油制限を解消したりするということはあるようにもなく、それにペナルティを課すという話になればそれは外交上の一大懸念となることは間違いない。司法権行使の結果の政治的重大性のゆえに最高裁が司法権行使を拒否する可能性もある⁷⁴。

2019年1月、米国議会は第115議会の会期を終了し、第116議会の会期に入ったため、H.R.5904-NOPEC法案は廃案になったと思われる⁷⁵。Looper 弁護士が考えているほど、見通しは明白ではないのかもしれないが、少なくともNOPEC法案に対するトランプ大統領並びに合衆国最高裁の判断が求められることは当面なさそうである。これは、米国の関心が、OPECよりもイランへの制裁や、中国との貿易戦争に向かっているからであろう⁷⁶。こうしたトランプ政権の一連の対外政策はエネルギー市場にも大きな影響を与えている。2018年から2019年にかけての原油価格は、OPECの減産は継続しているものの、イランやベネズエラの生産量減少分はサウジアラビアが増産で補填し、米国のシェールオイルの増産も進んでいることから、市場には十分な供給があると考えられる。このような状況下でトランプ大統領が中国との貿易戦争を強化すると、世界経済に下振れリスクが発生し、原油の需要が大きく減退して、原油価格に下げ圧力がかかる。逆に、米国がイランに対する軍事的オプションを行使するようなことがあれば、原油価格は大きく上昇するであろう。つまり、トランプ大統領は、OPECに圧力をかけなくとも、自らの外交・経済政策によって、原油価格に直接影響力を行使できるのである。その影響力はイランや中国にとどまらず、世界的規模に及ぶ。このことは、一国の主権に基づくエネルギー政策を国際的に行使

⁷⁴ 紛争が高度に政治的な場合については、松井・前掲注65)201頁参照。

⁷⁵ 2018年7月16日、上院にもS.3214-NOPEC法案が提出されている

(<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/3214> : 最終アクセス 2020.1.4) が、同様に廃案になったものと思われる。

⁷⁶ トランプ大統領も2019年5月以降、OPECに関するツイートはしていない。

することに対し、慎重であるべきという重要な示唆を与えるものではないだろうか。

5. 日本における主権免除⁷⁷

従来、国家は絶対的主権を有し、他国の裁判管轄に服すべきではないことから、国家の活動はすべて免除とされ（絶対免除主義）、わが国判例もその立場に立ってきた。

2007年7月21日、最高裁は、パキスタン貸金請求事件⁷⁸において、「(いわゆる制限免除主義)が徐々に広がり、現在では多くの国において、この考え方に基づいて、外国国家に対する民事裁判権免除の範囲が制限されるようになってきている」こと、及び、2005年12月2日に「国際連合第59回総会において採択された『国家及び国家財産の裁判権免除に関する国際連合条約』も、制限免除主義を採用している」ことを理由に、「外国国家は私法的ないし業務管理的な行為についても法廷地国の民事裁判権から免除される旨の国際慣習法はもはや存在しないものというべきである」として、外国国家の民事裁判権免除に関し、国家の活動は全て免除とするいわゆる絶対免除主義から、国家の活動を権力行為（主権的行為、公法的行為）と職務行為（事務管理的行為、私法的行為）とに区別し前者についてのみ免除を認めるいわゆる制限（相対）免除主義への判例変更を行った⁷⁹。

ところで、最高裁判決は、当該事案⁸⁰は「私人でも行うことが可能な商業取引であるか

⁷⁷ 本章は拙稿「石油開発契約を中心としたコンセッション契約における投資保護の枠組およびわが国政策への一提言」（修士論文、2008）2.2.1章による。

⁷⁸ 民集第60巻6号2542頁

⁷⁹ 国際法の基本原則の一つとして、主家国家の平等原則（「対等なものは対等なものに対して支配権をもたない」(*par in parem non habet imperium*)）と主権の不可侵原則があり、これらの原則に基づき、主権免除は19世紀に慣習国際法の原則として成立した（本間靖規、中野俊一郎、酒井一著『国際民事手続法』（有斐閣アルマ、2005年）15頁）。主家国家の平等原則と主権の不可侵原則からは、絶対免除主義が導き出されるが、19世紀以降、国家の経済活動の拡大と共に制限免除主義が登場した。

主権免除についての法規則は各国の国内法に基づく国内裁判所の判断によって発展してきた。1970年代以降成文化の努力が顕著にみられ、米国外国主権免除法（1976年）、英国国家免除法（1978年）に続き、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、アルゼンチン、パキスタンなど、特に英米法系の諸国で制定された。その後、欧州主権免除条約（1972年）、国家とその財産の主権免除に関する国際連合条約（2004年）のような多数国間条約による内容の明確化、統一化も図られている（中谷和弘ほか『国際法』（有斐閣アルマ、2006）38頁）。

「国家免除に関するヨーロッパ条約」は主権免除を原則とした上で、免除の認められない「否認リスト」（商品の給付に関する諸条約、借款協定、裁判国において履行されるべき諸契約など）を採用している。これに対し、米国の外国主権免除法は、包括的に「商業活動」には免除を認めないとして、具体的な判断については裁判官に大幅な裁量権を与えている（山田鏡一＝佐野寛『国際取引法 [第3版]』（有斐閣、2006）71頁）。

⁸⁰ 本事案は、東京三洋貿易株式会社ほかパキスタン国防省の関連会社であり政府代理人で

ら、その目的いかんにかかわらず私法的ないし業務管理的な行為に当たる」と認定しているが、制限免除主義の考え方でも、何をもって主権免除に該当しないとするかは明確ではない。つまり、国家の行為を、裁判権免除の対象となる「主権的行為」か、対象とならない「私法的ないし業務管理的行為」か、を決定する基準が、その行為の性質なのか、目的なのかという点が明確ではないからである。国家の行為の目的が主権活動に関連しているか否かで区別しようとするのが行為目的説であり、国家の行為の性質が国家のみがなしうる行為か私人によってもなしうる行為かで区別しようとするのが行為性質説である。近年では、行為目的説は基準が主観的な面があり、また国家の行為は究極的にはすべて主権的な目的のために行われる以上、行為目的説を採用すれば制限免除主義の意義が損なわれるとして、行為性質説が有力であると考えられている。しかし、「国家及び国家財産の裁判権免除に関する国際連合条約」（国連国家主権免除条約）は、「商取引」を決定する際には行為の性質だけでなく目的も考慮すること（第2条2項）として、両者の折衷型となっており、この基準が一概に決まるわけではなく、ケースバイケースで判断せざるを得ないことを示している。米国、英国などの成文法を持っている国とドイツは行為性質説を支持する立場をとっているが、フランスの国内判例や、1980年代まで絶対免除主義を支持していた中国やブラジルは行為目的説を支持する立場をとっているとされる⁸¹。

しかし、これら二つの説の対立はある意味で抽象的なものに過ぎず、主権免除が問題になる実際の事例は事実関係が複雑なものが多く、性質のみによるか目的を考慮するかという単純な基準で判断することが難しいとされ⁸²、英国国際法委員会の作業部会が1999年に行った報告においても、各国の実際の判決を検討した結果、行為の性質と目的による区別には、実際のところ議論されているほど大きな違いは生じていなかったという⁸³。

では、LNGの売買契約についてはどうか。LNGの売買契約は疑いなく「私人でも行うことが可能な商業取引」である。国連国家主権免除条約でも、「商業取引」とは、商品の販

あるA社との間で、パキスタンに高性能コンピューター等売り渡す旨の売買契約を締結し、目的物を引き渡した後、売買代金債務を消費貸借の目的とする準消費貸借契約を締結したと主張して、パキスタンに対し、貸金元金等の支払を求めたものである。

⁸¹ 中谷ほか・前掲注83)42頁

⁸² 中谷ほか・前掲注83)42頁

⁸³ Joanne Foakes and Elizabeth Wilmschurst, “State Immunity: The United Nations Convention and its effect”, Chatham House International Law Programme (2005)

(<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/public/Research/International%20Law/bpstateimmunity.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 5頁

売やサービスの提供、ローン契約や財務にかかる取引、及びその他の商業、工業、貿易、専門性を有する契約・取引、と定められている（第2条1(C)）。

しかし、すでに述べたように、米国判例は OPEC 加盟国が輸出原油の価格を決定することは主権免除の範囲内であることを認めている。

「純粋な商業的行為は主権の対外行為にまで至らないかも知れない。しかし、外見上商業的行為でも主権の対外行為の法理の適用の考察の対象となる。国家が国家として公益のために行為するときは、主権が発動されている。裁判所は、この主権の発動に対峙することのないよう慎重に行動する必要がある。そのような注意が必要である場合には、問題の行為に商業的部分があっても主権の対外行為の法理を適用することができる。」⁸⁴

1976年に成立した米国の主権免除法（Foreign Sovereign Immunity Act, 28 U.S.C. § 1602 et seq.）は、どのような活動が「商業活動」に該当するかという問題を、1603条(d)において行為の目的ではなく性質に委ねてはいる⁸⁵が、大幅な裁量が裁判所に認められている⁸⁶。

国家行為理論は「主権の対外行為の理論」とも呼ばれ、米国の裁判所は外国の領土内でなされたその外国政府の行為について裁くことはできない、というものである⁸⁷。主権免除の抗弁が管轄権の問題であるのに対し、主権の対外行為の法理は、裁判所が管轄権を持っていても、それ以上の審理を進めたり争点の決定をしたりすることを止めるということである⁸⁸。1897年の米国連邦最高裁アンダーヒル判決⁸⁹は、「すべての主権国家は他の国家の独立を尊重しなければならない。ある国家の裁判所は、他の国の政府の行為でその他国でなされたものについて裁くことはしない。そのような行為によって損害を蒙った場合の補償は、国家間で国家に認められた方法によるべきである。」と判示した。

この法理は、1960年に起きた広範なキューバの資産国有化に関するサバティーノ事件の

⁸⁴ IAM v. OPEC, 649 F.2d 1354, 1360 (9th Cir. 1981)

⁸⁵ 「活動の商業性は、その目的より、行動方針や特定の取引、もしくは活動の性質によって判断される。」

⁸⁶ 横溝大「外国中央銀行に対する民事裁判および民事執行」日本銀行金融研究所、金融研究（2005）257-258頁

⁸⁷ ラルフ・H・フォルソンほか著（柏木昇＝久保田隆訳）『アメリカ国際商取引法』（木鐸社、2003）281-282頁

⁸⁸ フォルソンほか・前掲注91)299頁

⁸⁹ Underhill v. Hernandez, 168 U.S. 250 (1897)

際にも最高裁によって確認されたが⁹⁰、議会はこれを歓迎せず、ただちに次のような条項を含む対外援助法サバティーノ修正法を成立させた⁹¹。

「他のいかなる法律条項にもかかわらず、アメリカのいかなる裁判所も、補償その他の以下に述べる基準を含む国際法の原則に違反した外国国家の行為によって、1959年1月1日以降没収その他の収用されたことを理由に、権原あるいは（財産に対する）他の権利が外国国家を含む当事者によって主張されている事件において、主権の対外行為の法理を根拠に国際法原則に効力を与える実態の審理を拒絶してはならない。但し、本条項は次の場合には適用されない。(1) 外国の行為が国際法に反しない場合、もしくは、所有権、その他の権利の収用が、誠意を持って事前に発行された180日以内の期限の取消不能の信用状に基づいて行われる場合、または、(2) 米国の外交政策の利益と提案により、特定の場合に主権の対外行為の法理の適用が必要であると大統領が判断し、その効果について裁判所に提示がなされる場合。」⁹²

キューバは国際法に違反したと判断され、この結果、「一定の条件での外国主権の対外行為の効力は<政治問題>であり裁判所では認定できない」とまでされるようになった⁹³。

本件は国際法違反と判断された事件であり、米国主権免除法も1605条(a)(3)において、免除の例外として明示的に「国際法に反する国有化」を挙げている。この規定のもとで、米国の国内裁判所は、外国国家による国際法違反の有無を認定し、国際法違反と判断された場合には主権免除の例外とすることができる。しかし、OPECの行為や産油・ガス国が原油やガスを輸出、販売することは、国際法違反ではない。これに国内法の網をかぶせるということは、ある意味、現在の国際法の原則に挑戦する試みともいえる。

米国での議論は、立法府、執行府と司法府の緊張関係の上に行われており、また、トランプ大統領の言動は過去にとらわれない予測不可能な側面があり、将来を予測することが必ずしもできるとは言いがたいが、LNG報告書にはこうした主権をめぐる検討が行われた形跡はない。LNG取引が商業行為であり、主権免除の対象外であることが当然であるかのようである。

なお、LNG売買契約の当事者は国家そのものではなく、国有会社であるが、国有会社は

⁹⁰ *Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino*, 376 U.S. 398 (1964)

⁹¹ フォルソンほか・前掲注91)307頁

⁹² “Hickenlooper Amendment of 1962”

⁹³ フォルソンほか・前掲注91)313頁

国家そのものではないので、主権免除の特権は及ばないとする我が国裁判例があるので触れておく⁹⁴。ナウル共和国金融公社およびナウル共和国に対する元金等支払請求事件の控訴審判決である東京高裁の2003年3月29日判決⁹⁵は、別法人の主権免除という点につき、「主権国家たる外国国家の他国の裁判管轄権に服さないという主権免除特権は、主権国家に固有のものである上、国家から国家に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示がない限り他国の裁判管轄権に服さない法主体は、あくまで当該国家である。したがって、当該国家の国内法における当該国国家とは独立した主体である法人については、たとえ、それが公法人であっても、当該外国国家と同等の主権免除特権を原則として有するものではない」との一般論を述べた上で、具体的判断として、被告・控訴人であるナウル共和国金融公社につき、「あくまで控訴人共和国とは別個独立の法主体であって、金融及び投資の業務を行うという目的の追求及び達成のために必要または適当な全てのことを行う権限と権利を有し、その名において原告又は被告となることが認められていることなどに照らすと、（中略）控訴人共和国との間に主として財務に関する密接な関係があるとしても、控訴人共和国の国家機構に当たらないものであることは明らかであるから、控訴人公社は、控訴人共和国の一部門として控訴人共和国と同等の主権免除特権を有するとの控訴人公社の主張は、採用することが出来ない」とした。

しかし、米国の主権免除法は、1603条(a)で、外国国家(foreign state)の政治的下部組織(political subdivision)や「代理人または外部機関(agency or instrumentality)」も外国国家に含まれるとしており、1603条(b)で、「代理人または外部機関」とは、「国家機関(an organ of a foreign state)」、「行政区(political subdivision)」、「国有・公有組織((any entity) a majority of whose shares or other ownership interest is owned by a foreign state or political subdivision thereof)」と規定している。また、国連国家主権免除条約でも、第2条1(b)において国有企業が国権の行使として行動している場合は国家に含まれるとしている⁹⁶。

⁹⁴ 中川淳司『資源国有化紛争の法過程』（国際書院，1990年）197頁注45

⁹⁵ 東京高判平14・3・29判例集未登載；澤田壽夫ほか編『マテリアルズ国際取引法 International Business Law: Notes, Cases & Materials [初版]』（有斐閣，2004）21・23頁参照

⁹⁶ 「(b)「国」とは、次のものをいう。(中略)(iii) 国家の機関若しくは下部機関又は他の団体（これらが国家の主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、そのような行為を現に行っている場合に限る。）」

このように米国法や国連国家主権免除条約では国有会社と政府とはむしろ一体化して考えられており、国家の経済行政政策に深く関わっていると考えられる国有企業や中央銀行などが主権免除を認められる国家の範囲に入るかどうかは各国の国内判例や国内法によっても立場が異なる⁹⁷。しかし、仮に国有会社の行為が商業的行為とみなしうるとすれば、その行為は直接政府の行為であっても商業的行為とみなしうる、と考える方が自然である。その意味で、先の東京高裁判決は、我が国判例が制限免除主義へ移行する前のものであり、今後の判例により変更される可能性がある。

6. TPP と主権免除

TPP（環太平洋パートナーシップ TPP 協定）は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 か国により、2016 年 2 月に署名されたが、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、2018 年 3 月に、11 か国により改めて署名が行われた。これまで、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの 7 か国が国内手続を完了し、2018 年 12 月 30 日に発効している。

加盟国には、オーストラリア、ブルネイ、マレーシアといった LNG 輸出国が含まれており、ブルネイやマレーシアは未だ批准を行っていないものの、TPP による国有企業規制の動きには注意が必要である。

すなわち、TPP 第 17.4 条は、「各締約国は、自国の各国有企業が、商業活動に従事する場合には」「物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること」を義務付けている（(a)項）⁹⁸。但し、「政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない」とされる（TPP 第 17.2 条 10）。

より重要な条項は TPP 第 17.5 条である。第 17.5 条 1 では、「各締約国は、外国政府が所有し、又は持分を通じて支配している企業に対する民事請求について、自国の領域において行われる商業活動に基づき、管轄権を自国の裁判所に与える」とする。この条文を見る限り、ブルネイやマレーシアは、自国の国有企業の日本への LNG 輸出に関する民事請求について、日本の裁判所に管轄権を与えることに同意しているように見える。この解釈で重要なのは、条文における「商業活動」の定義についてである。TPP 第 17.1 条の定義において、「『商業活動』とは、企業が営利を指向して行う活動」とされている。さ

⁹⁷ 中谷ほか・前掲注 83)39 頁

⁹⁸ 義務を負っているのは加盟国で国有企業ではない。

らに、注記において、「企業が行う活動であって、非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて行われるものは、営利を指向して行う活動ではない」とされている。すなわち、TPPにおいては、行為目的説が採用されていると考えられるが、その基準が明確でないことはすでに述べた。議論は結局「主権の対外行為の理論」を適用するかどうかになってしまうのではないだろうか。

そして、WTOやTPPの議論では、赤字を政府の補助金で穴埋めしながら、国有企業が市場で優位に立つことが問題とされてきたのであり⁹⁹、石油・天然ガスを独占的に扱う政府権限を委託され、その収入が国家財政の柱となっている国営石油・ガス会社を同列に扱うのは慎重に考えるべきではないか¹⁰⁰。

また、TPPは第16章において特に競争政策について定めており、第16.1条1において、「各締約国は、経済効率及び消費者の福祉を促進することを目的として、反競争的な事業行為を禁止する競争に関する国の法令・・・を制定し、又は維持し、並びに反競争的な事業行為に関連して適当な手段をとる。」とし、同条2において、「各締約国は、自国の領域における全ての商業活動について自国の国の競争法令を適用するよう努める」とする。これらの条文の解釈においても、「事業行為」や「商業活動」の解釈が問題となろう。「事業行為」、「商業活動」は英文ではそれぞれ“business conduct”, “commercial activities”とされており、「事業行為」についての定義はないものの、ほぼ同義と見てさしつかえないだろう。だとすると、競争政策の適用についても、第17章と同じ議論となる。

さらに言えば、TPP第16.2条5において、「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とあり、第16.4条1(a)において、「競争政策の策定に関する情報を交換することにより競争政策の分野において協力する」とあるが、公正取引委員会は、例えばマレーシア競争委員会と、LNG報告書の結論に関し、協議や情報交換を行ったのであろうか。

いずれにしても、LNG報告書がこれらの点に触れていないのは明白である。将来、私訴であれ公正取引委員会による排除措置命令であれ、裁判となる場合には当然の論点であり、こうした論点を踏まえていないことは十分に論議を尽くしたとは言えない。

⁹⁹ 米谷三以ほか「TPPと政府・企業法務 第13回国有企業」NBL1088号(2016)64頁

¹⁰⁰ 米谷ほか・前掲注103)67頁。GATT3条8項(a)に定める「政府機関」参照。

第3節 EUにおける国家主権と競争法

1. EUのエネルギー政策

EUは、1990年代から電力・天然ガス市場における統一市場の実現に向けて取り組んでおり、欧州委員会は競争促進のために競争法を利用し、成功を収めてきた¹⁰¹。

欧州の動向は、LNG報告書の担当官解説も触れている¹⁰²。それによると、欧州委員会競争局は、2002年から2007年にかけて、天然ガス取引の契約条項の事件調査を実施した結果、正式決定1件と和解6件を公表している他、ロシアのGazpromの天然ガス取引について、2015年4月に異議告知書を送付した上で、2018年5月、EU域内におけるすべての地域制限の将来にわたる撤廃、バルト海諸国とブルガリアに対するガス供給の保証、競争的価格による中東欧圏へのガス供給、及びガスインフラに関連する優越的地位濫用の禁止で合意した(IP/18/3921)。また、2018年6月には、カタールのQatar PetroleumとEU域内需要家間のLNG売買契約に関し、地理的制限条項が存在しないか調査に着手すると発表した(IP/18/4239)。

正式決定は、フランスのGDFからイタリアのENI及びENELへの天然ガス輸送契約(2004年10月26日正式決定。IP/04/1310)であり、和解は①ノルウェーのGFU(ガス販売委員会)による天然ガス供給契約(2002年7月17日和解。IP/02/1084)、②ナイジェリアのNLNGによるガス供給契約(2002年12月12日和解。IP/02/1869)、③GazpromからENIへのガス供給契約(2003年10月6日和解。IP/03/1345)、④GazpromからオーストラリアのOMVへのガス供給契約(2005年2月17日和解。IP/05/195)、⑤GazpromからドイツのRuhrgasへのガス供給契約(2005年6月10日和解。IP/05/710)、⑥アルジェリアのSonatrachによるガス供給契約(2007年7月11日政府間合意。IP/07/1074)である。

欧州委員会競争当局は、EU域内のエネルギー市場統合を目的としてEU域内の取引について、①欧州需要者がEU域内の他国へ天然ガスを再販売することを妨げる「販売地域制限」(territorial restrictions)、②欧州需要家が定められた用途以外に天然ガスを使用することを制限する「使用制限」(use restrictions)、③再販売利益を分配する必要があるとする「利益分配」(profit sharing mechanism)を問題視しており、また、「EU strategy for

¹⁰¹ トマ・ヴェラン＝エマニュエル・グラン著(山田光監訳)『ヨーロッパの電力・ガス市場－電力システム改革の真実』(日本評論社、2014)477-478頁

¹⁰² 牟田ほか・前掲注4)63-64頁

liquefied natural gas and gas storage」(2016年2月16日公表)等においても、販売地域制限を問題視する旨を表明している。

しかし、どのような契約条件が販売地域制限に該当するかについては、個別具体的に検討する必要があり、欧州委員会競争当局においても、引渡地点、所有権移転、追加コスト負担、正当化事由等を踏まえて個別に判断している。このため、「仕向地条項」(destination clauses)や「仕向地制限」(destination restrictions)について、必ず販売地域制限に該当するとして欧州委員会競争当局が常に問題視していると理解することは適当でない。

この点、公正取引委員会のアプローチは、欧州の取り組みと類似している点はあるが、異なる点があることに注意を要する¹⁰³。

2. GDF/ENI/ENEL 事件 (Case No. 38662)

正式決定の出た GDF と ENI, ENEL の事件について検討する¹⁰⁴。

2-1. GDF/ENI 事件

GDF はフランス国営ガス公社で、イタリアの ENI はイタリアを代表するエネルギー企業グループである。ENI が子会社を通じて GDF と締結した輸送契約には、輸送対象となるガスが、フランス=スイス国境の引き渡し地点 (Oltingue) 以遠のイタリア国内の需要にのみ供される旨の条項が含まれており、この条項が、欧州委員会によって、欧州共同体設立条約 (Treaty on the Establishing the European Community, 以下「設立条約」) 第 8

¹⁰³ 中島秀夫事務総長 (当時) も、平成 29 年 6 月 28 日の事務総長会見において、次の通り述べている。「私が知るところでは、2000 年代に、EU でこの種の制限、仕向地制限というよりは、御案内のとおり、EU は単一市場を作るということでございますので、一つの市場を作る観点から転売制限をするというのは問題であるということで、当時あった販売地域制限についての議論がされましたし、また、個別の事件が取り上げられたというふうに理解しています。しかし、EU と日本では、パイプラインを使う天然ガスの輸送が主流の EU と、LNG がほとんどである日本との違いもありますし、プレーヤーの違いももちろんあります。ましてや、EU の観点は、競争政策という観点ではありますが、単一市場における競争阻害行為の除去というものでございますので、転売制限が焦点となる。

したがって、今でも EU の関係者が契約の当事者である天然ガスの取引でも仕向地条項はあります。ただ、それが、販売地域制限になっている、あるいは転売制限になることは、過去の EU の各事件の積み重ねによって、そういうことはなくなってきているというのが私どもの認識でございます。」(事務総長定例会見記録・前掲注 5))

¹⁰⁴ 紺野博靖「欧州委員会が天然ガス取引の地域制限を競争法違反と決定した事件を振り返るー GdF/Eni 事件と GdF/Enel 事件ー」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー49 巻 1 号 (2015) 17-28 頁を参照。(https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/5/5455/201501_017a.pdf : 最終アクセス 2020.1.4)

1 条第 1 項の「加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を制限する目的を有する事業者間の協定」に該当する¹⁰⁵と認定した。

欧州委員会は、本件輸送契約の第 2 条の「引渡地点 (Oltingue) の下流で販売されることを目的とする」との部分、「輸送契約の対象となるガスの販売を希望する場合、引渡地点の下流のみで販売することを ENI に要求する。」とし、したがって、「この条項の目的は、欧州市場を分割し、輸送契約の対象ガスを購入することにより、フランスの天然ガス消費者が ENI から購入するのを妨げることである。」「このように、この条項はフランス市場を隔離するのに有効である。これは、欧州レベルで統合されたガス市場の創設とは両立しない。」とした。この決定の背景には、GDF が輸送業者であるとともに、フランス国内での

¹⁰⁵ EU 競争法は、欧州共同体 (EC : European Communities) の競争法として、設立当初は設立条約の第 85 条、86 条に定められていたが、その後のアムステルダム条約 (1997 年 10 月 3 日署名、1999 年 5 月 1 日発効)、並びにニース条約 (2001 年 2 月 26 日署名、2003 年 2 月 1 日発効) による修正を経て、欧州委員会が本決定を下した 2004 年当時は、設立条約の第 81 条、82 条に定められていた (庄司克宏『EU 法 基礎編』(岩波書店、2003) 191 頁以下「EU/EC 条約 新旧条文一覧対照表」参照)。現在の EU 内の競争法は、欧州連合の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of European Union、以下「機能条約」) の 101 条、102 条に定めている。しかし、文言、要件は同じである。

「EU 機能条約 101 条 (旧設立条約 81 条)

加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、もしくは歪曲する目的を有し、またはかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定およびすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。

- a. 直接または間接に、購入価格もしくは販売価格またはその他の取引条件を決定すること
- b. 生産、販売、技術開発または投資を制限しまたは統制すること
- c. 市場または供給源を割り当てること
- d. 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
- e. 契約の性質上または商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

(2 項以下省略)

EU 機能条約第 102 条 (旧設立条約第 82 条)

域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合には禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。

- a 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すること
- b 需要者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限
- c 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
- d 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること」

ガス販売業者でもあることが考慮され、ENI のフランス国内での販売を防ぎたい意向があったとする。

そして、「国内市場の分割を目的とした措置は、その性質上、加盟国間の貿易に影響を与える可能性がある。」「イタリアとフランスの輸送契約でカバーされているガス量の重要性に関してすでに実施されている分析により、その場合、制限条項が加盟国間の貿易に大きな影響を与えると結論付けることができる。」とした。

しかし、「欧州委員会は、欧州のガス部門の特異性と特定のケースの状況を考慮に入れる。特に、ガス部門は自由化のプロセスの対象であり、それは存在する関係者、特に加盟国における天然ガスの販売に関連する商業的慣行における重大な変化を意味する。」として、当時の欧州天然ガス市場が自由化プロセスの途中であるという事情を考慮して、カルテルの当事者である GDF と ENI に制裁金を課さなかった。

2-2. GDF/ENEL 事件

ENEL はイタリアにおける発電・売電事業者である。本件は ENEL が購入したナイジェリア産 LNG のスワップ契約に関する事案であり、当初予定された受入基地の建設ができなくなったため、当該 LNG をフランス西岸 (Montoir-de-Bretagne) で GDF に譲渡し、GDF から①イタリア沿岸の LNG 受入基地 (Panigaglia)、②スロバキア=オーストリア国境 (Baumgarten)、③フランス=スイス国境 (Oltingue) で LNG 及び天然ガスを受領するという契約を締結したところ、同契約には、ENEL による当該ガスの使用をイタリア国内に限定する義務が規定されており、この条項が、欧州委員会によって競争法に違反すると決定された。

欧州委員会は、「イタリアにおける天然ガスの使用を目的とする」との定めが、「他の加盟国、特に再輸出でのガスの販売を防止することにより、ENEL がサービス契約の対象となるガスを使用できる領域を制限する。」とした。「したがって、ENEL にイタリアでガスを使用することを義務付け、他の加盟国で転売されることを禁止する条項は、設立条約第 81 条第 1 項の意味において、共通市場内の競争を制限することを目的とする条項である。」

「この条項は、欧州市場を分離することを目的としており、例えば、GDF が ENEL にガスを供給するフランスやオーストリアなど、イタリア以外の加盟国の天然ガス消費者がサービス契約対象のガスを ENEL から調達するのを防ぐことを目的としている。この点に関して、この条項は、欧州レベルでの統合ガス市場の創出を妨げる効果を持つ。」とした。そして、「国内市場を分割することを目的とした措置は、その性質上、加盟国間の貿易に影響

を与えやすい。」「イタリア、フランス、オーストリアのサービス契約の対象となるガス量の重要性について既に実施された分析により、この場合、制限条項は加盟国間の貿易に大きな影響を与えると結論付けることができる。」とした。

また、欧州委員会は、ENI のケースと同様、GDF が「輸送したガスがその領土内の第三者によって販売されないことを望んでいる。」と認定し、GDF が ENI とともに競争制限的な輸送契約を結んでいることも問題視していた。

しかし、ENI のケースと同様、「欧州委員会は、欧州のガス部門の特異性と特定のケースの状況を考慮に入れる。特に、ガス部門は自由化のプロセスの対象であり、それは存在する関係者、特に加盟国における天然ガスの販売に関連する商業的慣行における重大な変化を意味する。」として、当時の欧州天然ガス市場が自由化プロセスの途中であるという事情を考慮して、カルテルの当事者である GDF と ENEL に制裁金を課さなかった。

2-3. 欧州委員会決定に対する批判

欧州委員会が競争法違反の決定を下しながら、制裁金を課さないという決定を行ったことについては東條教授の批判がある¹⁰⁶。

すなわち、先行する他の 6 件の和解のケースにおいては、競争法調査と並行して NOC 等の供給事業者や供給国政府との交渉が進められ、問題となる契約条項を現在及び将来の取引契約から破棄・削除することをもって、調査を終了し、最終的な違反決定に至っていない。この事実は、主権国家及びそれと一体の存在である NOC 等に対する需要国の競争法適用は、通常競争法適用とは異なった制約要因及び判断要素が強く影響することを示す¹⁰⁷。しかしながら、GDF と ENI、ENEL の事件については、これら契約が、欧州委員会による最終決定の 1 年前にすでに破棄されていたにもかかわらず、欧州委員会はあえて 81 条及び 82 条（現行の 101 条及び 102 条）違反を確認する最終決定を下しており、上記の外国 NOC に対する一連の競争法調査と顕著な違いがある。欧州委員会は、GDF と ENI、ENEL の事件においては制裁金を科さないが、今後は制裁金の対象となると述べながら、この決定の時点において交渉が継続中であった Gazprom やアルジェリア Sonatrach に対

¹⁰⁶ 東條吉純「第 6 章 グローバル LNG 市場の形成過程における競争法の役割— エネルギー安全保障の新たな視点—」日本エネルギー法研究所『独占禁止法・競争政策の観点から見た日本と諸外国の電力市場改革— 2011・2012 年度 事業規制班研究報告書 —』JELI-R-No.132 (2015) (http://www.jeli.gr.jp/img/jeli-R-132@2015_04_Electricity_Market_Reform_in_Japan_and_other_countries.pdf : 最終アクセス 2020.1.4)

¹⁰⁷ 東條・前掲注 110)118 頁

する調査は、次に述べる通り、条項破棄をもって終了している。両者の取扱いの違いは、純然たる法律論では説明不能であり、法適用の対象事業者が外国 NOC 等か域内事業者かに由来すると考えるのが自然であり、外国 NOC に対する EU 競争法の完全な執行に伴う政治的リスク及びエネルギー安全保障への配慮が働いたと考えるべきである。このように、地政学的要素及び外国事業者へのガス供給依存を背景とするこのような地政学的要素は、天然ガス市場における EU 競争法の適用に直接的影響を及ぼしているというのである¹⁰⁸。

この点を公正取引委員会はどのように認識しているのだろうか。

3. アルジェリアに対する競争法調査

2007 年 7 月 11 日、欧州委員会とアルジェリア政府は、次のような合意に達した (IP/07/1074) ¹⁰⁹。

- 既存ないし将来のガス供給契約において地域制限条項を廃止する。
- LNG 売買契約における利益配分条項は、DES 条件の時のみ適用する。Sonatrach は、既存の FOB ないし CIF 条件の契約を DES 条件に変更する。
- パイプライン・ガスの売買契約において利益配分条項は将来にわたって廃止される。

4. Gazprom に対する競争法調査

欧州委員会は、2012 年 9 月、Gazprom に対して競争法調査を開始した (IP/12/937)。この調査は、Gazprom が市場支配的地位を濫用し、中東欧諸国における天然ガス上流取引市場における競争を阻害したという疑いによる。具体的な調査対象行為として、①仕向け地条項又は再販売制限を通じた加盟国間のガス自由流通の妨害ないし市場分割行為、②パイプライン網に対する第三者アクセスの拒絶に加えて、③ガス取引価格を石油価格に連動させることにより、顧客に不当な高価格を押し付けたことが含まれる。

Gazprom は、ドイツ、イタリア等の顧客に対しては価格決定方式の改定による価格引下げ等を譲歩する一方で、市場シェア 100%の中東欧諸国の顧客に対してはより高額な石油連動価格を維持していたとする¹¹⁰。

2015 年 4 月 22 日、欧州委員会は Gazprom へ異議告知書を送付 (IP/15/4828) し、2017

¹⁰⁸ 東條・前掲注 110)123 頁

¹⁰⁹ 本件の合意は、LNG 報告書の結論と全般に似通っている。Paul Greening and et al., “Revisiting LNG Resale Restrictions – Implications of Recent EU Decisions”, AG Speaking Energy (2018) (<https://www.akingump.com/en/experience/industries/energy/speaking-energy/revisiting-lng-resale-restrictions-implications-of-recent-eu.html> : 最終アクセス 2020.1.4) にも同様の記載がある。

¹¹⁰ 東條・前掲注 110)124-126 頁

年3月13日市場テストを開始した(IP/17/555)。2018年5月24日、欧州委員会と Gazprom は、EU 域内におけるすべての地域制限の将来にわたる撤廃、バルト海諸国とブルガリアに対するガス供給の保証、競争的価格による中東欧圏へのガス供給、及びガスインフラに関連する優越的地位濫用の禁止を合意した(IP/18/3921)。制裁金は課されなかったが、将来この確約が破られた場合には、Gazprom に対し、全世界売り上げの10%が課せられる¹¹¹。

ガス取引価格については石油連動価格の禁止ではなく、西欧のベンチマーク価格との乖離が生じた場合には、顧客は Gazprom に対して価格の引き下げを要求することができ、新しい価格は西欧市場価格と競争的なレベルであることが義務付けられた。

もともとロシア政府は本件調査に関し、「EU のエネルギー市場における競争法の適用については、市場支配力の除去という純粋な経済法的目的からは正当化されない、規制改革の補完、政治的目的の達成という機能」があると批判していた¹¹²。石油天然ガス・金属鉱

¹¹¹ Davina Garrod and et al., “European Commission Takes Aim at Qatar’s LNG Contracts”, AG Speaking Energy (2018)

(<https://www.akingump.com/en/experience/industries/energy/speaking-energy/european-commission-takes-aim-at-qatar-s-lng-contracts.html> : 最終アクセス 2020.1.4)

¹¹² 武田邦宣「資源国有企業に対する競争法的規律：ガズプロム事件」RIETI Discussion Paper Series 15-J-058 (2015) (<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j058.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 2 頁

2012年9月の欧州委員会の調査開始に対し、9月12日、ロシアのプーチン大統領は、ロシアの戦略企業が外国当局から情報提供を求められた場合には、ロシア政府の事前承認を要するという大統領令に署名した (<http://en.kremlin.ru/acts/news/16463> : 最終アクセス 2020.1.4)。これを受けたプレス・コンファレンスにおいて、Gazprom は以下のように主張している。

「EU の比較的弱い経済（を有する国）の多くが、Gazprom の一方的な（ガスの）価格引き下げを要求し続けていることは秘密ではない。このような声明は、Gazprom を犠牲にして、安価なガスで東ヨーロッパを助成しようとする欧州委員会の支援に他ならないと解釈できる。これは、ロシアを犠牲にして、EU、特にその新しい加盟国である東ヨーロッパの経済的課題を解決する試みである。」

「調査の正式な立ち上げに対する欧州委員会の措置と Gazprom の関連会社に対する昨年の調査は、価格と商談の結果に影響を与えることを目的とした、Gazprom に関する欧州委員会からの圧力と見なすことができる。これは明らかに市場経済の原則に反する。

奇妙なのは、私たちが優位な立場を利用し、EU 加盟国間でのガスの自由な流れを禁止しているという欧州委員会の申し立てである。市場の発展には輸送インフラが必要であり、Gazprom は他のガス市場プレーヤーと同様にそうしたインフラに関心を持っている。私たちは多くの EU 諸国でそのようなインフラに積極的に投資している。しかし、Third Energy Package の採用により、このような投資活動を行う機会が事実上奪われてしまった。また、それがガス産業の伝統的な価格設定メカニズムであり、世界の他のガス市場で適用されているにもかかわらず、Gazprom がガス価格を、石油とそのデリバティブに「不当に」リンクさせ

物資源機構（JOGMEC）調査部の本村眞澄氏の報告によれば、2016年10月、EUの競争政策を担うベステア－欧州委員とガスピロムのメドベージェフ副社長が会談し、5年間続いたEU競争法違反問題をめぐる争いについて、双方が和解を望む意向を示したという¹¹³。これは、EUが示唆して来た巨額の制裁金や排除措置ではなく、法的拘束力のある問題は正の確約によって、本件の幕引きを図ろうとするものである。これまで強硬な姿勢を取っていたEU軟化の背景には、強硬派の英国がEU離脱を決めたことにあるとされており、もしそうであれば、政治問題であるというロシアの批判はむしろ正当なものであったといえよう。

ているというバカげた申し立てもされている。」（“Sergey Kupriyanov: Gazprom always abides by legal requirements of countries where it operates”, September 11, 2012, <https://www.gazprom.com/press/news/2012/september/article143723/> : 最終アクセス 2020.1.4)

また、Gazpromグループの輸出部門における契約・価格フォーミュラの責任者である Sergei Komlev (Contracts Structuring and Pricing Directorate, Gazprom Export) も、次のように批判している。「残念ながら、EUのエネルギー政策は希望的観測の影響を免れ得ない。理論的概念に基づいてエネルギー政策を実施しようと急いでいるEUの例は数多くあるが、現実世界への影響を明確に理解していない。」「Third Energy Packageの目的は、EU内のガスの流れを促進することであるが、政治的な動機による決定はこの目的と矛盾し、ロシアのガスへの「依存」からの多様化は、EUのエネルギー政策の基本となっている。残念ながら不合理なことに、ロシアのガス供給を取り巻くEUの恐怖症は、EUへのガスの流入を抑制し、それによって大陸のエネルギー安全保障を脅かす効果をもたらしている。このパラドックスの主な例は、OPALパイプラインである。これは、EU域内におけるNord Streamパイプラインの自然な延長である。Gazprom以外のパイプライン容量の入札者はいないにもかかわらず、EU規制当局は、単一の荷送人がパイプライン容量の半分以上を占めることを許可せず、残りの半分を未使用のままにしている。EUの供給多様化シナリオの下でさえ、ロシアは今後何年もの間ヨーロッパへの支配的な供給者であり続けるため、これらの政策には経済的根拠はありえない。」Sergei Komlev, “Pricing the “Invisible” Commodity”, 11 January 2013 (https://brusselsenergyclub.org/get_file/id/2013-1-11-gazprom-paper-gas-pricing.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) 6-7頁

さらに、2019年9月、Gazpromは、ロシアとドイツを結ぶNord Stream 2パイプラインについて、EUが2017年にThird Energy Packageの改定を行ったことが公正衡平待遇義務（FET）に違反し、Gazpromの投資を損なっているとして、エネルギー憲章（Energy Charter Treaty）に基づく仲裁の申立てを行ったという（Investment Treaty News Issue 5. Volume 10, 2019 (<https://www.iisd.org/sites/default/files/publications/iisd-itn-december-2019-english.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 18-19頁）。

¹¹³ 本村眞澄「ロシア：和解に向かうEUとガスピロム－対欧州ガス供給拡大の可能性」独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス資源情報（2016）(https://oilgas.info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/7/7855/1611_c_gazprom_eu.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) 6頁

5. Qatar Petroleum に対する競争法調査

欧州委員会は、2018年6月21日、Qatar Petroleum と EU 域内需要家間の LNG 売買契約に関し、地理的制限条項が存在しないか調査に着手すると発表した (IP/18/4239)。このような地理的制限条項は、域内需要家が欧州経済圏 (European Economic Area : EEA) 内での再販売を制限している可能性があるという。欧州委員会が想定する地理的制限条項は、①LNG カーゴの仕向地制限条項、②LNG の販売国を制限する条項、転売する LNG の量を制限する条項の 3 タイプと言われる。Take or Pay 条項は調査の対象となっていない。

パイプラインでのガス供給を行っている Gazprom の調査に 7 年かかったことを考えると、より複雑な LNG 取引での本件調査は、さらに困難なものとなることが予想されている¹¹⁴。

第 4 節 小括

このように、エネルギー分野における国家の存在は無視することができない。石油や天然ガスが、引き続き重要な「戦略的政治商品」であることは否定できず、現時点でコモデティ化しているように見えることをもって、需要国の国内法の規律に従うと考えることは、大いに危険である。石油、天然ガスは産油ガス国にとっては国家主権に直結しており、需要国においてはエネルギー安全保障に直結する。その売買を商業的行為と見なし、制限免除主義により国家主権を調節する試みのハードルは高い。仮に米国議会が NOPEC 法案を成立させ、トランプ大統領が署名、発行し、最終的に米国最高裁がその適用を認めるとしても、それは、世界の警察たる米国ゆえのことであって、日本にまねのできることはない。

この点では、欧州の競争法適用の試みに学ぶ点は多い。表面的な地理的制限状況の適用状況にのみ目を向けるのではなく、産ガス国の主権と需要国のエネルギー安全保障という国家的課題に十分な配慮を払いつつ、時間をかけて慎重かつ着実に、産ガス国国営会社等が関与する反競争行為を是正してきた点を、積極的に学ぶべきである¹¹⁵。

但し、EU の決定の背後には、欧州統一市場の完成という目標があったという大きな違いもある。LNG のアジア市場という統一的目标を LNG 報告書が掲げているわけではな

¹¹⁴ Garrod ほか・前掲注 115)

¹¹⁵ 東條・前掲注 110)126-127 頁

い。欧州の先例が日本において適切でない場合も考えられる。例えば、EU では域内の第三者への転売が課題であったが、日本の場合は第三国への転売である。公正取引委員会の反競争的効果の証明には、どの供給者も市場における独占的地位を持っていないことから、多くの困難が予想される¹¹⁶。欧州の先例に学ぶとすれば、競争法を道具主義的に使う戦略的な運用が必要であり、高度な政治的な統一的支援が必要となるが¹¹⁷、米国の先例からは、それを国際的に使用することへの慎重さが必要になることがわかる。

¹¹⁶ Greening (ほか・前掲注 113)

¹¹⁷ 武田・前掲注 116)20 頁

第3章 独占禁止法から見た LNG 報告書¹¹⁸

第1節 仕向地制限

本章では、LNG 報告書が指摘する独禁法上の問題点について検討することとし、まず、仕向地制限を検討する。

独禁法2条9項6号ニの規定を受けて定められている一般指定12項では、「相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること」を不公正な取引方法と定義し、規制している。LNG 報告書では、FOB 条件の場合、拘束条件付取引となるおそれがある（強い）とし¹¹⁹、DES 条件の場合、特定の場合に拘束条件付取引となる、とする¹²⁰。一般指定12項に該当する拘束条件付取引は、「不当性（公正競争阻害性）」を有する場合に違法とされる。そのような不当性が存在するか検討する。

1. 商品の範囲

LNG 報告書は、LNG に重質、軽質、超軽質の違いがあることを記述しながら、いずれも、主な用途は発電用、産業用及び民生用であること、多くの日本の需要者が、取引価格、仕向地柔軟性等の取引条件次第で軽質 LNG も積極的に購入するとし、一部の日本の需要者は、現に軽質の米国産 LNG の受け入れ準備を進めていることから、重質 LNG、軽質 LNG 及び超軽質 LNG の間には、一定程度の代替性は存在するとする¹²¹。

このような考え方にはやや問題がある。LNG、正確にはその気化ガスが、発電用、産業用及び民生用に用いられていることはその通りであるが、発電用に LNG を輸入しているのは主に発電事業者であり、産業用、特に民生用に LNG を輸入しているのは主に都市ガス事業者である。その用途の違いはガスの受け入れを質的に制限する可能性がある。すなわち、発電用のガスは単純に言えば発電タービンを回すためだけに用いられるため、質の差はあまり大きな問題ではない。一方、産業用、民生用のガスでは、最終顧客におけるガスの熱量が厳重に管理されているため、受け入れる天然ガスの性質にも、一定の制約が生

¹¹⁸ 本章の執筆に際しては、白石忠志教授の HP に示唆を受けた

(<https://scrapbox.io/complaw/液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書（LNG 輸入）>：最終アクセス 2020.1.4）。御礼申し上げます。

¹¹⁹ LNG 報告書 162-164 頁

¹²⁰ LNG 報告書 164-167 頁

¹²¹ LNG 報告書 157 頁

じるのである¹²²。「大部分の日本の需要者は、時機等に配慮すれば、軽質 LNG や超軽質 LNG も受入可能であるとしている」との記述は、年間受入可能容量をベースとした軽質 LNG 及び超軽質 LNG を受入可能と回答する受入基地の割合のグラフ（図 15）を根拠としているようであるが¹²³、日本の需要者の LNG 調達量のうちおよそ 2/3 が電力事業者によるものであることを考慮すべきである。さらに、もともとシングルソースの LNG に頼っている中小の事業者は、ソースを多様化して超軽質ガスを受け入れること自体が困難な場合もある。今後、国際的に需要者も供給者も軽質化の流れになっていくことも予想され¹²⁴、また、熱量の調整はコストをかければ需要者において可能であることがあるにしても、「一定の代替性」の意味はより詳細に検討されるべきであると考ええる。

但し、「多くの日本の需要者は、取引価格、仕向地柔軟性等の取引条件次第で軽質 LNG も積極的に購入する」とした点は¹²⁵、取引条件の相対性を示している点を指摘しておく。

次に、「一定の契約期間を定めた期間契約とカーゴ単位のスポット契約に大別」してそれぞれを商品の範囲とすることはより問題が多いと考えられる。

第一に、LNG 報告書の第 3 章の第 1 「契約期間」の 2 「調達数量」において、日本における LNG 輸入の年間調達数量のうち、長期契約が約 8 割、中期契約及び短期契約の合計が約 1 割、スポット契約が約 1 割を占めているということが紹介されているが、この出所は「日本の需要者の報告を基に当委員会作成」とある¹²⁶。一方で、「LNG の短期・スポット輸出入取引」についての参考記事においては¹²⁷、近年、LNG 取引においては、短期・スポット契約が増加していると紹介されており、ここでは、国際 LNG 輸入者協会（Groupe International des Intertateurs de Gaz Naturel Liquéfié。以下「GIIGNL」という。）の定義に基づいて、4 年未満の契約を短期・スポット契約、4 年以上の契約を中・長期契約として扱っている。このことは、国際的に LNG 取引を契約形態で分類する場合、短期・

¹²² 民生用都市ガスにおける熱量については、LNG 報告書 10 頁本文並びに注 18 に記載がある。

¹²³ LNG 報告書 25 頁

¹²⁴ 宮崎信一「“熱” 能く、LNG 市場を制す～グローバル化へのボトルネック、LNG 発熱量問題～」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー 39 巻 5 号（2005）13-31 頁（https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/0/629/200509_013a.pdf：最終アクセス 2020.1.4）参照

¹²⁵ LNG 報告書 157 頁

¹²⁶ LNG 報告書 84 頁

¹²⁷ LNG 報告書 63 頁、ちなみに、GIIGNL の定義では、契約締結後、LNG を 3 か月以内に全て引き渡す契約をスポット契約とするとのこと（LNG 報告書 63 頁注 75）。

スポット契約と中・長期契約に分類する方が一般的であるという可能性を示しており、公正取引委員会が、なぜ期間契約とスポット契約とで商品の範囲を画定するのかについては、説明が不足している。

考えられる理由の一つには価格が挙げられよう。スポット価格は当然に足元のマーケット価格を反映していると考えられ、長期契約のフォーミュラに基づく価格とはおのずと異なる可能性が高い。しかし、もし価格によって商品範囲を画定するのであれば、原油価格連動条件と（現時点では量は少ないが、将来数量が増えると予想されている）米国天然ガス価格連動条件という分け方もあるはずである。また、価格で市場が分かれるという観点からは、後程述べるように、北米域内取引、欧州向け取引、アジア向け取引において、それぞれの価格指標が大きく異なる水準にあるということも考慮すべきことになる¹²⁸。

また、期間契約とスポット契約の間には、基本的に代替性は存在しないという断定にも疑問がある。この代替性がない、という意味は、需要の主要な部分を占める期間契約と、需要変動に対応するためのスポット契約とで、全体の需要を満たしているという基本認識からきていると思われるが、これは早計ではないか。なぜなら、LNG 報告書の第 3 章 LNG 売買契約第 2 「契約数量」の 3 「調達数量と契約数量の比較」において、長期契約の年間調達数量が年間契約数量の総量をほとんど全期間において下回っており、この差は、需要者が削減許容量の活用等により、当該年の LNG の引取数量を削減しているか、仕向地変更により他の買主の受入基地へ LNG を輸送しているためとしているからである。

すなわち、日本の需要者は、期間契約の LNG をスポット契約に回している可能性がある一方、ある時期の需要を満たすために、期間契約の数量をそのまま引き取るか、あるいはそれが契約上及び経済的に許容されるのなら、削減許容量を活用してスポット契約でカーゴを購入する場合もあれば、反対に、それが実行可能であるのなら、追加許容量のオプションを活用するか、あるいはスポットを購入するかという選択肢があるはずであり、その意味で、期間契約とスポット契約の間には、代替性が存在すると考えられる。

また、もし代替性がないとすれば、そもそも仕向地制限がなくなったとしても、スポット市場に期間契約から LNG が移動することはないことになる。多くの LNG が期間契約により取引されており、スポット契約市場には取引できる LNG が少なく、かつ、期間契約における売主の供給義務及び買主の引取義務によって、そもそも需要者が新たに調達す

¹²⁸ LNG 報告書 47 頁

ることの可能な LNG の数量は非常に限られているという LNG 報告書第 4 章の認識は、非常に硬直的で、LNG の全世界取引の 2 割弱をスポット取引が占めるという第 2 章の認識と異なるものであるし¹²⁹、需要者が自らのポートフォリオを構成して購入を行っている点を過小評価している。

続いて、市場の地理的範囲について述べる。LNG のスポット輸出入取引は世界全体で実施されているとするが、実際には、欧州、アルジェリア、エジプト、赤道ギニア、トリニダード・トバゴ等から日本や韓国への輸出や、東南アジアや豪州から中東やメキシコへの輸出は確かに実施されているものの、少量ではあることが、第 2 章第 7「日本の需給状況等の 1「概要」(6)「輸送距離」に記載されている¹³⁰。また、先に述べた、GIIGNL の定義に基づく国別の短期・スポット契約による LNG 輸出量では、2016 年時点で、カタール、ノルウェー、豪州の 3 か国で合計約 4,163 万トンであり、世界の 55.8%を占めているとされ、国別の短期・スポット契約による LNG 輸入量をみると、2016 年時点で、日本、インド、エジプトの 3 か国で合計約 3,250 万トンであり、世界の 43.6%を占めているとされる¹³¹。これらを踏まえると、日本のスポット契約市場に、世界市場と呼べるほどの広がりがあるか疑問である。

また、スポット取引の価格水準が 2015 年以降の原油価格下落時においては世界的に同一水準となっているとする点は、そうであれば、今後、裁定取引によるスポット取引は減少するというを示す点で違和感があるし、むしろ 2014 年までの地域間で価格差があったことが常態であり、スポット契約市場を世界市場として定義するために、価格が同水準であることを根拠とすることはできないと考える¹³²。

2. 仕向地制限

2-1. 仕向地制限の競争制限効果

仮に、商品を重質 LNG、市場は期間契約、スポット契約いずれも含むアジア市場とした

¹²⁹ LNG 報告書 62 頁

¹³⁰ LNG 報告書 62 頁

¹³¹ LNG 報告書 63 頁、なお、輸出量について、同頁表 12 における輸出量トップ 3 は、カタール、ナイジェリア、豪州であり、カタール、豪州の輸出先が日本、インド、ナイジェリアの輸出先がエジプトとすれば、地理的範囲は期間契約市場とほぼ同じと言える。

¹³² LNG のスポット価格は、2014 年以前の原油価格高騰期において、特に東アジアの需要が多いこともあり地域に応じた価格差が存在した (LNG 報告書 50 頁)。なお、2016 年半ばの時点では、スポット価格と JLC 価格、すなわち期間契約市場の価格はほぼ同じであった (注 137)も参照のこと)。

場合でも、LNG の売買契約における仕向地制限は、事実上、日本の需要者が LNG を他の需要者等に対し、再販売することを制限しているとの LNG 報告書の主張に相違が生じるとは思われない。

なぜなら、契約上、日本の需要者による再販売は禁止されていないが、仕向地においていったん陸揚げ、貯蔵するという新たなコストが付加された LNG を、再出荷設備を介して二次販売することは経済的でないため、日本の需要者が余剰 LNG の販売により、利益を上げるために市場に参加することは制限されており、公正競争阻害性(自由競争減殺型)があると考えられるからである¹³³。この場合、公正競争阻害性は「おそれ」があれば足り

¹³³ 再出荷設備による二次販売が、全く成立しないというわけではなく、欧州のユーティリティ企業が、アジアに対して再出荷設備を用いた再販売を行っていたことや、日本においても僅かながら実績があることは LNG 報告書にも紹介されている (LNG 報告書 64 頁, 同 151 頁)。しかも、LNG 報告書が僅かとしている日本における再販売契約数量 (同 151 頁図 89) は、欧州での再販売数量実績 (同 65 頁図 47) の年間 400~600 万トンに匹敵するとみられている。

なお、再販売が実施される条件は、再販売先の LNG 調達価格が、自社の調達価格に再出荷コストを上乗せしても利益が得られることであるが (同 64 頁)、欧州における再出荷設備を用いた再販売は 2014 年を頂点に減少に転じており (同 155 頁)、これは 2014 年初頭を頂点として、アジア及び世界の LNG スポット価格が下がり、地域間価格差・裁定機会が減少したからである (橋本裕「欧州 LNG 再積み込みビジネスの変遷」IEEJ (2017)

(<https://eneken.ieej.or.jp/data/7311.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 2 頁)。LNG 報告書は、アジア市場では価格差が小さく、さらに、「地域間価格差が縮小しつつある現在では、日本の需要者が再出荷方式による再販売を実施することは一層困難」となっており、「このため、再出荷方式による再販売は、仕向地変更による再販売を代替する十分な手段とはなり得ず、仕向地制限が日本の需要者による LNG の再販売を制限する効果は大きい」とする (LNG 報告書 162 頁)。しかし、このことは、日本における調達価格が他の市場における調達価格より十分に低ければ、再出荷設備を用いた再販売であっても成り立つということであり、逆に、日本における調達価格が他の市場のそれを大きく上回っていれば、仕向地制限の有無に係わらず、再販売は経済的に成り立たないということでもある。そして、前者の場合には、再販売による日本市場での競争の活発化が期待できるが、後者であれば、他の市場や新しい供給者の参入により、日本市場の競争が活発化することが予想される。

欧州・アジアの LNG 平均輸入価格 (単位: 米ドル/MMBTU) は、欧州が安くアジアが高い傾向にある (LNG 報告書 49 頁表 2)。例えば、2015 年で欧州の平均価格 6.55 に対し、日本は 10.48 である。韓国 (10.97)、インド (10.41) とはほぼ同水準にあるが、台湾 (8.21)、中国 (8.73) より高い。さらに重要なのは、スポット価格との乖離である。LNG 報告書掲載のグラフ (同 50 頁図 37) から、2014 年初頭以降、2016 年年央に至るまで、JLC 価格はアジア、欧州、中東、南米のスポット価格を上回っている。経済産業省のスポット LNG 価格調査 (<https://www.meti.go.jp/statistics/shotlng/result-2.html> : 最終アクセス 2020.1.4) によれば、2016 年 7 月の日本入着ベースでのスポット価格は 6.0 で、2017 年平均 6.6、2018 年平均は 9.8 まで上昇したが、2019 年 1~11 月平均 6.4 と下落し、2019 年 11 月は 5.5 である。一方、世界銀行のデータ (2020 年 1 月 3 日付 World Bank Commodities Price Data (The Pink Sheet) (<http://pubdocs.worldbank.org/en/386711578078060390/CMO-Pink->

るが、「具体的な競争減殺効果の発生を要するものではなく、ある程度において競争減殺効果発生のおそれがあると認められる場合であれば足りるが、この『おそれ』の程度は、競争減殺効果が発生する可能性があるという程度の漠然とした可能性の程度でもって足りると解すべきではなく、当該行為の競争に及ぼす量的又は質的な影響を個別に判断して、公正な競争を阻害するおそれの有無が判断されることが必要である」¹³⁴。

LNG 報告書ではこの量的質的影響について、供給者の個々のシェアは必ずしも高いとはいえないが、複数の供給者がそれぞれ並行的に行っていることから、全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高いとする¹³⁵。これについては、流通取引慣行ガイドラインの排他的取引が並行する場合についても同様の記述がある¹³⁶。供給者が相互に意思の連絡を取って仕向地制限を行っているとは考えにくいので、相互に意思のない複数の並行的な行為が累積して市場閉鎖効果を生じることを独占禁止法上違反となしうるかという問題である。

この点について、白石教授は、結局、因果関係の問題であるとする¹³⁷。すなわち、供給者 X が需要者 Y に仕向地を制限して LNG を供給した場合、X の行為がどれほど市場閉鎖効果の発生に貢献しているか、ということである。一方、流通取引慣行ガイドラインの考え方は、複数の事業者が同時並行的に非価格制限行為を行うと、市場全体として市場閉鎖効果が生じる、すなわち、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することが困難となり、事業者間の競争が阻害されることとなりやすいとするもので

[Sheet-January-2020.pdf](#) : 最終アクセス 2020.1.4) によると、JLC は 2018 年 10.67, 2019 年 10.56 であり、2019 年 11 月は 10.05 となっている。

このような環境下では、日本のユーティリティ企業は、仮に仕向地制限がなくとも、長期契約での余剰 LNG をスポット市場で経済的に再販売することは難しく、また、安いスポット価格による LNG の調達メリットを享受するどころか、そのために損失を被っている。例えば、九州電力は、2019 年度、第 2 四半期までに 130 億円の LNG の転売損失を計上している（九州電力 2019 年 10 月 31 日付プレスリリース (http://www.kyuden.co.jp/press_h191031-1.html) : 最終アクセス 2020.1.4)。

¹³⁴ 公取委審判審決平成 20 年 9 月 16 日・平成 16 年（判）第 13 号〔マイクロソフト非係争条項〕審決集 55 卷 380 頁

¹³⁵ なお、多くの LNG が長期契約により取引されており、代替的な供給者を見出すことは容易でないため、一部の供給者のみが行う仕向地制限であっても、全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高いということが予備的に述べられているが、多くの LNG が長期契約により取引されることを、LNG 報告書は少なくとも独占禁止法上の問題としておらず、であるとすれば、他の供給者が仕向地制限をかけていることが問題なのであって、同じ主張を繰り返しているにすぎないと考ええる。

¹³⁶ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」5-6, 15, 17 頁

¹³⁷ 白石忠志『独占禁止法〔第 3 版〕』（有斐閣，平 28）138 頁

ある¹³⁸。

しかし、DES 条件の契約では仕向地条項があることは当然とされている。そして、2016 年 4 月時点の期間契約の年間契約数量ベースでは、DES 条件が 73.4%、FOB 条件が 26.6% である¹³⁹。このような環境下において、仮に FOB 条件の契約で仕向地制限をしたからと言って、果たして市場閉鎖効果への貢献度を判断できるものだろうか。できないとすれば、「当該行為の競争に及ぼす量的又は質的な影響を個別に判断」したことにならず、「公正な競争を阻害するおそれの有無」は判断できなかったことになると思う。

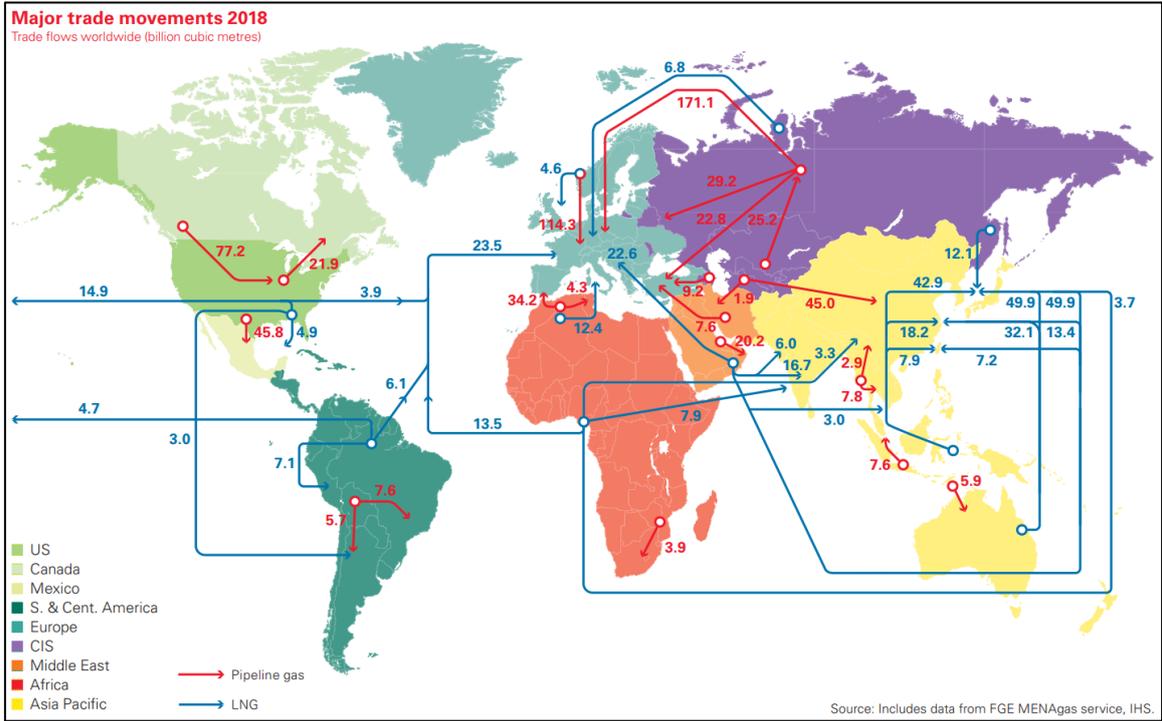
また、新規参入という意味では、新たな供給者（産ガス国）が市場に新規参入することについて、既存契約の仕向地条項が制約となるわけではない。LNG 報告書が問題としているのは、日本の需要者が LNG を再販売できないことである。しかし、供給者間の競争が行われている中で、基本的に日本国内の需要を満たすための契約数量の中から、アジア市場、世界市場において、さらに取引を促進するだけの数量、機会が生じるのか疑問である。次頁の図表 1 は、国際石油メジャーの BP 統計による天然ガス貿易のフローを表したものである¹⁴⁰。LNG の需要地の中心がアジア市場であり、欧州市場、北米市場が圏内生産を含むパイプライン・ガスによって需要を満たしていることがわかる。この点、図表 2 の原油貿易のフローと比較してみると、市場間の結びつきに顕著な違いがあることがよくわかる。そして、今後の LNG 需要は中国・インド・東南アジア等を中心とするアジア市場において大きく増加する見通しであり、かつそれが世界全体の需要増加のほとんどを占めると予測されている¹⁴¹。今後立ち上がる LNG プロジェクトは、当然アジア市場のこの需要増をターゲットにしている。日本での LNG 需要が漸減していくとみられる中、再販売が行われても、市場に与える影響は大きくないのではないかと。

¹³⁸ 山田昭雄ほか『流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』（商事法務研究会，平 3）162-163 頁

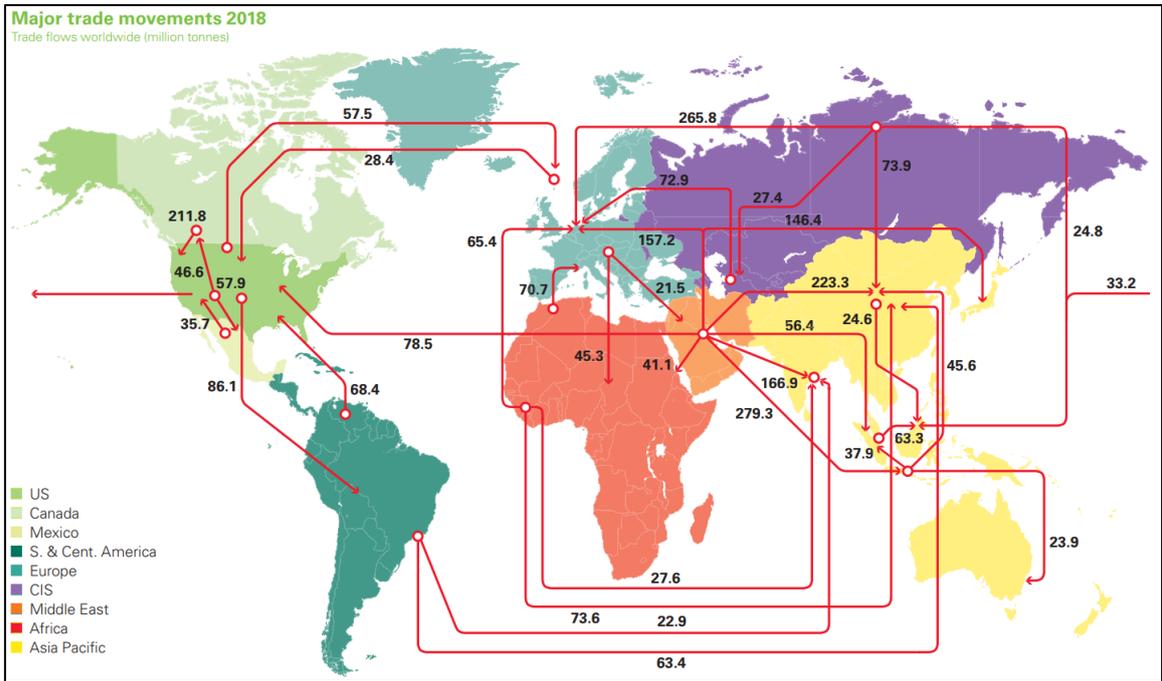
¹³⁹ LNG 報告書 108 頁

¹⁴⁰ “BP Statistical Review of World Energy 2019 68th edition”（以下「BP 統計 2019」）
<https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2019-full-report.pdf>：最終アクセス 2020.1.4)

¹⁴¹ 藤江瑞彦=松村諒「日本の LNG 産業の将来展望に関する考察～LNG 輸入開始から 50 周年を迎えて～」Mizuho Industry Focus Vol. 215（みずほ銀行産業調査部，2019）
https://www.mizuho.com/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/mif_215.pdf：最終アクセス 2020.1.4）8 頁



図表 1 天然ガス貿易のフロー (2018年) 142



図表 2 原油貿易のフロー (2018年) 143

他方、アジア市場で再販売が活発化すれば、日本市場での競争もより活発になるという

142 BP 統計 2019 41 頁

143 BP 統計 2019 29 頁

見方もありうる。この点、LNG 報告書は市場の地理的範囲を、期間契約市場においてはアジア市場、スポット契約市場においては世界市場としているのであるから、日本市場における LNG 取引について述べるだけでは不十分なのであって、アジア市場、世界市場における LNG 取引の実態について調査する必要があるのではないか。その場合、供給者、需要者がより様々であるだけでなく、取引についてもパイプライン・ガスとの競争関係など、より複雑な市場環境が見られるはずであって、さらなる検討が必要と考える¹⁴⁴。

2-2. 価格維持効果

予備的に価格維持効果について、再販売先の市場価格よりも低い価格による再販売が制限されることから、仕向地制限を行っている供給者の市場における販売価格を維持する効果も生じるものと考えられる旨記載されているが¹⁴⁵、これは極めて抽象的な議論のように思われる。

流通取引慣行ガイドラインでは、「価格維持効果が生じる場合」とは、「非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合」とする¹⁴⁶。「価格維持効果が生じる場合」にあたるかどうかは、①ブランド間競争の状況、②ブランド内競争の状況、③垂直的制限行為を行う事業者の市場における立場、④垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及ぼす影響、⑤垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の数および市場における地位、の5つの考慮事項により判断される¹⁴⁷。

ブランド間競争について、LNG 報告書では、前述した LNG 供給者間の競争状況や、パイプライン・ガスとの競争について触れられていないが、実際には、LNG 取引についてだけ見ても、それぞれの契約によって価格には差がある¹⁴⁸。

次頁の図表3は、2018年度（2018年4月～2019年3月）のLNGの通関統計から、供給国及び受入港別にそれぞれ量の上位5位までを抽出し、トン当たりの単価を計算したものである。LNGの値段は通常熱量ベース、米ドル建てで決定されるため、性状による価格

¹⁴⁴ その際には、前掲注137)に示したような観点からも市場環境を検討すべきである。

¹⁴⁵ LNG 報告書 162 頁

¹⁴⁶ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」6 頁

¹⁴⁷ 佐久間正哉編著『流通・取引ガイドライン』（商事法務、2018）57-59 頁参照。

¹⁴⁸ なお、LNG は、発電燃料としては重油、石炭、原子力、再生可能エネルギーなどと一定の競争関係にあり、産業・民生用でも重油、軽油、石炭、LPG、電気などと同様に競争関係にあるが、それらについての記述も LNG 報告書にはない。

差や、年間の油価、為替の変動を考慮しなければならないが、決して価格が一様でないことが見て取れる。

		川崎	木更津	千葉	堺	名古屋
豪州	数量 (MT)	4,379,219	3,094,491	4,306,258	2,937,589	2,317,311
	金額 (千円)	276,149,267	198,785,664	268,479,419	182,307,162	136,347,004
	単価 (円/MT)	63,059	64,239	62,346	62,060	58,838
カタール	数量 (MT)	239,287	1,425,381	59,845	359,499	2,193,617
	金額 (千円)	14,252,441	82,983,595	3,857,723	21,111,609	134,618,349
	単価 (円/MT)	59,562	58,219	64,462	58,725	61,368
マレーシア	数量 (MT)	1,043,310	653,057	951,361	966,945	1,125,559
	金額 (千円)	50,819,500	31,985,891	49,347,898	53,541,629	63,500,604
	単価 (円/MT)	48,710	48,979	51,871	55,372	56,417
ロシア	数量 (MT)	794,079	574,362	644,055	446,492	582,638
	金額 (千円)	44,731,475	32,378,000	34,832,940	20,025,754	34,352,376
	単価 (円/MT)	56,331	56,372	54,084	44,851	58,960
インドネシア	数量 (MT)	57,916	506,500	63,832	647,899	784,891
	金額 (千円)	2,709,330	25,862,137	3,491,512	38,916,276	50,460,919
	単価 (円/MT)	46,780	51,060	54,698	60,065	64,290

図表 3：財務省貿易統計・統計品別国別税関一覧表¹⁴⁹から筆者作成

こうした検討がなくとも、2-1 で述べたように、複数の供給者による並行的な非価格制制限行為の累積によって市場閉鎖効果（のおそれ）が生じると、価格維持効果（のおそれ）も生じるというのが LNG 報告書の立場であると考えられるが、こうした一般的な解釈によって、LNG 市場における供給者が、「その意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができる」か否かを判断しようとするのは、LNG 価格決定のメカニズムからして困難であるとする。

まず、アジア市場における LNG 価格は、石油価格連動方式か天然ガス価格連動方式が

¹⁴⁹ <http://www.customs.go.jp/toukei/search/index1.htm>：最終アクセス 2020.1.4

基本であり、スポットでは、平均輸入価格（JLC 価格やJKM 価格¹⁵⁰）が指標となる。供給者と需要者は交渉により価格フォーミュラの係数や定数を個々に決定するが、実際の販売価格がいくらになるかは販売月前後でないとわからない。実際に、再販売時の価格が原契約の購入金額より高くなるか安くなるかはその時の価格環境次第である。よって、ある契約の仕向地制限が実際に価格維持効果を生じているかどうかを見極めるのは、非常に困難と言えるだろう。

また、「需要者は、収益拡大目的の再販売については、基本的に利益を見込んでいるものの、需給調整目的の再販売については、利益を見込んでいる場合は少ないとしている。」¹⁵¹とあることから、そのような原価割れでも引取義務達成のために行う再販売について、自由競争と言えるのかについては疑問もある¹⁵²。

以下、天然ガス価格の決定方式を参照しながら、仕向地条項の必要性・合理性を検討する。

なお、LNG 報告書が述べている通り、天然ガス価格の決定方式は、一般に、北米、欧州、アジアの各地域において大きく傾向が異なる¹⁵³。そのことをもって、供給者が、最終販売地ごとに価格を決定しあうことで、最終販売地域ごとのカルテル（一種の市場分割カルテル）を（はるか昔から）行っているという見方も可能かもしれないが、それは事実ではない。液化して LNG による運搬が実現するまで、天然ガスはパイプラインでしか運搬されなかった。それゆえ、ローカルな市場がまず成立していたのである。よって、その価格形成も、市場ごとに異なっていて当然なのである。

早くから石油開発が進み、原油に随伴して生産される天然ガスにより市場整備が進んだ北米では、天然ガスはそれ自体が市場商品として価格が形成されていったが、遅れて天然ガスが導入された欧州やアジアでは、天然ガスの市場価格というものが存在しなかった。そのため、天然ガスと代替関係にある原油や石油製品の市場価格を天然ガス取引の価格指標として採用したのである。その後、北海、北アフリカ、ロシアといった生産地が消費地とパイプラインで結ばれた欧州では、天然ガスの市場価格も形成されつつあるが、中国を除いて、日本、韓国、台湾といった天然ガスの大消費地と生産地がパイプラインで結ばれ

¹⁵⁰ 「JKM 価格」（Japan Korea Marker）とは、日本及び韓国が輸入する LNG スポット取引を基に Platts 社が作成している LNG 価格指標をいう。LNG 報告書 146 頁注 123 参照。

¹⁵¹ LNG 報告書 153 頁

¹⁵² 前掲注 137)も参照のこと。

¹⁵³ LNG 報告書第 2 章第 5

ていないアジアでは、依然、石油価格連動方式が大勢を占めているのである。

2-3. 仕向地条項の必要性・合理性

2-3-1. FOB 条件の契約

FOB 条件の契約においては、引渡地点は船積港の出荷基地であり、引渡地点が受入基地である DES 条件の契約とは異なり、仕向地条項は必要不可欠とはいえないという LNG 報告書の立場は理解できる¹⁵⁴。

また、供給者から、年間配船計画の実行可能性を高める観点から、仕向地条項が必要と主張されている点について、FOB 条件の契約において売主にとって必要なことは、買主の運用する LNG 船のスケジュールに遅延が発生しないことの担保であるとし、仕向地条項が必要とまではいえないとした。仮にスケジュールが遅れたとした場合には、買主が損害賠償の責を負えばよいことであるという意味において、この主張も納得できる¹⁵⁵。

しかし、適切な価格設定を行う観点についてはどうか。

供給者からは、LNG の販売価格は、特定の仕向地を前提としたコスト及びリスクと、北米、欧州、アジアで異なる価格水準を踏まえ、その地域の市場において競争力のある適切な価格設定を行っているため、FOB 条件でも仕向地条項は必要であり、仕向地変更を制限することは合理的であるという指摘がある。それに対し、LNG 報告書は、特定の仕向地を前提として定めた取引価格条件をそのままに、仕向地条項の廃止又は仕向地変更の条件を緩和することは公平ではないとして、供給者の指摘に一定の合理性は認められるとしながら、この議論は、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時には成り立たないとする。この主張について、LNG 報告書はなぜそう考えられるのか説明していないが、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時には、特定の仕向地を前提とせずに価格交渉を行うべきであるから、そうであれば、仕向地条項の必要性や仕向地制限の合理性は成り立たないとするのであろう。

しかし、この点にこそ、LNG 報告書の最大の認識のギャップがあると考えられる。なぜなら、通常、LNG の取引価格は、LNG 報告書が指摘している通り、一定のフォーミュラを用い

¹⁵⁴ LNG 報告書 162-164 頁

¹⁵⁵ 但し、この場合、他の買主への出荷への影響や出荷基地の貯蔵タンクが満杯になることによる LNG の製造停止、さらにそれに続く原料天然ガスの生産停止（終期の天然ガス田ではそれがそのままガス田の死を意味する場合すらある）といったリスクを考慮すると、その確率が LNG 報告書の言うように高くはないとはいえ、買主が負担する賠償責任は莫大なものになることも考えられ、それを買主が負担できない場合には、売主に回復不能な損害が生じることがありうることは留意しておくべきである。

で決定されており、代表的なフォーミュラでは、取引価格 Y は、価格指標 X に係数 a を乗じて定数 b を加えて算出されたものである ($Y=aX+b$)。スポット取引の場合には、販売先での天然ガス市場価格等を参照して指値で決定することが多い。そして、北米域内取引においては、天然ガス市場価格連動方式が基本であり、欧州向け取引においては、石油価格連動方式と天然ガス市場価格連動方式のミックス、アジア向け取引においては、石油価格連動方式が基本であるというように、それぞれの販売先で大きく傾向が異なるのである¹⁵⁶。すなわち、販売先、仕向地が決まらなければ、販売価格は決まらないのである。また、そうした価格決定方式をとっているからこそ、供給元のプロジェクトを特定しない、ポートフォリオ契約が可能になるのである¹⁵⁷。

一方で、FOB 条件の契約において仕向地条項を持たない契約が存在している。その代表的なものが米国産 LNG の契約である。米国から輸出される LNG の取引価格には北米域内取引におけるものと同じ原則が適用されている。すなわち、北米域内における天然ガスの指標価格（ヘンリーハブ価格。以下「HH 価格」という。）に係数をかけ、一定の定数を加えるというものである。この価格は、北米域内市場での天然ガスの調達価格と液化、出荷費用等のコストに利益を考慮して決定されるので、いわば「原価ベース」のフォーミュラを採用していると言える¹⁵⁸。であればこそ、仕向地がどこであれ、価格を決定することができる。しかし、その他の LNG プロジェクトは、基本的に産出国にそうした天然ガスの市場は存在しない。それゆえ、伝統的に、消費地における競争力のある価格が採用されてきたのであり、そこには原価というものは、プロジェクトのライフにわたって、上流から下流に至るまでのバリューチェーントータルのコストという意味では考慮されているものの、いわゆる商品の製造原価というような単純な積み上げ方式では考慮されていないのである。LNG に限らずエネルギープロジェクトは、20 年、30 年という長期間のプロジェクトライフを前提としており、ある単年度や期間をとれば仮に売上げが原価を下回るような場合でも、全体的なライフを通じて利益を生じていけばよいという性格がある。その点でも、ライフの長いエネルギープロジェクトは特殊な一面を持つことを認識しておく必要がある。

¹⁵⁶ LNG 報告書 42 頁

¹⁵⁷ LNG 報告書 40 頁

¹⁵⁸ 天然ガスの「製造原価」を反映したものではない。

今一つの FOB 契約の代表例には豪州のプロジェクトがある¹⁵⁹。こうしたプロジェクトでは、中東や東南アジア諸国とは異なり、プロジェクトの参加者が独自に LNG の販売を行うことができる。カタール、マレーシア等のプロジェクトでは、法人型合弁事業方式でプロジェクトを行っており、各国の NOC が主導する。豪州の場合にはそうした NOC が存在しないので、そのため、LNG の一次需要者は、プロジェクトの参加者ということになる。この中には、後から需要者として参加したものも含まれる。このような株主に対する一次販売においては、価格は LNG プロジェクトに一定のリターンを持つような金額に設定され、二次販売先の消費地の価格に縛られることはない¹⁶⁰。よって、FOB 条件かつ仕向地条項のない契約が現実的になることが考えられる。

LNG 報告書では、実証分析の結果、仕向地柔軟性（仕向地条項の有無、仕向地条項の範囲、仕向地変更条項の有無、仕向地変更の条件）と取引価格の間には、有意な関係が認められなかったことが補足材料として挙げられている。この実証分析については、結果だけが報告されており、その詳細が明らかでないので確かなことは言えないが、上述のような考え方に立てば、両者に関係性が見られないことは何ら不思議ではない。すなわち、米国や豪州のような例を除いて、基本的に取引価格は仕向地条項の有無にかかわらず、ある消費地を前提に決定されているということである¹⁶¹。

¹⁵⁹ LNG 報告書 107 頁

¹⁶⁰ 但し、プロジェクト国における移転価格税制の規制は受ける。

¹⁶¹ なお、仕向地制限があったからと言って、それがどれだけ厳格に運用されているかという点には疑問もある。

日本のユーティリティ企業間では、次に挙げるような再販売契約・合意が見られる。こうした契約は、仕向地制限が厳格に適用されていれば実現しなかったのではないかと。

- ① 2010 年 6 月 23 日 売主：大阪ガス，買主：静岡ガス，20 年，DES（静岡ガス同日付プレスリリース（<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2010/0623.html>：最終アクセス 2020.1.4））
- ② 2010 年 6 月 28 日 売主：東京電力，買主：静岡ガス，約 20 年，DES（静岡ガス同日付プレスリリース（<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2010/0628.html>：最終アクセス 2020.1.4））
- ③ 2011 年 2 月 22 日 売主：大阪ガス，買主：沖縄電力，27 年，DES，ソース：主に豪州（沖縄電力同日付プレスリリース（https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2011/110222_01.pdf：最終アクセス 2020.1.4））
- ④ 2011 年 8 月 2 日 売主：東京ガス，買主：北海道ガス，11 年，DES，ポートフォリオ（売主が保有する複数の供給源および出荷基地からの供給）（北海道ガス同日付プレスリリース（https://www.hokkaido-gas.co.jp/news/20110802_1399.html：最終アクセス 2020.1.4））

よって、FOB 条件の契約においても、買主が当初価格設定の前提とされていた仕向地を変更する場合には、利益分配条項を合意しておくことは有力な選択肢であり、実務においてそれが採り入れられているということである。その他には、仕向地が変更された場合、新しい仕向地の指標価格を参考にして、取引価格を変更することを契約上規定しておくことと考えられ、紛争予防の観点からは、前もって想定される市場についてそれぞれのフォーミュラを合意しておくことが望ましいことになる。価格の変更については、それぞれの市場における高い安いがありうるが、変更そのものは売主、買主のどちらに有利ということはないはずである。但し、安い価格を売主に強制することが許されるかという点があり、

-
- ⑤ 2012年3月27日 売主：東京ガス、買主：西部ガス、16年、DES、ポートフォリオ（西部ガス同日付プレスリリース
(<http://www.saibugas.co.jp/info/kouhou/htmls/nr728.htm>：最終アクセス 2020.1.4))
 - ⑥ 2014年7月30日 売主：大阪ガス、買主：広島ガス、15年、DES（広島ガス同日付プレスリリース (http://www.hiroshima-gas.co.jp/com/w_new/release/2014/lng0730.htm：最終アクセス 2020.1.4))
 - ⑦ 2015年11月25日 売主：九州電力、買主：日本ガス、15年、DES、ポートフォリオ（日本ガス平成27年11月27日付プレスリリース
(http://www.nihongas.co.jp/img_news/201511_LNG.pdf：最終アクセス 2020.1.4) によれば日本ガスは大阪ガスとの間でも LNG 売買契約があるとのことである)
 - ⑧ 2015年12月25日 売主：JERA、買主：静岡ガス、5年、DES、ポートフォリオ（静岡ガス同日付プレスリリース
(<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2015/1225-1.html/>：最終アクセス 2020.1.4))
 - ⑨ 2017年3月9日 売主：関西電力、買主：北海道電力、10年、DES（北海道電力同日付プレスリリース (http://www.hepco.co.jp/info/2016/1207668_1693.html：最終アクセス 2020.1.4))
 - ⑩ 2019年6月19日 売主：東京ガス、買主：住友共同電力、5年、DES、ポートフォリオ（住友共同火力同日付プレスリリース (<https://www.sumikyoko.jp/wp-content/uploads/2019/06/d978458131176577fc38e75b4a49d15e.pdf>：最終アクセス 2020.1.4))

これらの再販売契約において、売主の調達ソースが特定されていないわけではないので、仕向地制限のない調達先からの再販売である可能性もあるが、LNG 売買の長期契約では、長期にわたる契約交渉を避け、Take or Pay 義務の緩和を図るため、当事者間でしばしば代替の買主・売主を認めることが行われているという指摘がある（Michelle M. Foss and et al., “LNG Supply, Trade and Contracting Patterns: Is Transformation Happening?”, the Association of International Petroleum Negotiators and the the Bureau of Economic Geology’s Center for Energy Economics, Jackson School of Geosciences, The University of Texas. (2012) 50 頁)。また、静岡ガスが LNG を導入した際には、マレーシア LNG 社との間で、当時前例のなかった二港揚げ（一隻の LNG 船で別々の二か所の LNG 基地に荷揚げすること）を導入するなど、買主と売主が工夫しあって正式契約に至った事例も紹介されており（今井伸一・橋川武郎『LNG 50 年の軌跡とその未来』（日経 BP コンサルティング、2019）155 - 158 頁）、売主が柔軟な対応を取ってきたことがうかがえる。

契約の準拠法の観点からも検討される必要はある。

参考になる先例として、スペインの Gas Natural 社と中米トリニダード・トバゴの Atlantic LNG 社の紛争がある¹⁶²。1995年7月、両社は1999年から20年間にわたる LNG 売買契約を締結した。LNG は Gas Natural 社のスペインもしくは米国ニューイングランドの受入施設に輸送されることとされた。但し、契約当時、すべての LNG はスペインで消費されることが予定されていたため、取引価格のフォーミュラは欧州市場の指標価格に基づいていた。また、価格見直条項により、スペイン市場の経済環境が大きく変動し、取引価格が買主の最終消費地での価格に適合しなくなったと考えられる場合には、公正公平な取引価格を合意するための見直し交渉を行うこととされた。

しかし、その後、スペインの天然ガス市場は自由化され、ガス価は大幅に下落した。一方で2000年ごろから米国におけるガス需要が高まり、Gas Natural 社はニューイングランドへ LNG を販売することとした¹⁶³。そのため、2002年10月以降、スペインへは LNG が輸出されることはなくなり、2005年4月、Atlantic LNG 社は取引価格の見直しを要請したが、新しいフォーミュラに合意できなかったため、2005年10月、仲裁を提起したものである。

仲裁は、仲裁条項に基づき、UNCITRAL 規則によりニューヨークで開催された。2008年1月、3名の仲裁人からなる仲裁廷は、全員一致で最終判断を下し、同年3月一部修正のうえ確定した。この中で仲裁廷は、価格見直条項の条件が整っていることを認め、ニューイングランドへ輸出される LNG 取引価格は、ニューイングランドの市場調整要素を含む必要があるとして、スペイン市場価格と、ニューイングランド市場価格の二つの取引価格フォーミュラを並列させることとした。

本事案は、もともと仕向地が二か所、それも異なる市場で契約書に明記されていたこと

¹⁶² 本事件は仲裁裁定の確認訴訟が Gas Natural 社によって米国において提訴され、裁判所は仲裁判断を支持した。本稿における記述はその判決によっている。GNA v. ATLANTIC LNG CO. OF TRINIDAD TOBAGO, 08 Civ. 1109 (DLC) (S.D.N.Y. Sep. 16, 2008)

(<https://casetext.com/case/gna-v-atlantic-lng-co-of-trinidad-tobago> : 最終アクセス 2020.1.4) なお、本事件については、西村あさひ法律事務所紺野博靖弁護士より情報提供を受けた。紺野弁護士よりはこれに限らず多くの示唆をいただいたことを謝して記す。

¹⁶³ ANA STANIČ 著 (紺野博靖訳) 「LNG and gas price reviews in the EU : Lessons for Japan 欧州における LNG およびガス価格見直 : 日本への教訓」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー53巻2号 (2019) 1-29 頁 (https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/page/001/007/759/201903_01a.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) 参照。

や、価格見直条項が、スペインの市場環境の変化だけでなく、買主の最終消費地での価格を参照していたことに特徴があり、仲裁廷は実質的な解決を図ったと言える。個々の事件において、日本における裁判所の判断とは異なる可能性もあるが、少なくとも、異なる市場においては異なる取引価格フォーミュラを採用する必要性、合理性があるとしたことは参考となる。

2-3-2. DES 条件の契約

DES 条件の契約については、引渡地点は仕向港の受入基地であり、仕向地条項は必要不可欠な条項であるとされ、買主の仕向地変更の希望に同意、もしくは拒否する際の条件について検討されている。まず、買主の合意に一定の必要性・合理性が認められる条件として、「変更先の受入基地の安全性（船が安全に入出港し荷役できること等）が確認されていること」、「変更のために生じる追加コスト（輸送費、BOG 相当額、傭船料、各種港湾費、保険料等）を買主が全額支払うこと」、「売主が配船上対応可能であること（年間配船計画に支障が生じないこと）」が挙げられる¹⁶⁴。一方で、需要量減少に伴う需給調整や、受入基地の貯蔵タンクの受入可能容量の不足、配船日程の調整等、買主の操業上の理由のみに仕向地変更の条件を限定すること、買主の利益目的による仕向地変更を禁止することなど、収益目的の再販売を禁止すること、売主と競合する顧客への再販売を禁止すること、または、一切の再販売を禁止することなど、競争制限的な条件を課すことは、通常、合理性がないと考えられ、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強いとされた¹⁶⁵。

これらの結論には異論はない。但し、報告書の注 143¹⁶⁶に記載のある配船上の許容性に関し、買主が申し出た代替的な措置への対応について、抽象的な懸念だけで仕向地変更を認めないことに合理性は見出し難いとする点は、そもそも DES 条件であること、LNG プロジェクトの複雑性や事故が起こった際の影響の大きさなどを考慮すれば、どこまで強制力があるのかについて慎重な判断を求めたい。

また、仕向地変更に伴う価格の再交渉の必要性については、FOB 条件の場合と同様である。

2-4. 正当化事由

上述のような取引価格決定のための仕向地制限は正当化事由になりうるのだろうか。「正

¹⁶⁴ LNG 報告書 165 頁注 114

¹⁶⁵ LNG 報告書 164-167 頁

¹⁶⁶ LNG 報告書 167 頁

当な理由」について、最高裁は、「『正当な理由』とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に通常の意味において正当のごとくみえる場合すなわち競争秩序の維持とは直接関係のない事業経営上又は取引上の観点等からみて合理性ないし必要性があるにすぎない場合などは、ここにいう『正当な理由』があるとする事はできない」としている¹⁶⁷。

価格の決定という意味では、仕向地、消費地の決定は取引上の合理性ないし必要性にしか過ぎないとも考えられる。しかし、天然ガスの価格決定方式が、各市場によって異なること、アジア市場においては石油価格連動方式か天然ガス消費地価格連動方式が基本であること、それによって供給者が競争を行っていることは前述のとおりである。そうした市場実態を離れて、価格の決定を供給者と需要者の交渉に委ねることが、公正な競争秩序の維持につながるのであろうか。むしろ、エネルギー商品であるという特殊性、これを安定的に供給するという見地からすると、こうした取引慣行が歴史的に果たしてきた意義は否定できず、広く公益に係わるということもできよう。

また、いったん敷設すればネットワークを構築することで発展性が期待でき、それによってプロジェクトのリスクを分散することができるパイプライン・プロジェクトと異なり、LNG プロジェクトは個々のプロジェクトで投資のリスクを抱えなくてはならない。価格の決定はむしろ各市場（さらに言えば原油市場）に委ねられている LNG プロジェクトのオーナーが、買主に対してより保守的なアプローチをとるのも無理からぬ点があるのである。公正取引委員会の流通取引ガイドラインでは、垂直的制限行為によって競争促進効果が生じ得る場合の例を挙げているが¹⁶⁸、LNG プロジェクトの事業者が、投資の回収をより確実とするために仕向地制限を行うことは、他の LNG プロジェクトが立ち上がりやすくなり、供給者間での競争が促進される効果があるとも考えられる。この点は、LNG 報告書が、Take or Pay 条項を規定することについて、初期投資回収までの間は一定の必要性・合理性は認められるとしていることから、検討の余地があろう¹⁶⁹。

¹⁶⁷ 最判昭 50・7・11 民集 29・6・951 (第一次育児用粉ミルク(明治商事)事件)

¹⁶⁸ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成 3 年 7 月 11 日、最終改正平成 29 年 6 月 16 日) 第 1 部 3 (3)

¹⁶⁹ Take or Pay 条項についての問題点は次節において検討する。また、近年の LNG 市場環境の変化に伴って、LNG 売買契約が短期化・少量化・条件の柔軟化の傾向にあり、これらに対応するには、供給者の販売力・資金調達力の確保が求められ、一定の規模が必要であること

さらに、第2章で検討したように、産ガス国の国家主権との衝突という意味では、国際礼讓の観点からの正当化理由が導かれよう。

第2節 利益分配条項

1. 利益分配条項の競争制限効果

利益分配条項とは、買主が第三者に LNG を再販売した場合に、再販売により生じる利益を売主に対して分配することを要求する条項である。需要者からは、利益分配により採算が合わなくなる、再販売利益の算定方法が不明確で売主との協議が必要になり再販売の時機を逸する、売主に対して競争上機微な情報を渡す必要がある、等の理由により、再販売を行うインセンティブが失われるおそれがあるという指摘がある¹⁷⁰。こうした再販売の機会を喪失させる効果が、事実上、再販売を制限しており、これによって市場閉鎖効果が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるとされる¹⁷¹。

2. 利益分配条項の必要性・合理性

LNG 報告書の利益分配条項の必要性・合理性についての検討は、仕向地条項の必要性・合理性の検討の中身と基本的に同じである。すなわち、FOB 条件の契約においては、利益分配条項を規定することに、通常、合理性は認められないし、適切な価格設定を行う観点からも必要性・合理性は認められず、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強いとする¹⁷²。この点については、先の仕向地条項の必要性・合理性の検討のなかで、FOB 条件の契約においても、仕向地変更の際の解決策の一つとして、利益分配条項が有力な選択肢であることを示した。

また、DES 条件の期間契約において、買主の要望により仕向地を変更する場合、売主が代償を求めることは、一概に合理性がないとはいえず、利益分配条項自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではないとされた。ただし、その分配方法に合理性が認められない場合や、売主が買主に対し、利益構造やコスト構造の開示を要求することで買主の再販売を妨げる効果を有する場合は、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある

から、供給者の集約が徐々に進んでいるという指摘がなされている（藤江=松村 20 頁・前掲注 145）。

¹⁷⁰ LNG 報告書 168 頁

¹⁷¹ LNG 報告書 168-169 頁

¹⁷² LNG 報告書 169 頁

とされた¹⁷³。

LNG 報告書の立場は、仕向地条項そのものが再販売を制限することによって競争を減殺しており、利益分配条項が、買主に不利益（利益分配による再販売利益の削減を含む）を与えることで、事実上仕向地変更を断念させるという実効性確保の手段に使われていないか、という懸念を示しているものと考えられる。しかし、DES 条件では言うまでもなく、FOB 条件でも仕向地制限に一定の合理性があるという立場に立てば、仕向地条項の問題はつまるところ、利益配分条項、もしくはそれに代わる代替条件の当事者間の合意の問題のように考えられる。そうであれば、ビジネス上対等な立場で交渉し、合意した結論であれば何ら独占禁止法上の問題はないと考えられる。しかし、複数の供給者がそれぞれ並行的に仕向地条項並びに利益配分条項を要求しているのであるから、それに代替する供給者を見つけられない限り、日本の需要者にとっては事業経営上大きな支障を来すのであり、日本の需要者にとって著しく不利益と考えられる供給者の要請を受け入れざるを得ないような場合に該当するとすれば、独占禁止法上の問題となる。とすれば、次に検証する **Take or Pay** 条項と同じく、優越的地位の濫用の問題と整理することができるので、次の項で検討することとする。

第3節 **Take or Pay** 条項

Take or Pay 条項は、買主が、最低引取義務量を引き取らなかった場合に、当該不足分の代金の全額を支払う義務を負うとする規定である。LNG 報告書は、「売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上で **Take or Pay** 条項を課すことは、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある」¹⁷⁴とするだけで、問題の所在がわかりにくい。

1. 優越的地位の認定

公正取引員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（「優越ガイドライン」）¹⁷⁵では、「甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との

¹⁷³ LNG 報告書 169-172 頁

¹⁷⁴ LNG 報告書 173 頁

¹⁷⁵ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成 22 年 11 月 30 日，平成 29 年 6 月 16 日改正）

取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である」とし、その判断に際しては、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮するとしている。

平成 27 年 6 月のトイザラス事件の審決は、「取引の相手方に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（以下「濫用行為」ということもある。）は、通常の企業行動からすれば当該取引の相手方が受け入れる合理性のないような行為であるから、甲が濫用行為を行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これは、乙が当該濫用行為を受け入れることについて特段の事情がない限り、乙にとって甲との取引が必要かつ重要であることを推認させるとともに、『甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合』にあったことの現実化として評価できるものというべきであり、このことは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことに結び付く重要な要素になるものというべきである」とし、優越の地位にあるかどうかの判断に際し、そのような特段の事情の有無を検討し、さらに優越ガイドラインの 4 要件を総合的に考慮して判断するとした¹⁷⁶。そのため、各納入業者に対する具体的判断においても、納入業者が特段の事情なく受け入れている事実をまず指摘している¹⁷⁷。この点については、4 要件との関係や取引実態との乖離などの観点からの批判もある¹⁷⁸。そのためか、平成 31 年 2 月の山陽マルナカ事件審決では、「甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得る」としつつも¹⁷⁹、トイザラス事件審決のように、「推認させる」とまでの立場はとっていない。

それでは、Take or Pay 条項について、4 要件はどのように評価できるであろうか。①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性のいずれについても、LNG 市場の特殊性がかかわ

¹⁷⁶ 公取委審決平 27・6・4 審決集 62 巻 119 頁〔日本トイザラス事件〕審決書 19-20 頁

¹⁷⁷ 土田和博「山陽マルナカ事件審決の検討-優越的地位と濫用行為を中心に-」公正取引 823 号（2019）45 頁注 23 参照。

¹⁷⁸ 宮井雅明「不公正な取引方法の論点」公正取引 810 号（2018）22 頁、長澤哲也『優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析〔第 3 版〕』（商事法務、2018）70-71 頁、泉水文雄『経済法入門』（有斐閣、2018）329 頁参照。

¹⁷⁹ 公取委審決平 31・2・22 審決集未搭載、審決書 20-21 頁

ってくる。①買手はリスク分散のためになるべく複数の売手と取引する傾向があるので、一つの売手に対する依存度は必ずしも高くはない。その結果、②一つの買手が市場に占める割合も分散する傾向にある。これらは 2-2. に示した財務省貿易統計の数字からも見てとることができる。だが、③それは必ずしも取引先変更の可能性が高いことを意味しない。なぜなら、Take or Pay 条項は LNG 売買契約では大部分の契約に盛り込まれている一般的な条項であり、取引先を変えたからと言って、Take or Pay 条項を免れうる可能性は低いからである。④について言えば、天然ガスのソースのほとんどを海外からの LNG 輸入に頼っている我が国の買手にとって、いずれかの売手と取引せざるを得ないことは明白である。しかしながら、だからと言って、売手が買手に常に優越的地位があるとも言えない。LNG 取引には、売手にも買手にも巨額な先行投資（リスクテイク）を要求するビジネスである。限られたプレーヤーしかいないということは、売手も買手に拘束されるということに他ならない。需要が強く供給が弱い売手市場では売手のバーゲニングパワーが高まるであろうし、需要が弱く供給が強い買手市場ではその逆になる。長期契約の期間の中ではそうしたサイクルが繰り返される。具体的事案では個別の総合的考慮がなされるであろうが、こうした LNG の市場環境は考慮されるべきであろう。

2. 濫用行為（不利益行為）

優越ガイドラインは、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号イに定める取引外の購入・利用強制、ロに定める自己のための経済上の利益提供の強制、ハに定める、「受領拒否」、「返品」、「支払遅延」及び「減額」などの取引の相手方に不利益を与える様々な行為を、優越的地位の濫用につながり得る行為として掲げている。

しかし、Take or Pay 条項によって、売主は、LNG を販売するという通常取引を行うだけで、取引外の購入を強制したり、通常取引以上の経済的利益を得たりするわけではない。むしろ、Take or Pay 条項を緩和するということは、買主側に「受領拒否」を認めることにもなりかねない。

この点、LNG 報告書では、買主の Take or Pay 条項の支払義務に対し、売主の Deliver or Pay 条項の規定が不十分であるとして、契約条件の非対称性を注記しているが、かと言って、Deliver or Pay 条項が十分規定されていることが正当化理由になるとも言っていない¹⁸⁰。このことは、LNG 報告書も、LNG 取引においては、買主に引取義務があるのと同

¹⁸⁰ LNG 報告書 173 頁注 147

時に、売主には引渡義務が当然に生じることを念頭に置いているものと考えられる¹⁸¹。正当化事由とされるのは、あくまで、巨額の初期投資と融資を必要とする LNG プロジェクトにおいては、需要者による安定的な代金全額の支払保証が最終投資決定（FID）の重要な要素となるため、初期投資回収までの間、Take or Pay 条項を規定することには、一定の必要性・合理性は認められるというものである。しかし、なぜこの必要性・合理性は、初期投資回収までの間なのであろうか。優越ガイドラインでは、①当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、②合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与える場合が問題となる¹⁸²。Take or Pay 条項の内容は需要者も十分に認識しているであろうから、ここでは②の場合が問題とされている。しかし、需要者の合理的な範囲を超えた負担となるかどうかは供給者側の事情とは関係がない。LNG 報告書が、初期投資回収までの間、Take or Pay 条項に一定の必要性・合理性を認めるのは、それを規定していなければ、LNG プロジェクトへの参入者が減ることを懸念してのことであろう。それは、前節で述べたように、競争促進効果に配慮しているものと考えられる。だとすると、LNG プロジェクトが一定の収益を前提にして企図された商業プロジェクトという観点から、初期投資回収後であれ Take or Pay 条項の効力が失われることは、FID 判断に大きな影響を持つことにも配慮すべきではないか。

3. 公正競争阻害性（自由競争の基盤侵害）

優越的地位の濫用の認定においては、「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」の総合的判断が必要になる¹⁸³。一方で、そうした客観的要素の他に、優越的地位濫用規制の主要な目的が、濫用による不利益の排除そのものではなく、自由競争が成り立つための主体的条件の確保であるという点から¹⁸⁴、そうした不利益を受け入れるかどうか、合理的に判断できる状況かどうか、自由かつ自主的判断が阻害され、真の「意思」が抑圧されている状況かどうかという主観的要素も考慮されるべきである。

¹⁸¹ LNG 報告書 94 頁注 106 には、「Take or Pay 条項を規定していない場合であっても、買主が引取義務を果たさなければ、買主の契約違反となるため、契約当事者の協議又は訴訟手続により売主の損害を補填することとなる。」との記述がある。

¹⁸² 優越ガイドライン第 4 の 2 (1) ア

¹⁸³ 藪内俊輔「23 取引相手方に対する著しい不利益の賦課」ジュリスト増刊『実務に効く公正取引審決判例精選』（2014）214 頁

¹⁸⁴ 宮井・前掲注 182)8 頁

その点において、優越ガイドラインには、「大企業同士、中小企業同士の取引においても、取引の一方当事者が他方の当事者に対し、取引上の地位が優越していると認められる場合がある」とあるところ¹⁸⁵、次に取り上げる太陽電池グレードポリシリコンの事案において、地裁判決が、原告 X の事業規模や海外における訴訟遂行能力を参照していることは興味深い。すなわち、仮にある不利益な条件要求が供給者からあった場合でも、日本の需要家は比較的規模が大きく交渉に対する十分な体制や能力を有していると考えられ、そうした一条件を契約の他の条件において相対化し、不利益を全体として緩和していることも十分に考えられる。その意味で、「契約内容は、配船計画の最適化、仕向地柔軟性、数量柔軟性、価格競争力等の要素を総合考慮している」¹⁸⁶という供給者の指摘もうなずけ、需要者も同様の判断をしている可能性が考えられる。そしてそうであれば、個々の不利益行為を切り出せば合理的範囲を超える不利益を相手方に与えるものであっても、相手方が将来の取引が有利になると判断して当該不利益行為を受け入れることがあり、「継続的取引においては、取引当事者は相互にギブ・アンド・テイクの関係にある。その一部だけを切り出して、断片的に経済合理性の欠缺を問題視することは、全体として合理的な継続的取引自体を消滅させてしまうことになりかねない」として、「国家による商取引へのパターンリスティックな過剰介入」を戒める主張が大いに意味を持ってくる¹⁸⁷。実際に、価格見直し条項で価格リスクを一定程度解消し、DQT によって引取数量リスクにも配慮するという過去の契約交渉の知恵は、「取引が当事者の自由で自主的な判断に基づいて公正に行われ」¹⁸⁸ている一例として評価することもできるではなかろうか¹⁸⁹。

185 優越ガイドライン第2の2（注7）

186 LNG 報告書 126, 136, 149 頁

187 長澤・前掲注 182) 124-126 頁

188 金井貴嗣ほか『独占禁止法〔第6版〕』（弘文堂、2018）351 頁

189 実務家は、1個のオレンジを半分ずつ分け合うのではなく、果肉と皮で分け合うように選択肢を考えだしながら交渉を行っている（ロジャー・フィッシャー＝ウィリアム・ユリー著（金山宣夫＝浅井和子訳）『ハーバード流交渉術』（TBSブリタニカ、1982）87-123 頁参照）。また、近年では、大手の供給者は契約交渉にクオンツ（Quant）を活用しているという。クオンツとは、徹底した調査に基づいてインデックスを超えるリターンを追求する投資戦略をシステムティックに実行するトレーダーを指す。クオンツトレーディングの観点からは、価格以外の条件は取引コストとみなされる。さらに、一つの売買契約は需要と供給に変化をもたらす（マーケットインパクト）、そのことが取引コストの要素となる（リシ・K・ナラン著（山下恵美子訳）『クオンツトレーディング入門—規律と秩序で戦略を自動化するための手法』（パンローリング、2011）118-121 頁参照）。即ち、大手の供給者は、個々の契約の条件を、個別の事情だけではなく独自のポートフォリオの観点から決定している可能性がある。こ

4. 仕向地制限との関係

Take or Pay 条項により実際に引き取らない数量について代金を支払うことを回避するには他の需要者等に再販売する必要があるが、仕向地制限及び利益分配条項により再販売が制限されている場合、再販売により不利益を回避することも困難となるとも注記しているが¹⁹⁰、LNG 報告書ではそうした再販売の制限が独占禁止法上の問題になりうると指摘しているのであるから、そうした制限がなければ Take or Pay 条項は著しく不利益な要請とはならず、優越的地位の濫用の問題とはならないことを示唆しているのであろうか。

しかし、わざわざ「厳格な引取義務数量を定めた上で」としていることからすると¹⁹¹、引取義務があることを問題視しているようにも見える。だとすれば、実際に再販売に関する制限が契約上なくなったとしても、市場の状況により再販売の相手先が見つけれない、あるいは見つかったとしても原価を下回る価格でしか販売することができないという事態をあらかじめ想定し、そうであれば、そもそもの、国内需給の緩和、国内需給の見通しの不透明化という国内需要者の懸念に応えたことにならないという意図があるのではないか、あるいは、担当官解説に、「厳格な引取義務数量」の例としては、削減許容量を一切認めずに、引取数量の全量に引取義務と Take or Pay 条項を課すような場合が挙げられるとあることから¹⁹²、仕向地制限緩和の条件として、DQT を認めず、Take or Pay 条項を適用しようとすることに對し、あらかじめ先手を打ったとも考えられる。

5. 太陽電池グレードポリシリコンの事案との類似性

この LNG 報告書の指摘には、太陽電池グレードポリシリコンの事案（東京高判平成 29 年 10 月 25 日・平成 28 年（ネ）第 5514 号）との類似性が指摘されている¹⁹³。

の点は、大手の需要者も供給元を分散したポートフォリオを持ち、一定程度のリスク分散や契約条件の全体的な最適化を実施していることが想像されるが、マーケットインパクトまで考慮しているかどうかは不明である。

なお、本注記については、石油資源開発株式会社 LNG 販売調達部の大浜正部長のコメントを参考にさせていただいた。御礼申し上げます。

¹⁹⁰ LNG 報告書 173 頁注 148

¹⁹¹ 「買主と十分協議することなく一方的に」の部分については、交渉が十分であったかが濫用の有無の判断に影響することを意識したものであろう。白石・前掲注 141)436 頁注 321-322。

¹⁹² 傘田ほか・前掲注 4)63 頁注 15

¹⁹³ 西村あさひ法律事務所編『エネルギー法実務要説』266 頁（商事法務，2018），及び白石 HP・前掲注 122)

太陽電池グレードポリシリコンの事案¹⁹⁴は、原告である日本法人 X が供給者である被告 Y ら（米国ミシガン州に本店を置く米国法人。）との間で締結した、太陽電池グレードポリシリコン（以下「本件製品」とする）に係る長期供給契約について、Y らが、本件製品が世界的な調達難であることに乗じ、その優越的地位を利用して、一方的に不利益な契約条件（Take or Pay 条件）を設定して応諾させたものであるとして、独禁法 24 条、19 条、2 条 9 項 5 号ハに基づき、契約条項の削除及び本件製品の購入要求の差止、並びに、民法 709 条に基づく損害賠償を求めたものである。Y らは、本件契約においては、米国ミシガン州裁判所の専属管轄合意が存在するとして、日本の裁判所には国際裁判管轄がないと主張していた。

一審判決は原告の申立てを却下し、高裁判決も一審却下判決を是認して控訴を棄却した。国際的専属裁判管轄の合意も、「はなはだしく不合理で公序法に違反する」場合には例外的に無効になるものと解されるとするチサダネ最高裁判決（最高裁判所昭和 45 年（オ）第 297 号同 50 年 11 月 28 日第三小法廷判決・民集 29 卷 10 号 1554 頁）に照らしての判断であり、「当該合意が無効となるのは、単に当該合意における専属管轄裁判所において、日本の独禁法が適用されないというだけでなく、当該訴訟で主張される事実について、当該専属管轄裁判所が準拠する全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果が、日本の裁判所が準拠する独禁法を含む全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果との比較において、独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなるような場合に限られると解するのが相当である。」「本件で主張される事実について、本件各管轄合意上の専属管轄裁判所である米国ミシガン州の裁判所が準拠する全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果が、日本の裁判所が準拠する独禁法を含む全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果との比較において、独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなると認めることはできない。」とした。

この結論を導くに際し、地裁判決は、本件準拠法である米国 E 州法において、「いわゆる

¹⁹⁴ 東京高判平成 29 年 10 月 25 日・平成 28 年（ネ）第 5514 号（判例集未掲載（D1-Law.com で閲覧可能）、東京地判平成 28 年 10 月 6 日・平成 27 年（ワ）第 9337 号、不公正取引差止等請求事件（金融・商事判例 1515 号 42 頁）、横溝大「独禁法事例速報」ジュリスト 1509 号（2017 年）6-7 頁、横溝大「独占禁止法の適用と外国裁判所を指定する専属的管轄合意」私法判例リマークス 56 号 142-145 頁、高橋宏司「独占禁止法の適用と外国裁判所を指定する専属的管轄合意」ジュリスト臨時増刊 1518 号 310-311 頁参照。

非良心性（不公正）の法理」，すなわち，「契約又はその条項がその締結時において不公正なものであったと判断した場合，その執行を拒否することができる」とされていること」が，独禁法 2 条 9 項 5 号ハ所定の優越的地位の濫用と，その要件において，実質的に相当程度類似していることが認められることを一つの根拠としている。高裁判決においても，「非良心性の法理により本件各契約又はその条項が不公正と判断される事案の範囲と，・・・優越的地位の濫用による契約であると判断される事案の範囲に重要な差異があると認めるに足りる証拠はないし，非良心性の法理の適用によって本件各契約の契約条項が執行不能と判断されることによる救済が，優越的地位の濫用の差止請求等による救済との対比において容認し難いほど乖離したものとなるということもできない。」として地裁判決を是認した。

また，優越的地位の濫用については，地裁判決は，X は米国に関連法人を有しており，米国においても幅広く事業を展開していること，連結売上高 1 兆円超，純資産 2 兆円超の規模を有しており，Y らに比しても大規模な株式会社であることが認められ，X が米国ミシガン州の裁判所において訴訟を迫る負担は大きいものとはいえ，本件各管轄合意の内容は X に著しい不利益を課すものとは解されないこと，上記の事情の下では，Y らが X をして本件各管轄合意を締結させたことが「正常な商慣習に照らして不当」（独占禁止法 2 条 9 項 5 号柱書）なものであったと断ずることはできないというべきである，と判示している。

また，高裁判決も，X は，本件においては現に Y らの優越的地位の濫用による公益侵害（日本市場における公正な競争の阻害）が生じているのであり，本件につき日本の裁判所に管轄が認められず，日本の絶対的強行放棄である独禁法に基づく差止請求が認めなければ，日本の公益は更に大きく毀損されることになる」と主張するが，本案の問題についてであればともかく，本件各管轄合意の効力に関する上記判断を左右するものではない，としている。

本判決については横溝教授の以下のような評価がある。

「本判決は，・・・予測可能性を重視した・・・現行法理解からは，方向として支持できる。ただし，両国の裁判所における全ての関連法規範の具体的適用結果の比較を要求する程の多大な労力を，管轄決定段階において裁判所に要求することが適切であるとは思われない。本判決は，本請求が本来我が国の専属管轄に服すべき程国家的関心の強いものとは言えないこと，及び，当該管轄合意に我が国独禁法潜脱の意図があったとは言えないこと

から、同様の結論を導くべきだったのではないだろうか。」¹⁹⁵

今後、LNG 売買契約が Take or Pay 条項をめぐる訴訟になるとすれば、本判決は一つ
の先例になると考えられる。本件で裁判所は国際的専属裁判管轄の合意を有効とした。一
方、多くの LNG 売買契約が英国法を準拠法とし、ロンドンやシンガポールを仲裁地とす
る仲裁合意を締結していると考えられる。LNG 売買契約において将来我が国独禁法の優
越的地位の濫用が問題になるとすれば、本件と同様の議論が考えられる。

本件判決は、専属管轄権合意の効力を争ったものであるため、高裁判決が優越的地位の
濫用による公益侵害について「本案の問題についてであればともかく」と述べたとおり、
本案の判断では違う結論が示される可能性は少なくともあると言える。また、LNG 売買契
約における仲裁判断の場合には、買主に対する仲裁判断の履行を求める提訴がなされた際
に、改めて日本における公益との整合性が問われることになるであろう。但し、仲裁合意
の履行請求が他国で行われた場合、日本における公益は考慮の対象とはならないであろう
から、その意味からも、どのような場合に裁判所が「独禁法に係る我が国の公序維持の観
点からみて容認し難いほど乖離したものとなると認める」のか、どのような請求であれば、
「本来我が国の専属管轄に服すべき程国家的関心の強いもの」と言えるのか、裁判所が判
断を示さなかったことは残念である¹⁹⁶。

なお、本事件については、2018年8月、米国第6巡回区裁判所において、ミシガン州法
に基づき Take or Pay 条項が無効との判決が下されている¹⁹⁷。判決では、本件契約におい
ては、Take or Pay 条項の義務を買主が履行し、実際には引き取らない数量の代金を支払
った場合、買主は、当該数量を後年度に引き取る権利を有するとする「Make Up 条項」¹⁹⁸
を規定していなかったこと、さらに、被告らが、Take or Pay 条項の前提となるべき、製
品工場の拡張建設に着手していなかったことから、何らの対価も得られないことを却下の

¹⁹⁵ 横溝・前掲注 198)ジュリ 1509 号 7 頁、並びにリマークス 56 号 145 頁にも同様の記述が
ある。

¹⁹⁶ 国際仲裁における強行的適用法規取扱の問題点については、横溝大「国際商事仲裁と公益
—強行的適用法規の取扱いを中心に」社会科学 69 巻 1 号（東京大学社会科学研究所、
2018）129-140 頁（https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6901_129140.pdf : 最終アクセス
2020.1.4）参照。

¹⁹⁷ Hemlock Semiconductor Corp. v. Kyocera Corp., No. 17-2276 (6th Cir. 2018)
（[https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/ca6/17-2276/17-2276-2018-08-
16.html](https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/ca6/17-2276/17-2276-2018-08-16.html) : 最終アクセス 2020.1.4）

¹⁹⁸ LNG 報告書 94 頁

理由とした。これは、「約束が破られたとしても、その約束に対して何らかの対価（約因）が存在するような取引でない限り、当該約束を法的保護に値しない」という約因（consideration）の要件によるものと考えてよいであろう¹⁹⁹。この点は、LNG 報告書の、初期投資回収までの合理性を認める立場と共通しているともいえるが、約因には必ずしも双方条件の対称性は必要ではなく、継続的な LNG 製造施設のメンテナンスや追加原料ガスの開発投資なども、約因としては有効である点は異なる。

本事件は、2018年11月28日、和解合意に至り、和解合意に基づき、買主が支払済の前渡金の放棄に加え、保有するポリシリコンでの代物弁済、和解金の支払等を完了することにより、契約上の将来購入義務が解除されることとなった²⁰⁰。

6. 電力・ガス取引監視等委員会での議論

電力・ガス取引監視等委員会は、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である²⁰¹。平成30年12月17日の第35回制度設計専門会合において、「ガス卸契約の取引慣行に関する課題②最低引取量未達に伴う違約金」についての議論がなされており、卸供給を受ける小売事業者からの、「最低引取量未達に伴う違約金の水準が高いため、ペナルティがある場合は、契約量を低めに設定せざるをえない」との指摘と、卸売事業者からの、「卸供給を受ける事業者との交渉状況を見る限り、現行の最低引取量の設定水準は妥当である」との指摘が紹介されている²⁰²。設計専門会合では、その後も平成31年2月15日の第36回会合、同年4月25日の第37回、令和元年5月31日の第38回会合と議論を重ね、同年7月31日の第40回会合において、「有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対し、今後更新する卸長期契約については、・・・合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とするよう求めること」、「その上で、来年度以降の適切な時期において、フ

¹⁹⁹ 樋口範雄『アメリカ契約法【アメリカ法ベーシック1】』（弘文堂、平17）16頁

²⁰⁰ 京セラ株式会社プレスリリース「ヘムロック社との長期購入契約の和解のお知らせ」（2018年11月28日）（https://www.kyocera.co.jp/ir/news/pdf/181128_wakai.pdf：最終アクセス2020.1.4）並びに同社2019年3月期通期有価証券報告書（https://www.kyocera.co.jp/ir/library/pdf/FY19_4Q_yuho.pdf：最終アクセス2020.1.4）37、138、161頁

²⁰¹ <https://www.emsc.meti.go.jp/committee/>：最終アクセス2020.1.4

²⁰² https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/035_haifu.html：最終アクセス2020.1.4

オローアップ調査を行うこと」という方向性が提示されている²⁰³。

欧州の先例では、欧州委員会が **Take or Pay** 条項を問題視した例はないとされるが、民事裁判例においては、パイプライン取引における **Take or Pay** 条項を問題視した仲裁裁判所の判決が複数みられるとのことである²⁰⁴。この仲裁裁判所の判決の中で、加盟国裁判所レベルにおいて、はじめて同条項の有効性を否定する判決が下されたことが報告されている²⁰⁵。2012年10月、ウィーン仲裁裁判所は、RWE Transgas（独 RWE のチェコ子会社）と Gazprom の間の天然ガス取引契約をめぐる紛争において、RWE Transgas はガス不使用分について **Take or Pay** 条項に基づく支払義務を負わないとの判断を下したという。但し、Gazprom 自身が、RWE Transgas とチェコ市場で直接の競合者であるという特殊事例であったこともあり、どの程度先例性があるかは定まっていないと言える。

第4節 今後の課題

1. 今後の対応

LNG 報告書では、LNG の売主（需要者が売主となる場合を含む。）が自主的に、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないこと、及び見直すことを求めている。そして、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していくとしている²⁰⁶。だが、そうした姿勢は担保されているのだろうか。すでに指摘したように、裁判となった時の裁判所の態度は不明である。

また、仮に優越的地位の濫用の判決が出され得るとしても、公正取引委員会が課徴金を課そうとすれば、違反認定に加えて、さらに高いハードルが予想される。財務省貿易統計によると、2018年度の LNG（品目コード 2711.11-000）輸入金額は、マレーシアからが 5,629 億円、カタールからが 5,905 億円である²⁰⁷。いずれも両国国営石油・ガス会社からの輸入であり、仕向地条項付きの契約によるものと予想されるので、仮にこれに優越的地位の濫用にかかる課徴金 1%をかけると 50 数億円になる。最長 3 年とすれば 150 億円以上の課徴金となり、いずれも過去最高レベルとなる。国営会社に対し高額の課徴金をかけ

²⁰³ 第 40 回制度設計専門会合事務局提出資料「ガスの卸取引に関する競争の促進について」
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/040_03_00.pdf : 最終アクセス
2020.1.4) 9 頁

²⁰⁴ 傘田ほか・前掲注 4)64 頁注 20

²⁰⁵ 東條・前掲注 110)103-127 頁

²⁰⁶ LNG 報告書 174 頁

²⁰⁷ 財務省貿易統計資料より筆者計算

ることの判断には、政治的な要素が加味されることもありうるのではないか。もちろん、課徴金の要件を満たさないとして排除措置命令のみ行う、または、欧州の先例に倣って、今次改定によって導入された確約手続きによる決着を図る選択肢もありうるが、いずれにしても、その結果として供給者が日本の需要者に対して新たな条件を課してきたり、供給量そのものを削減したりすることともなれば、より競争環境は悪化することも懸念される。

2. 域外適用

域外適用の問題についてはどうか。LNG 報告書は、期間契約市場のうち日本向けの仕向地制限を問題とするが、LNG 報告書の述べる通り、一定の取引分野を「アジア市場」や「世界市場」とするのであれば、競争機能の損なわれることとなる市場に我が国の LNG 輸入市場は含まれるのであるから、仕向地制限が第三国において行われたとしても、我が国の自由競争経済秩序が侵害されているということになる。しかし、第 2 章第 2 節 4 (4) で検討したように、産ガス国が、日本国外で、第三国市場を念頭に行った行為が結果として日本国内に影響を及ぼすこと (spillover) は、直接的もしくは実質的な効果を及ぼしているとは言えないのではないか。「効果主義により国際カルテルに法適用を認めた初の最高裁判決」である「ブラウン管カルテル事件」²⁰⁸判決も、「広い管轄権行使の容認や重複法適用等による諸問題を生じやすい」として賛否が分かれている²⁰⁹。国外での合意やその合意に基づいて日本に商品が輸入されるかどうかにかかわらず、日本の自由競争経済秩序が侵害される場合には、独占禁止法の適用が可能となるとするのが LNG 報告書の帰結と考えられるが、効果理論はその要件を厳しくするか否かで域外適用の範囲が狭くなったり広がったりする。日本の独占禁止法の適用が可能となるということは、他国の競争法が適用しやすくなるということでもある。どこまでを適用範囲とするかという自製の合理的範囲を提示し、これが過度な適用ではないことを合わせて示すべきなのではないか²¹⁰。

第 2 章第 3 節 4. で取り上げた Gazprom に対する欧州委員会の調査開始決定に対して、

²⁰⁸ 国外で合意されたカルテルでの我が国市場における競争を侵害したとして課徴金納付が命じられた事例 (平成 29 年 12 月 12 日民集 71 卷第 10 号 1958 頁)。

²⁰⁹ 瀬領真悟「国際カルテルに対する独占禁止法の適用」私法判例リマックス 59 号 (日本評論社, 2019) 101 頁

²¹⁰ 適用範囲の拡大の可能性については、泉水文雄「国際カルテルと我が国独禁法の射程—ブラウン管カルテル事件最高裁判決 (平成 29 年 12 月 12 日民集 71 卷 10 号 1958 頁)」NBL 1129 号 (商事法務, 2018) 88 頁, 複数の国の競争法の重複適用が問題となりうる点については、白石忠志「ブラウン管事件最高裁判決の検討」NBL 1117 号 (商事法務, 2018) 13 頁参照。

ロシアのプーチン大統領は、直ちに、ロシアの戦略企業が外国当局から情報提供を求められた場合には、ロシア政府の事前承認を要するという大統領令に署名した²¹¹。このような対抗立法措置や外交抗議はこれまでも見られてきたところであるし、日本の経済産業省も、「2019年版不公正貿易報告書」において、「『過度な』域外適用は、問題の解決につながるよりむしろ相手国との間により深刻な紛争を惹起する可能性が高い。」「今後も、競争法の『過度な』域外適用を行おうとする相手国に対しては、一方的に自国法を域外適用することを慎むよう積極的かつ継続的に主張していくとともに、競争法違反行為の防止・排除のために、多国間協力又は二国間協力を進めていくことが重要である。」としている²¹²。

3. 欧州との比較

経済産業省が欧州委員会と2017年7月に「流動的で柔軟且つ透明性の高いグローバル市場の促進・確立に関する協力覚書」を締結するなど、日本政府が欧州の先例を参考にしていることは想像に難くない。

欧州では、第2章で触れたように、欧州委員会競争局は、2002年以降、GDF/ENI/ENELの事件で、仕向地制限条項を競争法違反とする決定を下した他、昨年のGazpromとの合意を含む7件の和解を行っており、現在、Qatar PetroleumとのLNG売買契約に関し、地理的制限条項が存在しないか調査に着手している。これら欧州の対応とLNG報告書の内容を比較すると、次頁の図表4のようになる。

このように、欧州においては域内の移動の自由に対する厳しい規制があり、欧州単一市場の統一と域内市場支配力の除去という大きな目標のために競争法が活用された面は否定できない。これに対し、日本では国内のLNGや天然ガス市場が未発達で、日本向けLNG市場を画定市場とした場合には、それぞれの需要者が、パイプラインネットワークで接続されていない個別の需要をまかなっているため、仕向地制限を緩和した場合でも、市場内で転売が活発化することは期待できない。それゆえ、「国内需要者を販売先とする液化天然ガスの取引等について調査を実施した」²¹³にもかかわらず、アジア市場や世界市場を市場として画定した議論となっている。

²¹¹ 前掲注116)参照。

²¹² 経済産業省通商政策局編『2019年版不公正貿易報告書 WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』「第二部WTO協定と主要ケース」「補論I国際的経済活動と競争法」(2019)

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_19.pdf : 最終アクセス2020.1.4) 411頁

²¹³ LNG報告書2頁

しかしながら、欧州委員会の仕向地制限に対する考え方は欧州市場の分割の禁止であり、その意味では欧州市場内での DES 取引そのものが認められない。一方で、欧州委員会は、2007 年のアルジェリア政府との合意（IP/07/1074）により、利益配分条項付きの DES 条件取引を認めている。このことは、LNG 報告書の結論とは微妙に異なるように思われる。

また、アジア市場、世界市場という広い市場では、日本の需要者の競争に与える影響は限られており、また、各国の需要者、競争当局との連携なしでは成果を上げていくことは難しいが、そうした動きは決して大きな流れとはなっていない。Qatar Petroleum に対する調査によって、欧州委員会の LNG 取引に対する考え方が異なってくる可能性もあるが、その結果が出るまでは、まだ数年を要すると考えられる。

	欧州	日本
対象契約	輸送契約（パイプライン） LNG 売買契約	LNG 売買契約
対象条項	地理的地域制限条項 （「地域制限条項的な効果」） 利益分配条項	仕向地条項 利益分配条項 Take or Pay 条項
画定市場	欧州域内市場	アジア市場（期間契約市場） 世界市場（スポット契約市場）
認定	カルテル（市場分割）	不公正な取引方法（拘束条件付取引 ないし優越的地位の濫用）のおそれ
当事者	契約当事者はどちらも違反者	買い手は被害者
再輸出	再輸出禁止（転売制限）	再輸出は禁止されていない （事実上の転売制限の疑い）
背景・目的	欧州単一市場の統一 域内市場支配的地位の除去	電力・ガス市場自由化 LNG 調達コストの低減と消費者利益の向上 競争減殺効果の解消
制裁金	課さず	「違反する行為に対しては厳正に 対処」

DES 条件への対応	LNG の DES 取引の「地域制限条項的な効果」取扱は容認	LNG の DES 取引は原則容認
利益分配条項	DES 取引に限り容認	DES 取引は容認
Take or Pay 条項	問題視せず	不公正な取引方法（優越的地位の濫用）のおそれ
懸念点	地政学的要素の影響 政治的理由の介在	国内需要家の救済措置の可能性

図表 4：筆者作成

欧州は 2002 年から十数年にわたる議論と欧州委員会が供給国国家と直接対話を実施することで、合意を進めてきた。それに対し、日本はまだ一回の調査に基づく LNG 報告書が提出されただけである。その間、経済産業省を中心とした政策的な議論は進められているが、国際的な大きな動きとはなっていない。このことは、公正取引委員会が、今後の対応を供給者、需要者間の話し合いに委ねてしまったことも一因のように思われる。公正取引委員会は個別のケースについて調査し、欧州委員会が多くケースで和解をもって調査を終了したように、問題があるのであれば警告という形で是正を求めることもできたはずである。もし、日本での独占禁止法に基づく議論が深まらず、単なる単発的な報告書で終了し、政策論としてのみ進展していくのであれば、そのこと自体が、LNG 報告書の調査、結論が、政策目的達成のためであることの証拠と言えるのではないだろうか。

第 5 節 小括

以上のような点を踏まえ、LNG 報告書の結論には、検討すべき点が多々あるにもかかわらず、実務には影響を与える重大な要素を含んでいると考えられる。そこに政策目的達成の意図があったとすると、行政の流れの中で、どのように位置づけることができるか、次章で改めて検討する。

第4章 エネルギー政策から見た LNG 報告書

第1節 はじめに

すでに取り上げたように、LNG 報告書では、この調査の背景として、以下の点を挙げている。

液化天然ガスの需給について、近年、①東日本大震災後に停止していた原子力発電所の再稼働及び今後のエネルギー供給構成の多様化に伴う国内需給の緩和、②電力小売市場及びガス小売市場の全面自由化に伴う国内需給の見通しの不透明化、③アジアを始めとする世界的な需要量の増加、④非在来型天然ガスの開発等による世界的な供給量の増加といった要因による大きな環境変化が指摘されていること。

上記①及び②により、国内需要者は、現在、液化天然ガスの余剰発生を見込んでいるものの、供給者の仕向地制限等により、今後、国内外に液化天然ガスの余剰を再販売することが妨げられること等を懸念していること。

また、政府は、仕向地制限の撤廃等を働きかけるという方針を閣議決定していること。

しかし、上記①については、天然ガスの国内需要者が輸入契約との関係で懸念しているのは、むしろ原子力発電所の再稼働や新設の不確実性であり、再生エネルギーの普及の不確実性であり、それにとまなう調達計画策定の困難さであると考えられる。上記②については、全面自由化の結果として国が事業者に課すリスクそのものなのではないか。③や④は「契約市場」「スポット市場」²¹⁴への強引な結びつけにも思える。

これらの背景はまさしく日本のエネルギー政策そのものであり、政府の仕向地制限の撤廃にかかる閣議方針が挙げられていることから、純粋な競争政策の観点からではなく、むしろ政府のエネルギー政策の観点から作成された調査報告なのではないかとの疑念を生じさせる²¹⁵。

本章では、LNG 報告書が、日本のエネルギー政策のなかで、どのように位置づけられる

²¹⁴ LNG 報告書 158 頁

²¹⁵ 2016 年 6 月 2 日「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) には、「LNG 市場戦略」を踏まえ、LNG を合理的な価格で安定的に調達できるよう、世界最大の LNG 消費国という有利な立場をいかし、2020 年代前半までに転売を制限する仕向地条項の緩和、北東アジア地域の需給を反映した LNG 価格指標の確立、国内のガス供給インフラの整備促進等を通じて、LNG・天然ガス取引の流動性を向上し、日本を LNG の取引や価格形成の拠点（ハブ）とすることを目指す（138 頁）とある。

のかを検証する。

第2節 原油市場との対比

仕向地条項については LNG 輸入契約特有のものではなく、原油輸入契約においても用いられてきたが²¹⁶、これまでこの条項について独占禁止法上の疑問が呈されたことはないと思われる。

一方、財団法人中東経済研究所（現一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター）は 2004 年 3 月の調査で次のように報告している²¹⁷。

アジア向け原油価格は欧米向けに比べて割高に設定されている（＝アジア・プレミアム）が、アジア・プレミアムは不当なものではなく、世界の 3 つの石油市場（アジア市場、欧州市場、米国市場）の諸条件から見れば、アジア向けが高いというより、需給バランスや競合原油の存在から欧米向けが安くなっている。

このため、アジア・プレミアム問題への対応策は限定的なものとならざるを得ないが、ヒアリング結果を踏まえてまとめれば以下のとおりである。

- ロシア原油や西アフリカ産原油のような競合原油の確保
- 長期契約削減とスポット契約増大
- 指標原油の Dubai 原油/Oman 原油から Brent 原油（欧州指標）への変更
- 仕向地条項の撤廃

驚いたことに、この報告書の結論は、LNG 報告書のそれに酷似している。しかし、当時、経済産業省や公正取引委員会がこの報告書に対して何らかのアクションを起こしたようには見られない。

2004 年という年は、1998 年ころに底を打って反転し始めた原油価格が、上昇傾向を強め始めた年であり、原油価格はその後、2008 年 7 月には 147 ドル/バレルの史上最高値を記録した。その間、ベネズエラによる外国石油企業への課税強化（2005 年）や石油サービス契約の強行改定（2006 年）、オリノコベルト・プロジェクトの国有化（2007 年）、ボリ

²¹⁶ 河村幹夫監修、甘利重治＝山岡博士著『石油価格はどうか決まるか・石油市場のすべて』（時事通信社、2007）98 頁

²¹⁷ 財団法人中東経済研究所 経済産業省資源エネルギー庁委託『石油市場の国際的な取引慣行に関わる基礎的調査』2004 年 3 月「第 5 章原油取引慣行の問題点と対応」

(<https://jime.ieej.or.jp/html/extra/2004/08/11/itaku02.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 211-217 頁

ビアによるロイヤリティ引上げ（2005年）と天然ガス資源の国有化（2006年）、エクアドルによるロイヤリティ引上げ（2007年）、ロシアでの Gazprom によるサハリン 2 プロジェクトへの強引とも見える参画（2006年）と BP 社傘下のロシア石油取得（2007年）、カザフスタンでの二度にわたる政府に一方的に有利な地下資源法改正（2005年・2007年）、アルジェリアでの国家関与を強める新炭化水素法制定（2006年）など、原油価格の上昇に合わせ、資源国による「資源ナショナリズム」の嵐が吹き荒れた。政府の政策も安定供給（Energy Security）と、地球環境問題、特に地球温暖化への対応（Environment）に重点が置かれるようになっていたことから²¹⁸、こうしたコスト低減（Economy）への働きかけが劣化したことは当然であったろう。

原油価格が急落するとともに、そうした「資源ナショナリズム」の動きは勢いを失っていった。しかし、その後も原油市場において、仕向地制限を問題とする声は聞かれず、唐突に LNG 市場における仕向地制限が問題視されている。このことは、LNG 報告書が調査の背景として挙げている事情が、原油についてよりも LNG について政策的に優先していることを意味するのではないだろうか²¹⁹。

²¹⁸ 通商産業政策史編纂委員会編、橘川武郎『通商産業政策史 1980-2000 第10巻 資源エネルギー政策』（2012）参照。

²¹⁹ 原油と LNG は、同じ炭素と水素の化合物（炭化水素）であり、生成起源も共通する化石燃料であるが、それぞれの特性によって製品として異なる特徴を持つ。その一部を挙げると、次のようなものである。

天然ガスは、常温・常圧のもとでは気体であるが、 -162°C まで冷却すると液体（LNG）になる。液化によりパイプライン輸送が経済的でない場所でも LNG タンカーにより効率的に輸送ができ、LNG タンクによって貯蔵が可能になる。貯蔵された LNG は、LNG タンクローリーで再出荷されるか、気化してパイプラインで直接消費者（発電施設含む）に届けられる。こうした特別の設備の建設・建造には、液化施設で数千億円～数兆円、LNG タンカーで 200～300 億円、気化施設で 1,000 億円超と、莫大な費用が掛かる。また、日本での用途の 7 割は発電が占め、買主の数も限定的である。世界の天然ガス輸送の主流はパイプラインによるものであり、大陸間の天然ガス貿易は石油のように活発化していない。

一方、原油は、貯蔵や運搬が LNG や石炭と比べて容易であり、調達の柔軟性にも優れている。即ち、貯蔵が容易で短期契約が多い石油は、必要数量の増減に対して細やかに対応することができるので柔軟性が高く、反対に、貯蔵に手間がかかり長期契約が多い LNG は柔軟性が低いと言える。輸入された原油は、製油所で灯油やガソリンに精製され、それぞれの流通チャンネルで消費者に届けられる。日本での用途は、4 割が発電などの熱源、4 割が自動車・船舶・航空機などの燃料、2 割が製品原料となっている。また、日本は、原油の 9 割近くを中東地域から輸入しているが、LNG の中東依存度は 2 割にとどまる。

原油とは異なる LNG の輸入契約の硬直性を、仕向地制限や Take or Pay 条項の排除により改善し、市場を活性化しようというのが LNG 報告書の立場かもしれないが、元々の市場環境が異なるからこそ、より LNG 契約についての政府の関与には慎重であるべきというのが筆者の立場である。

LNG 報告書が挙げる東日本大震災後のエネルギー事情、国内電力市場、ガス市場の全面自由化、世界的なエネルギー需要量の増加やシェール革命に代表される非在来型天然ガスの登場は、日本のエネルギー政策に大きな修正を迫っている。

しかも、原油について議論しようとするれば、米国と同様、OPEC という巨大「カルテル」の存在に向き合わなければならない。さらに、原油価格が軟化傾向にあること、ガソリン需要の低迷などが、より喫緊の課題として LNG 輸入市場改革の試みに向かわせているのではないだろうか。しかし、天然ガスの確認埋蔵量の 50%以上が中東、アフリカ、南米に賦存し、これに旧ソ連の国々を加えると 80%を超える。原油取引においては、国家主権との関連において OPEC という巨大カルテルを容認したまま、天然ガスについてはコモデティという前提で政策的に介入しようとするのは大きな矛盾である。次節では、こうした政策が、過去のエネルギー政策のなかで、どのように位置づけられるのか検討する。

第3節 エネルギー基本計画

我が国のエネルギー政策は、必ずしも一様であったわけではない。1970年代のオイルショック時には Energy Security が最優先され、1980年代の逆オイルショック時には、Energy Security と Economy のバランスへと、Economy が前面に出て規制緩和が進められた。1990年代にはエネルギーミックスと Environment が、2000年代に入るとこれら 3E の同時達成が強調されるようになった。2000年代後半は再び上昇する原油価格を背景に、Energy Security と Environment に重点が置かれるようになり²²⁰、それは、2011年の東日本大震災と福島第一原発の事故、その後も続いた原油価格の高止まりによって大きく強調されるとともに、ここに安全性 (Safety) が加わって、3E+S と言われることとなった。その後も 3E+S は日本のエネルギー政策の基本方針とはなっているが、シェール革命やイラン経済制裁の解除、世界景気の後退などによって 2014 年後半から原油価格が急落すると、Economy と Environment により重点が置かれるようになって今日に至っている。

2000年代に入ってからエネルギー政策は、政府のエネルギー基本計画に定められている。エネルギー基本計画は、2002年に制定されたエネルギー政策基本法（以下「基本法」と言う。）に基づき閣議決定により策定されている。基本法が制定された背景には、エネルギー供給源の多様化について、引き続きエネルギー供給の約 5割を石油が占め、政情の不

²²⁰ 橘川・前掲注 222)参照。

安定な地域に多く依存していること等安定供給の確保が引き続き極めて重要な課題であること（第2条安定供給の確保）、エネルギーの利用に伴う環境問題が一層顕在化してきており、京都議定書の合意を踏まえ、エネルギー起源の二酸化炭素をどう抑制していくかが重要な課題であること（第3条環境への適合）、自由化等を通じて、さらに効率的なエネルギー供給構造を確保することが求められていること（第4条市場原理の活用）、など、国がこれまで個別に対応してきた施策を、総合的・整合的に進めていくことが必要であることが挙げられている²²¹。

エネルギー基本計画は、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（12条5項）。これまで第1次基本計画には二回の改訂が加えられ、東日本大震災後の環境変化を受けて全面改訂した第4次基本計画を経て、現在の第5次基本計画に至っている。

1. 第1次エネルギー基本計画（2003年10月閣議決定）²²²

基本的な方針は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」の三本柱であるが、「市場原理の活用」については、「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮するとの前提がある。

エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①省エネルギー対策、②原子力の推進、③新エネルギーの導入、④天然ガスシフトが大きく取り上げられており、石油の安定供給確保とともに、石油依存度を低下させていくことを掲げている。また、電気事業、ガス事業の自由化の拡大もうたわれている。

また、興味深いことに、天然ガスについてこの時すでに、「海外からの安定的かつ低廉な供給確保のため、石油の場合と同様、資源開発の推進、産ガス国との相互依存関係の強化を図る。さらに、事業者及び国は、供給先の多様化等に努めることにより供給側との交渉力の向上を図り、長期契約の取引条件の柔軟化等を通じた LNG 輸入価格の引下げと安定化に努める。」との記載がある²²³。

²²¹ エネルギー政策基本法の制定にかかる資源エネルギー庁 HP（国立国会図書館が保存した2014年6月1日時点のページ）より

（<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8665743/www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2004html/3-1.html>）：最終アクセス 2020.1.4

²²² https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/0301007energy.pdf：最終アクセス 2020.1.4

²²³ 第一次エネルギー基本計画 20 頁

2. 第2次エネルギー基本計画（第一回改訂）（2007年3月閣議決定）²²⁴

第一次基本計画策定から3年が経過し、この間、石油を始めエネルギーの国際価格が急上昇したことを背景に、石油・天然ガス等エネルギーの安定供給の確保と、供給安定性の高い原子力を積極的に推進することが最重要課題の一つとして強調されている。また、京都議定書の発効に伴い、エネルギー問題と気候変動問題を始めとする環境問題の一体的な解決に取り組んでいくとしている。

LNGについては、「今後、世界的な LNG 需要の増加が見込まれる中、事業者及び国は、海外からの安定的な供給を確保するため、ガス資源産出国との総合的な関係の強化や、供給源の多様化等に努めることにより、資源産出国との交渉力の強化を図る。」²²⁵とのみあり、「長期契約の取引条件の柔軟化等を通じた LNG 輸入価格の引下げと安定化」の文言は消えている。

3. 第3次エネルギー基本計画（第二回改訂）（2010年6月閣議決定）²²⁶

第一に、資源ナショナリズムの高揚や資源エネルギー価格の乱高下、テロや地震などのリスクに対する「安全」確保の要請など、「エネルギー安全保障」を総合的に確保していくことが不可欠であること、第二に、地球温暖化問題の解決に向け、エネルギー政策に関するより強力かつ包括的な対応への内外からの要請が高まっていること、第三に、2008年のリーマンショックを契機に、エネルギー・環境分野に対し、経済成長の牽引役としての役割が強く求められようになったこと、が挙げられている。2009年12月に閣議決定した新成長戦略（基本方針）において「環境・エネルギー大国」を目指すこととしており、今後、この分野への政策資源の集中投入が急務であることなどから、基本計画の政策体系や記述内容について全面的な見直しを行っている。また、2030年に向けた目標として、エネルギー自給率と化石燃料の自主開発比率を倍増して自主エネルギー比率を約70%とすること、電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約70%とすることなどとした。

目標実現のための取組についても、第一に「資源確保・安定供給強化への総合的取組」

²²⁴ https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/keikaku.pdf : 最終アクセス 2020.1.4

²²⁵ 第二次エネルギー基本計画 36 頁

²²⁶ https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/100618honbun.pdf : 最終アクセス 2020.1.4

が挙げられており、次いで「自立的かつ環境調和的なエネルギー」として再生可能エネルギー、原子力の推進が挙げられている。LNG についての記述は、「我が国企業による上流権益獲得に対する支援」についてのみである²²⁷。

4. 第4次エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）²²⁸

第3次計画の策定後、エネルギーを巡る環境が、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとして、国内外で大きく変化したことを踏まえ、中長期（今後20年程度）のエネルギー需給構造を視野に入れ、今後取り組むべき政策課題と、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針をまとめたとする。特に、電力システム改革を始めとした国内の制度改革が進展するとともに、北米からの LNG 調達など国際的なエネルギー供給構造の変化が我が国に具体的に及んでくる時期（2018年～2020年を目途）までを、安定的なエネルギー需給構造を確立するための集中改革実施期間と位置付け、当該期間におけるエネルギー政策の方向を定めるとしている。

その結果、「我が国のエネルギー需給構造が抱える課題」として、海外資源の依存による脆弱性とコスト増、温室効果ガス排出量の増大、原子力発電の安全性に対する懸念などを挙げ、「エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針」として、3E+S の方針を確認する。さらに、「エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、安定的な資源確保のための政策や省エネルギーの強化、再生可能エネルギーの利用促進、原子力政策の再構築、電力システム改革・ガスシステム改革の推進などを挙げている。市場の統合を通じた総合エネルギー企業等の創出や、エネルギー国際協力体制の拡大・深化などを打ち出していることも特徴と言える。

LNG についての記述も格段に増え、「LNG の 30%を中東地域に依存」していることから「北米からの LNG 供給を含む供給源の更なる多角化を迅速に進める必要に迫られている」こと²²⁹、「我が国は、現時点では、国際的には高い価格で LNG を調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進めることが重要である」こと²³⁰、「LNG 火力発電の有効活用の促進」²³¹、「ガスが低廉・安全かつ安定的

²²⁷ 第3次エネルギー基本計画 16 頁

²²⁸ https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/140411.pdf : 最終アクセス 2020.1.4

²²⁹ 第4次エネルギー基本計画 9 頁

²³⁰ 第4次エネルギー基本計画 23 頁

²³¹ 第4次エネルギー基本計画 49 頁

に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売の全面自由化、LNG 基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革について検討を進めていく」こと²³²、「船舶分野における LNG の主燃料化に向けた動きは着実に前進しており、こうした新たな需要に対応していくための制度やインフラ整備を進めていくことが重要である」こと²³³、「我が国においても、エネルギーの需給を反映した信頼性や透明性のある価格指標が確立されるよう、投機マネーの過剰な流入を適切に防止するなどの課題に留意しつつ、1990 年代後半の石油自由化に伴って整備された石油市場に加え、電力、さらには LNG といった燃料についても検討し、エネルギーの先物市場を整備していくこと」²³⁴、「アジアの LNG 導入国が効率的に新たなエネルギー供給構造を構築していくことを支援していくこと」²³⁵、「2017 年から本格的に米国産の LNG が我が国に供給される見込みである」こと²³⁶、など多岐にわたる。

特に、「エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策」のなかで、エネルギーコスト低減のための資源調達条件の改善について、国としては、価格決定方式や仕向地条項など取引条件の多様化に向けた議論が行われる環境整備を進めていくなど、戦略的な取組を支援していくことが必要であるとし、具体的には、LNG 産消会議、日印エネルギー対話、日韓ガス対話など、産消国間の意思疎通の円滑化、消費国間の連携強化などを進めていくとした。また、シェール革命が進む米国からの天然ガス輸入は、石油価格と連動しない LNG の価格決定方式を我が国の取引環境に取り込むことを意味し、LNG 先物市場についての検討も含め、国としても積極的に支援を行っていくとする。さらに、LNG 調達において、価格面だけでなく契約の柔軟性や、上流権益の確保等についても交渉力を発揮していくため、包括的な事業連携など新しい共同調達を戦略的に活用することが必要であり、こうした内外の事業者連携を促進するためにも、本船渡し契約（FOB 契約）における仕向地条項の撤廃など LNG 契約の商慣行を弾力化していく環境整備を進めていくとする²³⁷。

²³² 第 4 次エネルギー基本計画 53 頁

²³³ 第 4 次エネルギー基本計画 54 頁

²³⁴ 第 4 次エネルギー基本計画 63 頁

²³⁵ 第 4 次エネルギー基本計画 66 頁

²³⁶ 第 4 次エネルギー基本計画 69 頁

²³⁷ 第 4 次エネルギー基本計画 29-30 頁

すなわち、第3次計画の策定後、エネルギーを巡る環境が、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとして、国内外で大きく変化したことが、LNGをめぐる政策変更の大きなきっかけとなったことがよくわかる一方で、米国産 LNG への過剰な期待感も感じられる。

5. 第5次エネルギー計画（2018年7月閣議決定）²³⁸

パリ協定の発効を受け、2030年の長期エネルギー需給見通し（2015年7月経済産業省決定。）の実現と2050年を見据えたシナリオの設計で構成するとしているが、基本的に内容は第4次計画を踏襲している。

LNGについては、「発電燃料として最も炭素排出の少ない LNG の調達に関し、柔軟かつ透明性の高い国際市場の確立が求められている」こと²³⁹、「今後伸びゆくアジアの LNG 需要を開拓していくため、インフラ整備や規制整備、人材育成などについて日米で連携して取り組む」こと²⁴⁰などが追記されている。

「2030年に向けた政策対応」のなかで、天然ガス市場は、欧州市場・北米市場とアジア市場の3つに分断され、公平で柔軟な裁定取引を可能とする国際的な取引市場が十分に確立されていなかったとの認識を示し、需要面ではアジア諸国が急速に今後の LNG 需要を牽引すると見られていること、供給面では米国や豪州が供給国としての存在感を強めていることなど、LNGをめぐる世界の市場環境は変革期にあつて、世界最大の LNG 輸入国である我が国でも電力・ガス市場の完全自由化が始まるなど、より柔軟な LNG 調達を志向する環境が醸成されており、柔軟かつ透明性の高い LNG 取引市場確立を我が国が主導する好機にあるとする。そのうえで、2016年5月に発表した「LNG 市場戦略」に基づき、①LNG 取引の流動性の向上、②需給を反映した LNG 価格指標の確立、③オープンかつ十分なインフラの整備、に引き続き取り組んでいくと述べ、具体的には、仕向地制限をはじめとする取引の流動性を阻害する商慣習の弾力化や、新規プレーヤーの参加促進を通じた LNG 取引の活性化により市場の流動性を向上させるとともに、上流開発・液化案件の立ち上がりを促し、我が国含めたアジア規模の LNG サプライチェーンへの我が国企業の参画を促進するため、潜在的なアジア需要開拓に向けた資金面や人材育成等の支援に取り組む

²³⁸ https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf：最終アクセス 2020.1.4

²³⁹ 第5次エネルギー基本計画 27 頁

²⁴⁰ 第5次エネルギー基本計画 83 頁

とした。また、柔軟かつ透明性の高い国際 LNG 市場の実現には、他国を含めた官民連携が重要となるため、LNG 産消会議や G7, G20, APEC, EAS 等の国際会議に加え、2017 年に締結した EU との協力覚書に基づくワークショップなど、国際的な対話の機会を数多く確保することで、産消国間の意思疎通の円滑化、消費国間の連携強化などを進めていくと点が追記されており、「LNG 市場戦略」の内容が取り込まれたものになっている²⁴¹。

第 4 節 LNG 市場戦略

LNG 市場戦略は、2016 年 5 月に経済産業省が策定し、G7 エネルギー大臣会合の場で発表された。その内容は、米国からの LNG 輸出開始や電力・ガスの全面自由化といった需給環境の変化を踏まえ、低廉かつ安定的な LNG 調達を進めていくための今後の対応を取りまとめたものである²⁴²。

流動性の高い LNG 市場を構築し、2020 年代前半までに日本を LNG の取引や価格形成の拠点（ハブ）としていく事を目指すとしており、具体的アクションとして、仕向地条項の撤廃に向けた取組の強化、LNG プロジェクトの円滑な立ち上げに資するファイナンスの考え方の見直し、国内外における新規ガス・LNG 需要の拡大、LNG 船の運用の容易化に向けた取組、健全な競争による日本の LNG 需給を反映した価格指標の確立に向けた価格報告機関と必要な対話の実施、ファイナンス支援における価格指標の育成の観点取り入れ、東京商品取引所における LNG の先渡し取引の取組についての支援、LNG 基地第三者アクセスや情報開示に係るルールについての LNG 市場育成の観点を踏まえての検討、広域パイプラインや地下貯蔵施設等の関連インフラ整備に向けた制度的措置や公的支援のあり方の検討などを挙げている。

議論の発端は、2012 年 12 月閣議決定により設置された日本経済再生本部のもと、2013 年 1 月より産業競争力会議が開催され、経済産業大臣に、前政権のエネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築することが求められたことであろう²⁴³。これを受け、同年 2

²⁴¹ 第 5 次エネルギー基本計画 28-29 頁

²⁴² 経済産業省プレスリリース「『LNG 市場戦略』を G7 エネルギー大臣会合の場で発表しました～流動性が高い LNG 市場と日本の『LNG ハブ』化に向けた対応～」

(<https://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160502003/20160502003.html> : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁴³ 平成 25 年 1 月 25 日「第 1 回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」

月の第 2 回会合では、エネルギーコスト削減対策について、LNG の調達価格についても議論されている。そして、LNG 調達コストの低減は、「日本再興戦略（2013）JAPAN is BACK」²⁴⁴に取り上げられることとなった。

その後、2013 年 12 月 20 日開催の第 2 回産業競争力会議フォローアップ分科会（エネルギー）では、資源エネルギー庁提出資料のなかに、「LNG 売買契約の多くには、購入した LNG の転売を制限する契約条項（「仕向地条項」）があり、事業者連携を促進するためにも、FOB 契約の仕向地条項の撤廃等を進めていく必要がある。」との記述が登場する²⁴⁵。

この議論は、経済産業省に置かれた総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で、議論が進められており、2013 年 11 月 18 日開催の第 10 回分科会では、「バーゲニングパワーの強化に向けた LNG の新しい共同調達の方向性」が議題として挙がっている。この中で、資源エネルギー庁は、2013 年 10 月から 11 月にかけて行った事業者他からのヒアリングの結果から、「FOB 契約における仕向地条項の撤廃など、LNG 契約の商慣行を弾力化していく取組を後押ししていく必要がある」と説明している²⁴⁶。

そして、翌 12 月の第 2 回産業競争力会議フォローアップ分科会（エネルギー）に「エネルギー基本計画に対する意見」を提出しており、ここには、「内外の事業者連携を促進するためにも、本船渡し契約（FOB 契約）における仕向地条項の撤廃など LNG 契約の商慣行を弾力化していく環境整備を進めていく。」あるいは、「北米からの LNG 供給や仕向地条項の撤廃などによる取引の多様化の推進、LNG 産消会議の開催や消費国間の連携を通じて、アジア・太平洋における今後の LNG 需要の見通しを踏まえつつ、日本をアジアの中核に位置付けた地域大の LNG 需給構造を将来的に実現していく。」など、のちに第 4 次エネルギー基本計画にそのまま取り入れられた内容が記されている²⁴⁷。

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/dai3/siryou03.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁴⁴ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK」平成 25 年 6 月 14 日

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) 51 頁

²⁴⁵ 資料 2-4 「参考資料」平成 25 年 12 月、資源エネルギー庁

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/bunka/energy/dai2/siryou2-4.pdf> : 最終アクセス 2020.1.4) 13 頁

²⁴⁶ 資料 7 「バーゲニングパワーの強化に向けた LNG の新しい共同調達の方向性について」平成 25 年 11 月、資源エネルギー庁（国立国会図書館が保存した 2018 年 12 月 1 日時点のページ）

(http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194359/www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/010/pdf/010_005.pdf : 最終アクセス 2020.1.4) 2 頁

²⁴⁷ 資源エネルギー庁資料・前掲注 249)32 頁

第5節 小括

このように見ていくと、LNG 報告書の調査が、政府のエネルギー政策の抜本の見直しに端を発し、経済産業省主導のエネルギーコスト削減の具体的な施策として位置づけることが可能になる。

であるとすると、2004年3月の中東経済研究所の報告により、原油市場におけるアジア・プレミアム問題への対応策が提言されていたにもかかわらず、当時のエネルギー市場環境から、コスト低減（Economy）への働きかけが劣後したことが想起される。政府のエネルギー政策の基本方針は、3E+S であることに変わりはないが、その優先順位はその時々々の時代背景や経済環境によって変わりうることを忘れてはならない。

2019年年末現在、OPEC・非OPEC諸国の減産合意延長や米国によるイランへの経済制裁強化、サウジアラビア、イラク、リビアやベネズエラなどの産油国での地政学リスクの高まりと、米国経済の好調な見通しや米中貿易摩擦緩和の見通しなどを受け、原油価格は再び上昇基調にある。LNGの原油価格連動方式による取引価格は上昇傾向にあるが、逆にスポット価格は需給の緩和を受け、安値で推移している。この状況を受けて、大阪ガスは、パプアニューギニアのPNG LNGプロジェクトに対して、LNG価格見直しの仲裁申立てを行ったと伝えられる。この背景には、自由化による日本国内マーケットの競争激化があるという²⁴⁸。

LNG 報告書以降、2017年10月にJERAがマレーシアとのLNG購入契約について公正取引委員会の見解に沿った条件を取り入れるなど、仕向地条項の緩和・撤廃に向けた動きが徐々に進んでいるとされる²⁴⁹。また、2019年は、世界全体で年間3000万トン程度分のLNG引取契約ないし基本合意が合意され、いずれも仕向地制限がないともいう²⁵⁰。しかし、JERAは2017年から2019年にかけて、Malaysia LNG Sdn. Bhd.（マレーシアLNG社）²⁵¹の他にも、Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited（ADNOC LNG

²⁴⁸ “Japan LNG buyers talk tough as spot prices drop to 3-year lows”, Reuters, August 7, 2019 (<https://www.reuters.com/article/us-japan-lng-contracts/japan-lng-buyers-talk-tough-as-spot-prices-drop-to-3-year-lows-idUSKCN1UX0TH>) : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁴⁹ 藤江=松村 21頁・前掲注145)

²⁵⁰ IEEJ NEWSLETTER No.195 (2019) 5頁

²⁵¹ JERA 2017年10月25日付プレスリリース

(https://www.jera.co.jp/information/20171025_330) : 最終アクセス 2020.1.4)

社)²⁵²、LNG カナダプロジェクト²⁵³、モザンビーク LNG プロジェクト²⁵⁴と LNG 売買契約もしくは基本合意を結んだとしているが、契約条件は、マレーシアが DES 条件および FOB 条件となっている他はすべて DES 条件である。マレーシアとの基本合意についても、ペトロナス社長は、公取委の仕向地条項撤廃を遵守するものの、価格と柔軟性はパッケージで交渉したいと述べ、仕向地フリーの契約には値上げもありうると示唆したという²⁵⁵。2019 年の新規合意も、かなりの部分が米国もしくはカナダのプロジェクトであると考えられ、仕向地条項の緩和・撤廃に向けた動きが本当に進んでいるのか判然としないし、むしろ大阪ガスが価格見直しの仲裁申立てをしていることは、価格に対する効果が生じていないことの表れとも考えられる²⁵⁶。

一方、現在のエネルギー基本計画が、米国からの、FOB 条件の仕向地フリーの LNG 輸出契約に大きく依存していることも、トランプ政権の対外政策を考えれば慎重に検討する必要がある。エネルギー政策は国の安全保障に直結する政策であり、国が総合的に取り組むべき問題であることはもちろん、その運営には、慎重すぎて慎重に過ぎることはないのである。

²⁵² JERA 2018 年 8 月 7 日付プレスリリース

(https://www.jera.co.jp/information/20180807_30 : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁵³ JERA 2019 年 4 月 9 日付プレスリリース

(https://www.jera.co.jp/information/20190409_338 : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁵⁴ JERA 2019 年 5 月 13 日付プレスリリース

(https://www.jera.co.jp/information/20190513_348 : 最終アクセス 2020.1.4)

²⁵⁵ 2017 年 11 月 1 日付 日経新聞記事

²⁵⁶ なお、東京ガスの同期間の LNG 引取契約、基本合意実績は次のとおりである (いずれも最終アクセス 2020.1.4)。

- ① マレーシア LNG 社 : DES および FOB (2018 年 3 月 14 日付プレスリリース, <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20180314-01.html>)
- ② Diamond Gas International 社 (LNG カナダプロジェクト) : DES (仕向地変更柔軟性有) (2018 年 10 月 10 日付プレスリリース, <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20181010-01.html>)
- ③ インフラエストルクトゥーラ・エネルヘティカ・ノヴァ社及びセンプラエルエヌジーアンドミッドストリーム社 (メキシコ西海岸エナジアカスタアズール LNG プロジェクト) : FOB (仕向地自由) (2018 年 11 月 8 日付プレスリリース, <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20181108-02.html>)
- ④ モザンビーク LNG1 (One) 社 (モザンビーク LNG プロジェクト) : 条件不明 (2019 年 2 月 5 日付プレスリリース, <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20190205-01.html>)
- ⑤ シェル・イースタン・トレーディング社 : 条件不明 (2019 年 6 月 18 日付プレスリリース, <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20190618-01.html>)

一方で、東京ガスは、売主として住友共同電力と LNG 売買契約を結んでおり、その条件は DES である (前掲注 165)⑩)。

終章 まとめ

本稿は、LNG 報告書が、LNG 売買契約において伝統的な取引条件である仕向地条項や Take or Pay 条項に独占禁止法上の懸念を示したことに対し、十分に検討されていない点があるのではないかと、我が国のエネルギー政策を推進する道具として、独占禁止法が使用されているのではないかとという観点から、検討を加えたものである。

第 1 章では、LNG 報告書の概要、すなわち、第 1 節 調査開始の経緯、第 2 節 LNG 報告書の構成と調査趣旨、第 3 節から第 5 節にかけては、LNG 報告書の主要な部分である、「第 2 章 天然ガス」、「第 3 章 LNG 売買契約」、「第 4 章 LNG 取引における公正な競争の確保」を振り返るとともに、第 6 節で、仕向地条項や仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることは独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがあること、初期投資回収後において Take or Pay 条項を課すことは、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがあること、という LNG 報告書の結論に対し、次の点をより詳細に検討すべき課題として挙げた。

- ① 産油ガス国の国益や国家主権についての検討。
- ② 各地域別の価格水準と仕向地制限との関係。
- ③ 公正取引委員会の実施した計量経済学的な分析に対する考察。
- ④ 商品の範囲についての検討（重質・軽質・超軽質、期間契約とスポット契約）。
- ⑤ 市場の地理的範囲についての検討（調達先と価格水準）。
- ⑥ 商品範囲、地理的範囲の検討を踏まえた市場画定の検討（アジア市場と世界市場）。
- ⑦ 市場画定の検討を踏まえた市場閉鎖効果の検討。
- ⑧ 市場閉鎖効果と販売価格維持効果の関係。
- ⑨ Take or Pay 条項の独占禁止法上の評価、意義づけ。
- ⑩ 個別条項と契約全体のバランスの関係。
- ⑪ 今後の公正取引委員会の対応、とるべき選択肢についての検討。
- ⑫ LNG 報告書そのものが、政府のエネルギー政策、産業政策に基づくものではなかったかという点。
- ⑬ 報告から 3 年が経過した、報告書の影響と現在の状況。

第 2 章では、欧米の先例を基に、上記①の点に付き検討した。

まず、第 2 節で、Scott Looper 弁護士の論文を参考に、米国反トラスト法と OPEC の関係を通して、米国におけるエネルギー政策と国家主権、反トラスト法との関係を検討した。

米国では、ホームズ原則によって、国際礼讓を考慮し、外国の主権に大きな影響を与える場合には、シャーマン法違反の例外を認めてきた。そのため、米国議会では、OPEC に対するシャーマン法の適用を可能とする法案が度々提出されてきたが、一度も成立していない。しかし、トランプ大統領の OPEC に対するこれまでの態度や、米国最高裁が司法消極主義に転ずる可能性から、OPEC に対してシャーマン法の適用が実現する可能性が出てきた。今のところ、トランプ大統領は自らの外交・経済政策によって原油価格に直接影響力を行使できるため、その機会が近いとは思われないが、エネルギー政策と国家主権、反トラスト法との関係は、まさに国家的課題であり、LNG 報告書において十分に議論されていないことを確認した。

第 3 節では、EU における国家主権と競争法との関係を検討した。欧州委員会は域内の電力・天然ガス市場の競争促進のために競争法を利用して成功を収めてきた。天然ガス取引分野では、2002 年から 2007 年にかけて契約条項の事件調査を実施し、正式決定 1 件と和解 6 件を行っている。さらに、2018 年に Gazprom と新たな合意を結んだほか、Qatar Petroleum に対する調査も開始している。しかし、正式決定を行った GDF/ENI/ENEL 事件では、競争法違反の決定を下しながら、制裁金を課さないという決定を行ったことについて、主権国家及びそれと一体である NOC に対する競争法適用は、通常とは異なる制約要因及び判断要素が強く影響しているのではないかとの批判がある。

このように、エネルギー資源と国家主権には切り離しがたい関係があり、米国や EU はそれに挑戦するにあたっては、立法・司法・行政の三権の総力を挙げて取り組んでいた。競争法を道具主義的に使うとしても戦略的な運用が必要であり、高度な政治的な統一的支援が必要となること、そして、それを国際的に使用することへの慎重さが必要になることがわかった。

第 3 章では、我が国独占禁止法の観点から、上記②から⑩の点を検討した。

まず、第 1 節で仕向地制限について検討した。商品の範囲では、特に期間契約とスポット契約とで商品の範囲を画定したことについて、期間契約のフォーミュラに基づく価格と足元のマーケットによるスポット価格という、価格の違いによって範囲を画定したのであれば、北米、欧州、アジアという市場間での価格格差を考慮すべきという点を指摘し、さらに、期間契約とスポット契約の間に代替性がないという点にも実際の取引の流れから疑問を投げかけた。また、市場の地理的範囲では、実際の取引量から、日本のスポット契約市場に世界市場と呼べる広がりがあるかについて疑問を投げかけた。

仕向地制限の競争制限効果については、DES 条件の契約が 7 割超を占めることから、FOB 契約での仕向地制限の市場閉鎖効果判断が可能なのかどうか、また、供給者の、日本市場を含むアジア市場での競争が激しくなっていることから、日本市場からの転売がどの程度市場に影響を与えるものなのか、疑問を提示した。そして、これらを正しく判断するには、日本市場における LNG 取引について述べるだけでは不十分なのであって、アジア市場、世界市場における、パイプライン・ガスをも含んだ天然ガス全体の取引実態について調査する必要があるのではないかと問いかけた。

仕向地制限の価格維持効果についても、LNG 報告書は、複数の供給者による並行的な非價格的制限行為の累積によって市場閉鎖効果（のおそれ）が生じると、価格維持効果（のおそれ）も生じるとするが、実際の LNG 取引価格決定のメカニズムから、供給者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができると否かの判断が困難であることを指摘した。そして、仕向地制限には、個別の要因から価格形成方式が異なって成立してきた北米、欧州、アジアの各市場において、適切な価格設定を行うという機能があることを指摘し、異なる市場で異なる取引価格フォーミュラを採用する法的判断が下されたケースとして、Gas Natural と Atlantic LNG の仲裁事例（さらに米国ニューヨーク地裁での確認判決）を紹介した。こうした仕向地制限の果たす取引上の必要性は、LNG プロジェクトの投資回収をより確実とし、他の LNG プロジェクトが立ち上がりやすくなることで、競争促進効果を生じると積極的に評価することもできよう。

なお、第 2 節では、利益分配条項の競争制限効果について検討したが、利益分配条項の必要性・合理性については、仕向地制限に一定の合理性があるという立場から、複数の供給者がそれぞれ並行的に仕向地条項並びに利益配分条項を要求していることによって、需要者にとって著しく不利益と考えられる供給者の要請を受け入れざるを得ないような場合に独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用の問題）となると整理した。

第 3 節では、Take or Pay 条項について、優越ガイドラインの 4 要件に照らして検討した。Take or Pay 条項は LNG 売買契約では一般的な条項であるため、取引先変更の可能性と、海外からの LNG を輸入せざるを得ないという取引の必要性が問題となる。しかし、供給者、需要者がともに巨額な先行投資を要求されるため、限られたプレーヤーしかいない LNG 取引市場では、供給者も需要者に拘束され、どちらによりバーゲニングパワーが高まるかは市場の状況によって決まり、市場の理解が優越的地位にあることの総合判断において必要であることを指摘した。

また、LNG 報告書が正当化事由としている初期投資の回収について、優越ガイドラインのいう需要者の合理的な範囲を超えた負担という基準は、供給者の事情とは無関係であることを指摘し、競争促進効果に配慮するとすれば、初期投資回収後の Take or Pay 条項の効力にも、一定の配慮を示すべきことを指摘した。

さらに、優越的地位の濫用の公正競争阻害性（自由競争の基盤侵害）について、自由かつ自主的判断が阻害され、真の「意思」が抑圧されている状況かどうかという主観的要素も考慮されるべきと指摘し、LNG 取引においても、供給者と需要者が相互にギブ・アンド・テイクの関係にあり、一部だけを切り出して、断片的に経済合理性の欠缺を問題視することは、全体として合理的な継続的取引自体を消滅させてしまうことになりかねないとの批判を紹介した。

また、太陽電池グレードポリシリコンの事案を取り上げ、どのような場合に、独占禁止法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなると認めるのか、どのような請求であれば、本来我が国の専属管轄に服すべき程国家的関心の強いものと言えるのか、将来の紛争に向けての課題を指摘した。

第4節では、今後の課題として、仮に公正取引委員会が国営の供給者に対して課徴金を課す場合の懸念と、一定の取引分野としてアジア市場、世界市場を画定していることへの、効果主義の適用範囲をめぐる懸念について論じた。また、欧州の対応と LNG 報告書の対比を行って、公正取引委員会が、LNG 報告書という形で今後の対応を供給者、需要者に委ねてしまうのではなく、欧州委員会が和解で調査を終了したように、警告という形で是正を求めていることが、議論の深まりを妨げている可能性について言及した。

以上のように、LNG 報告書の結論には、検討すべき点が多々あると考えるが、そこに政策目的達成の意図があったとすると、行政の流れの中で、どのように位置づけることができるのか、第4章では、⑫と⑬の点について検討した。

第1節では、LNG 報告書が挙げる調査の背景が、まさしく日本のエネルギー政策そのものであることを指摘し、第2節では、2004年の中東経済研究所による「石油市場の国際的な取引慣行に係わる基礎的調査」が、原油市場において、長期契約削減とスポット契約の増大、仕向地条項の撤廃という LNG 報告書と同様の結論を出しているにもかかわらず、何らのアクションもとられていないことは、政策的なものではないかと疑問を投げかけた。

そして、第2節において、我が国エネルギー基本計画の変遷を振り返り、第3節で、日本経済再生本部の問題提起が経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会によ

って議論され、その成果が「LNG 戦略」、エネルギー基本計画へと取り込まれていったことを確認した。その中で、LNG 報告書を、政府のエネルギー政策の抜本の見直しに端を発した、経済産業省主導のエネルギーコスト削減の具体的な施策として位置づけることが可能になることを論じた。

しかしながら、中東経済研究所の調査に対して何らのアクションもとらえなかったように、国の政策課題の優先順位はその時々時代の背景や経済環境によって変わりうる。一方で、LNG 報告書を受けて、仕向地条項の緩和・撤廃に向けた動きが徐々に進んでいるとされながら、実際に合意されているのは DES 条件の取引が多いように見受けられる。

以上のような検討の結果、LNG 報告書には、十分に検討されていない点があり、また、我が国のエネルギー政策を推進する道具として、独占禁止法が使用されている疑いがある、という結論に至った。LNG 報告書の内容に沿った取引が増えていると言われるが、それによって、市場の競争が促進されたという実感はない。一方で、エネルギー市場への政策的介入は、実務に対しての影響も大きい。今後の政策的運用に際しては、想定される効果を踏まえて、よりバランス感のある、慎重な運用を期待するものである。

なお、筆者の力不足により、本稿で十分論じきれなかった点も多々ある。ここでは、三つの点を挙げておきたい。

第一は、第3章第1節2-1.で触れた、市場の捉え方についてである。ここでは、仕向地制限の競争制限効果について、日本市場における LNG 取引について述べるだけでは不十分であり、アジア市場、世界市場における LNG 取引の実態について調査する必要があることを述べたに過ぎないが、供給者、需要者がより様々であるだけでなく、取引についてもパイプライン・ガスとの競争関係など、より複雑な市場環境から議論を展開することができれば、より説得力が高まったのではないかと。LNG 報告書は、国際取引が LNG だけという日本の状況から論じているが、世界的にはパイプライン・ガスによる取引の方が主流であって²⁵⁷、天然ガスの世界市場から出発することで、より実際の市場、取引の状況を俯瞰することができ、LNG 報告書の議論の限界を示すことができたのではないだろうか。

第二は、同じく第3章第1節2-3.で触れた、LNG の取引価格についてである。ここでは、LNG の取引価格決定のための代表例として、石油価格連動方式と生産地の天然ガス市場価格連動方式があることを挙げた。これに対して、スポット価格のように、需要地での

²⁵⁷ BP 統計 2019 による 2018 年の LNG 輸出量 4310 億 m³ (40 頁) に対し、パイプライン・ガス輸出量 8054 億 m³ (41 頁)。

市場価格を反映して決めるべきという主張もあるものの、欧州とは違って、パイプライン・ガスの取引が少ないアジア市場では、そうした価格を決めるメカニズムや、それを可能とする天然ガスの地下貯蔵など一連の物理的システムが未だ成立していない。また、成立したとしても、先物市場の発達により、投機マネーの流入や、地政学的要素によって、足元の需給に直接関係のないところで価格が決定する例は、原油市場でも、北米の天然ガス市場でも見られるところである。こうした市場における価格というものをどのように捉えるべきか、という議論も必要であった。

第三は、第3章第3節6.で触れた、日本国内での最低引取量未達に伴う違約金についてである。本稿では、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合では、中途解約補償料を合理的な根拠に基づく金額とすることが提案されていることを報告し、また、欧州の先例にも触れている。一方、豪州では、2012年に高等裁判所²⁵⁸、2014年にヴィクトリア州最高裁²⁵⁹によって、“penalty”（違約罰）に該当するとして、Take or Pay 条項の効力を否決する判決があった。英国でも、2015年、最高裁が、“penalty”にかかる判例を事実上変更して Take or Pay 条項の効力を否定した²⁶⁰。これらはいずれも石油、天然ガス取引にかかるものではないが、どのような場合に Take or Pay 条項の適用が否定されるのか、国内の議論に参考となるであろうし、石油、天然ガス取引における影響はないのかという点も検討の必要がある。特に英国のケースでは、多くの LNG 売買契約が英国法を準拠法としていることを考え合わせると、太陽電池グレードポリシリコン事件のように、日本の裁判所が、準拠法において関連法規を適用した場合の具体的な適用結果を比較し、我が国の公序維持の観点から容認しがたいほどの乖離があるかないかを検討する可能性がある、という点からも重要である。

本稿は、LNG 報告書の結論に疑問を投げかけたものにすぎず、むしろ、上記の本稿で論じきれなかった課題の検討によって、日本のエネルギー政策と競争法の関係に、新たな視点を投げかけることを目指し、今後さらに、検討を進めることとしたい。

以上

²⁵⁸ John Andrews & Others v Australia and New Zealand Banking Group Limited [2012] HCA 30

²⁵⁹ Cedar Meats (Aust) Pty Ltd v Five Star Lamb Pty Ltd [2014] VSCA 32

²⁶⁰ Cavendish Square Holding BV v Talal El Makdessi; ParkingEye Limited v Beavis [2015] UKSC 67

参考文献・資料

(判例・ガイドラインを除く。なお、インターネットアドレスへの最終アクセス日は、すべて2020年1月4日である。)

書籍

- イアン・スキート著（奥田英雄訳）『OPEC（1960年～1986年）－その価格と政治』（石油評論社，1990）
- トマ・ヴェラン＝エマニュエル・グラン著（山田光監訳）『ヨーロッパの電力・ガス市場－電力システム改革の真実』（日本評論社，2014）
- ドナルド・トランプ著（岩下 慶一訳）『タフな米国を取り戻せ：アメリカを再び偉大な国家にするために』（筑摩書房，2017）31-32頁，（原著“Time to get tough” by Donald J. Trump（2011））
- ラルフ・H・フォルソンほか著（柏木昇＝久保田隆訳）『アメリカ国際商取引法』（木鐸社，2003）
- リシ・K・ナラン著（山下恵美子訳）『クオンツトレーディング入門－規律と秩序で戦略を自動化するための手法』（パンローリング，2011）
- ロジャー・フィッシャー＝ウィリアム・ユーリー著（金山宣夫＝浅井和子訳）『ハーバード流交渉術』（TBSブリタニカ，1982）
- 今井伸＝橘川武郎『LNG 50年の軌跡とその未来』（日経BPコンサルティング，2019）
- 小原喜雄『国際的事業活動と国家管轄権〔神戸法学双書26〕』（有斐閣，1993）
- 河村幹夫監修，甘利重治＝山岡博士著『石油価格はどうか・石油市場のすべて』（時事通信社，2007）
- 通商産業政策史編纂委員会編，橘川武郎『通商産業政策史 1980-2000 第10巻 資源エネルギー政策』（2012）
- 佐久間正哉編著『流通・取引ガイドライン』（商事法務，2018）
- 澤田壽夫ほか編『マテリアルズ国際取引法 International Business Law: Notes, Cases & Materials〔初版〕』（有斐閣，2004）
- 庄司克宏『EU法 基礎編』（岩波書店，2003）
- 白石忠志『独占禁止法〔第3版〕』（有斐閣，平28）
- 泉水文雄『経済法入門』（有斐閣，2018）

中川淳司『資源国有化紛争の法過程』（国際書院，1990年）
長澤哲也『優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析〔第3版〕』（商事法務，2018）
中谷和弘『ロースクール国際法読本』（信山社，2013）
中谷和弘ほか『国際法』（有斐閣アルマ，2006）
西村あさひ法律事務所編『エネルギー法実務要説』266頁（商事法務，2018）
樋口範雄『アメリカ契約法【アメリカ法ベーシック1】』（弘文堂，平17）
本間靖規，中野俊一郎，酒井一著『国際民事手続法』（有斐閣アルマ，2005年）
松井茂記『アメリカ憲法入門〔第8番〕 外国入門双書』（有斐閣，2018）
山田昭雄ほか『流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』（商事法務研究会，平3）
山田鎌一＝佐野寛『国際取引法〔第3版〕』（有斐閣，2006）

論文

ANA STANIĆ 著（紺野博靖訳）「LNG and gas price reviews in the EU : Lessons for Japan 欧州における LNG およびガス価格見直：日本への教訓」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー53巻2号（2019）https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/page/001/007/759/201903_01a.pdf

Davina Garrod and et al., “European Commission Takes Aim at Qatar’s LNG Contracts”, AG Speaking Energy (2018)
<https://www.akingump.com/en/experience/industries/energy/speaking-energy/european-commission-takes-aim-at-qatar-s-lng-contracts.html>

Joanne Foakes and Elizabeth Wilmshurst, “State Immunity: The United Nations Convention and its effect”, Chatham House International Law Programme (2005)
<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/public/Research/International%20Law/bpstateimmunity.pdf>

Michelle M. Foss and et al., “LNG Supply, Trade and Contracting Patterns: Is Transformation Happening?”, the Association of International Petroleum Negotiators and the the Bureau of Economic Geology’s Center for Energy Economics, Jackson School of Geosciences, The University of Texas. (2012)

Paul Greening and et al., “Revisiting LNG Resale Restrictions – Implications of Recent EU Decisions”, AG Speaking Energy (2018)

<https://www.akingump.com/en/experience/industries/energy/speaking-energy/revisiting-lng-resale-restrictions-implications-of-recent-eu.html>

Scott Looper, “NOPEC Goes Bananas: Thwarting Congress Attempt to Extend U.S. Antitrust Law’s Extraterritorial Reach”, Houston Journal of International Law Vol. 32:2 (2010) <http://www.hjil.org/articles/hjil-32-2-looper.pdf>

紺野博靖「欧州委員会が天然ガス取引の地域制限を競争法違反と決定した事件を振り返る – GdF/Eni 事件と GdF/Enel 事件–」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー49 巻1号 (2015) https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/5/5455/201501_017a.pdf

白石忠志「ブラウン管事件最高裁判決の検討」NBL 1117号 (商事法務, 2018)

白石忠志教授ホームページ [https://scrapbox.io/complaw/液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書 \(LNG 輸入\)](https://scrapbox.io/complaw/液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書(LNG輸入))

瀬領真悟「国際カルテルに対する独占禁止法の適用」私法判例リマークス 59号 (日本評論社, 2019)

泉水文雄「国際カルテルと我が国独禁法の射程—ブラウン管カルテル事件最高裁判決 (平成 29 年 12 月 12 日民集 71 巻 10 号 1958 頁)」NBL 1129号 (商事法務, 2018)

高橋宏司「独占禁止法の適用と外国裁判祖を指定する専属的管轄合意」ジュリスト臨時増刊 1518号

武田邦宣「資源国有企業に対する競争法的規律：ガスピロム事件」RIETI Discussion Paper Series 15-J-058 (2015) <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j058.pdf>

土田和博「山陽マルナカ事件審決の検討-優越的地位と濫用行為を中心に-」公正取引 823号 (2019)

東條吉純「第6章 グローバルLNG市場の形成過程における競争法の役割— エネルギー—安全保障の新たな視点—」日本エネルギー法研究所『独占禁止法・競争政策の観点から見た日本と諸外国の電力市場改革— 2011・2012 年度 事業規制班研究報告書—』JELI-R-No.132 (2015) http://www.jeli.gr.jp/img/jeli-R-132@2015_04_Electricity_Market_Reform_in_Japan_and_other_countries.pdf

藤江瑞彦=松村諒「日本の LNG 産業の将来展望に関する考察～LNG 輸入開始から 50 周年を迎えて～」Mizuho Industry Focus Vol. 215（みずほ銀行産業調査部，2019）

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/mif_215.pdf

米谷三以ほか「TPP と政府・企業法務 第 13 回国有企業」NBL1088 号（2016）

松下満雄「アメリカ反トラスト法の最近の動向と域外適用」（2012）

<https://www.koutori-kyokai.or.jp/description/research/2012/201207gaikoku.pdf>

宮井雅明「不公正な取引方法の論点」公正取引 810 号（2018）

宮崎信一「“熱” 能く，LNG 市場を制す～グローバル化へのボトルネック，LNG 発熱量問題～」JOGMEC 石油・天然ガスレビュー39 巻 5 号（2005）[https://oilgas-](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/0/629/200509_013a.pdf)

[info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/0/629/200509_013a.pdf](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/0/629/200509_013a.pdf)

牟田和弥ほか「『液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書』の概要について」公正取引 803 号（2017）

本村眞澄「ロシア：和解に向かう EU とガスピロムー対欧州ガス供給拡大の可能性」独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス資源情報（2016）

[https://oilgas-](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/7/7855/1611_c_gazprom_eu.pdf)

[info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/7/7855/1611_c_gazprom_eu.pdf](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/7/7855/1611_c_gazprom_eu.pdf)

横溝大「外国中央銀行に対する民事裁判および民事執行」日本銀行金融研究所，金融研究（2005）

横溝大「独禁法事例速報」ジュリスト 1509 号（2017 年）

横溝大「独占禁止法の適用と外国裁判所を指定する専属的管轄合意」私法判例リマークス 56 号

横溝大「国際商事仲裁と公益—強行的適用法規の取扱いを中心に」社会科学研究所 69 巻 1 号（東京大学社会科学研究所，2018）[https://jww.iss.u-](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6901_129140.pdf)

[tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6901_129140.pdf](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6901_129140.pdf)

藪内俊輔「23 取引相手方に対する著しい不利益の賦課」ジュリスト増刊『実務に効く公正取引審決判例精選』（2014）

池野友徳「石油開発契約を中心としたコンセッション契約における投資保護の枠組およびわが国政策への一提言」（修士論文，2008）

その他資料

公正取引委員会事務総局「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」(平 29)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1_files/170628_4.pdf

経済産業省通商政策局編『2019 年版不公正貿易報告書 WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』「第二部 WTO 協定と主要ケース」「補論 I 国際的経済活動と競争法」(2019)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_19.pdf

経済産業省「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査報告書」(2016) (<https://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603002/20160603002-1.pdf>)

経済産業省スポット LNG 価格調査 (<https://www.meti.go.jp/statistics/sho/slmg/result-2.html>)

経済産業省プレスリリース

「『LNG 市場戦略』を G 7 エネルギー大臣会合の場で発表しました～流動性が高い LNG 市場と日本の『LNG ハブ』化に向けた対応～」

<https://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160502003/20160502003.html>

財団法人中東経済研究所 経済産業省資源エネルギー庁委託『石油市場の国際的な取引慣行に関わる基礎的調査』2004 年 3 月「第 5 章原油取引慣行の問題点と対応」

<https://jime.ieej.or.jp/htm/extra/2004/08/11/itaku02.pdf>

2016 年 6 月 2 日「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf

エネルギー白書 2004

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8665743/www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2004html/3-1.html>

第 1 次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/0301007energy.pdf

第二次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/keikaku.pdf

第3次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/100618honbun.pdf

第4次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/140411.pdf

第5次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf

公正取引員会報道発表

平成29年6月28日付 事務総長定例会見記録

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h29/apr_jun/kaikenkiroku170628.html

官邸プレスリリース

平成25年1月25日「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/dai3/siryou03.pdf>

「日本再興戦略-JAPAN is BACK」平成25年6月14日

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

資料2-4「参考資料」平成25年12月，資源エネルギー庁

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/bunka/energy/dai2/siryou2-4.pdf>

資料7「バーゲニングパワーの強化に向けたLNGの新しい共同調達の方性について」

平成25年11月，資源エネルギー庁（国立国会図書館が保存した2018年12月1日時点のページ）

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194359/www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/010/pdf/010_005.pdf

電力・ガス取引監視等委員会ホームページ

電力・ガス取引監視等委員会について <https://www.emsc.meti.go.jp/committee/>

制度設計専門会合（第35回） - 配布資料

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/035_haifu.html

第40回制度設計専門会合事務局提出資料「ガスの卸取引に関する競争の促進について」

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/040_03_00.pdf

財務省貿易統計ホームページ

財務省貿易統計（検索ページ） <http://www.customs.go.jp/toukei/search/index1.htm>

世界銀行ホームページ

2019年1月3日付 World Bank Commodities Price Data (The Pink Sheet)

(<http://pubdocs.worldbank.org/en/386711578078060390/CMO-Pink-Sheet-January-2020.pdf>)

The Organization of the Petroleum Exporting Countries (OPEC) ホームページ

Brief History https://www.opec.org/opec_web/en/about_us/24.htm

ウィーン大学国際法模擬裁判所ホームページ

AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF AUSTRIA AND THE

ORGANIZATION OF THE PETROLEUM EXPORTING COUNTRIES

REGARDING THE HEADQUARTERS OF THE ORGANIZATION OF THE

PETROLEUM EXPORTING COUNTRIES (1974)

https://ilmc.univie.ac.at/uploads/media/HQ_Agreement_OPEC_-_Austria.pdf

米国トランプ大統領ツイッター

2018年6月30日 <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/1013023608040513537>

2018年7月4日 <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/1014611307427966976>

米国エネルギー省エネルギー情報局ホームページ

“The United States is now the largest global crude oil producer”, SEPTEMBER 12,

2018 <https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=37053>

米国連邦最高裁プレスリリース

December 21, 2018

https://www.supremecourt.gov/publicinfo/press/pressreleases/pr_12-21-18

August 23, 2019 https://www.supremecourt.gov/publicinfo/press/pressreleases/pr_08-23-19

米国立法情報 (Congress.gov) ホームページ

H.R.5904 <https://www.congress.gov/115/bills/hr5904/BILLS-115hr5904ih.pdf>

H.R.3822 <https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/3822>

H.R.4731 <https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/4731>

H.R.4732 <https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/4732>

H.R.5241 (2000) <https://www.congress.gov/bill/106th-congress/house-bill/5241>

S.2778 (2000) <https://www.congress.gov/bill/106th-congress/senate-bill/2778>

S.665 (2001) <https://www.congress.gov/bill/107th-congress/senate-bill/665>

H.R.4106 (2004) <https://www.congress.gov/bill/108th-congress/house-bill/4106>

S.2270 (2004) <https://www.congress.gov/bill/108th-congress/senate-bill/2270>

H.R.5279 - Oil and Gas Industry Antitrust Act of 2006

<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/house-bill/5279>

S.2557 - Oil and Gas Industry Antitrust Act of 2006

<https://www.congress.gov/bill/109th-congress/senate-bill/2557>

H.R.695 (2005) <https://www.congress.gov/bill/109th-congress/house-bill/695>

S.555 (2005) <https://www.congress.gov/bill/109th-congress/senate-bill/555>

H.R.2950 - Renewable Fuels, Consumer Protection, and Energy Efficiency Act of 2007

<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/2950>

S.3044 - Consumer-First Energy Act of 2008 <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/3044>

<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/3044>

S.2991 - Consumer-First Energy Act of 2008 <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/2991>

<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/2991>

H.R.6653 - Consumer Energy Relief Act of 2008 <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/6653>

<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/6653>

H.R.6074 - Gas Price Relief for Consumers Act of 2008

<https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/6074>

S.879 (2007) <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/senate-bill/879>

H.R.2264 (2007) <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/2264>

S.204 (2009) <https://www.congress.gov/bill/111th-congress/senate-bill/204>

S.3214 <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/3214>

ロシア大統領府ホームページ

“Executive order on measures protecting Russian interests in Russian legal entities’ foreign economic activities”, September 11, 2012
<http://en.kremlin.ru/acts/news/16463>

BP ホームページ

“BP Statistical Review of World Energy 2019 68th edition ”
(<https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2019-full-report.pdf>)

Gazprom ホームページ

“Sergey Kupriyanov: Gazprom always abides by legal requirements of countries where it operates”, September 11, 2012
<https://www.gazprom.com/press/news/2012/september/article143723/>

JERA プレスリリース

「マレーシア LNG 社との LNG 売買に関する基本合意について」 2017 年 10 月 25 日
https://www.jera.co.jp/information/20171025_330

「ADNOC LNG 社との LNG 売買に関する基本合意について」 2018 年 8 月 7 日
https://www.jera.co.jp/information/20180807_30

「LNG カナダプロジェクトからの LNG 売買に関する基本合意について」 2019 年 4 月 9 日
https://www.jera.co.jp/information/20190409_338

「モザンビーク LNG プロジェクトからの CPC との LNG 共同購入について」 2019 年 5 月 13 日
https://www.jera.co.jp/information/20190513_348

東京ガスプレスリリース

- 「マレーシア LNG 社との新たな LNG 売買契約に関する基本合意書の締結について」
2018年3月14日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20180314-01.html>
- 「LNG カナダプロジェクトからの液化天然ガス売買に関する基本合意書の締結について」
2018年10月10日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20181010-01.html>
- 「エナジアカスタアズール LNG プロジェクトからの液化天然ガス売買に関する基本合意書の締結について」
2018年11月8日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20181108-02.html>
- 「モザンビーク LNG プロジェクトからの液化天然ガス (LNG) 共同調達に関する売買契約書の締結について」
2019年2月5日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20190205-01.html>
- 「シェル・イースタン・トレーディング社からのカーボンニュートラル LNG の購入について」
2019年6月18日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20190618-01.html>
- 「住友共同電力との液化天然ガス (LNG) 売買に関する基本合意書の締結について」
2019年6月19日 <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20190619-01.html>

九州電力プレスリリース

- 「2019年度(2020年3月期) 第2四半期決算についてお知らせします」
2019年10月31日 (http://www.kyuden.co.jp/press_h191031-1.html)

静岡ガスプレスリリース

- 「大阪ガスとの液化天然ガス(LNG)売買に関する主要条件覚書の締結について」
2010年6月23日 (<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2010/0623.html>)
- 「東京電力との液化天然ガス(LNG)売買に関する基本合意書の締結について」
2010年6月28日 (<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2010/0628.html>)
- 「JERA との液化天然ガス (LNG) 売買に関する基本合意書の締結について」
2015年12月25日 (<https://www.shizuokagas.co.jp/information/news/2015/1225-1.html/>)

沖縄電力プレスリリース

- 「液化天然ガス(LNG)売買契約書の締結について」
平成23年2月22日
(https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2011/110222_01.pdf)

北海道ガスプレスリリース

「石狩LNG基地向け液化天然ガス（LNG）の売買契約締結について」2011年8月2日 (https://www.hokkaido-gas.co.jp/news/20110802_1399.html)

西部ガスプレスリリース

「東京ガスとの液化天然ガス（LNG）売買に係る売買契約書の締結について」平成24年3月27日 (<http://www.saibugas.co.jp/info/kouhou/htmls/nr728.htm>)

広島ガスプレスリリース

「大阪ガス株式会社とのLNG売買契約の締結について」2014年7月30日 (http://www.hiroshima-gas.co.jp/com/w_new/release/2014/lng0730.htm)

日本ガスプレスリリース

「九州電力株式会社との液化天然ガス（LNG）に関する売買契約書の締結について」平成27年11月27日 (http://www.nihongas.co.jp/img_news/201511_LNG.pdf)

北海道電力プレスリリース

「関西電力株式会社ならびにマレーシアLNG社とのLNG売買契約の締結について」2017年3月9日 (http://www.hepco.co.jp/info/2016/1207668_1693.html)

京セラホームページ

「ヘムロック社との長期購入契約の和解のお知らせ」（2018年11月28日）

https://www.kyocera.co.jp/ir/news/pdf/181128_wakai.pdf

2019年3月期通期有価証券報告書

https://www.kyocera.co.jp/ir/library/pdf/FY19_4Q_yuho.pdf

報道・情報サイト

Sergei Komlev, “Pricing the “Invisible” Commodity”, 11 January 2013

https://brusselsenergyclub.org/get_file/id/2013-1-11-gazprom-paper-gas-pricing.pdf

H.R. 2264 — 110th Congress: No Oil Producing and Exporting Cartels Act of 2007.”

<https://www.govtrack.us/congress/bills/110/hr2264>

“NOPEC (‘No Oil Producing and Exporting Cartels Act’): A Presidential Issue and a Test of Political Integrity”, 09/10/2012 05:06 am ET Updated Nov 09, 2012

https://www.huffpost.com/entry/nopec-no-oil-producing-an_b_1869803

“Nord Stream 2: Pipeline spat with EU evolves into ECT dispute”, Investment Treaty News Issue 5. Volume 10, 2019

<https://www.iisd.org/sites/default/files/publications/iisd-itn-december-2019-english.pdf>

IEEJ NEWSLETTER No.195 (2019) <https://eneken.ieej.or.jp/data/8726.pdf>

“Senate OKs plan to sue OPEC for price-fixing”, 06/20/2007

<https://www.reuters.com/article/us-usa-energy-senate-opec/senate-oks-plan-to-sue-opec-for-price-fixing-idUSN1919767120070619>

“Japan LNG buyers talk tough as spot prices drop to 3-year lows”, Reuters, August 7, 2019 <https://www.reuters.com/article/us-japan-lng-contracts/japan-lng-buyers-talk-tough-as-spot-prices-drop-to-3-year-lows-idUSKCN1UX0TH>